



合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010

— 違法伐採問題に対処する日本の取組み —

報告書

平成 22 年 12 月 10 日（金）、11 日（土）

主催：社団法人全国木材組合連合会（違法伐採対策・合法木材普及推進委員会）

一般社団法人全国木材検査・研究協会

後援：林野庁、環境省

目 次

はじめに	1
主催者挨拶	2
祝辞	3
開催概要	4
第 1 部 木材と木材製品の合法性証明のためのトレーサビリティシステムの開発と運用	9
(概要のみ)	11
第 2 部 日本の合法性証明の取組みと違法伐採対策	13
日本の合法木材供給の概要	17
基調報告	20
木材業界団体の取組み	27
消費者・需要者の取組み	38
第 3 部 日本の合法性証明の取組みと世界の違法伐採対策の進展と未来	53
Section1 報告	55
Section2 パネルディスカッション	78
展示会の概要	87

この報告書は、合法木材ナビ HP にも掲載されています。
(URL <http://www.goho-wood.jp/>)

はじめに

この報告書は2010年12月10-11日東京で開催された「合法証明木材等に関する国際シンポジウム2010—違法伐採問題に対処する日本の取組」のうち、社団法人全国木材組合連合会が主催した第二部「日本の合法性証明の取組と違法伐採対策」、第3部「日本の合法性証明の取組と世界の違法伐採対策の進展と未来」を中心にとりまとめたものである。

本シンポジウムでは、2006年から日本政府が、合法性・持続可能性が証明された木材を原料とする製品を優先的に購入する政策を実施に移したのにもない、日本の木材業界が取り組んできた、合法性などが証明された木材製品を供給する取組の、現時点での達成状況と課題を、国内外の方々と議論したところである。

日本の木材業界が取り組んできた成果として、違法伐採問題に取り組む国内外の方々の参考になれば幸いである。

平成23年2月

社団法人全国木材組合連合会
会長 並木瑛夫

主催者挨拶

ご挨拶



全国木材組合連合会会長・全国木材検査・研究法人で理事をしています並木でございます。一言挨拶申し上げます。

本日、明日と2日間にわたる合法証明木材等に関する国際シンポジウム2010を開催いたしましたところ、このように多くの方々ご参加いただきありがとうございます。そして、インドネシア、サラワク、中国、EU、米国など5カ国からプレゼンター、パネラーの他一般参加者として多数の参加をいただき感謝します。また日頃から幅広くご指導いただいています皆川林野庁長官にはご多用の中ご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。

このシンポジウムは、この地球上から違法伐採をなくすため、わが国、そしてご参加国の取組み状況などについて発表・討論して、各国の共通認識の下に連携して違法伐採対策を一層推進していくことを目的として開催するものです。

わが国の森林・林業・木材業界が、この違法伐採問題に対する本格的な取組みを平成18年から始めて4年半になります。日本政府がグリーン購入法等で国等の調達する木材・木材製品は合法性、持続可能性が証明されたものを対象とし、林野庁はその推進のために木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインを平成18年2月に明らかにしました。

そこで、平成18年に全国の森林・林業・木材産業団体・関係者が結集して、このような政府の方針を踏まえ、林野庁ガイドラインに即して業界の自主的取組みとして合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給体制整備、利用の普及などの取組みを進めているところであります。また、日本とインドネシア間の違法伐採対策のための「アクションプラン」に基づく木材トレーサビリティ技術の開発協力を進めるほか、諸外国に対しましてわが国の合法性証明システム構築の取組みの紹介など行ってきているところであります。

本日、明日の2日間にわたって違法伐採問題への対応につきまして、ご参加いただいた方々の発表と率直な意見交換をしていただく訳ですが、このシンポジウムを通じてそれぞれの国における違法伐採問題対策の一層前進が図られ、違法伐採対策、ひいては、このようなシンポジウムの開催自体が不必要になることを念願いたす次第であります。以上申し上げます開会の挨拶といたします。

平成22年12月10日

社団法人全国木材組合連合会会長
一般社団法人全国木材検査・研究協会理事
並木 瑛夫

林野庁長官祝辞

本日ここに、「合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010」が盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

はじめに、本日御列席の皆様方におかれましては、日頃より林野行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、インドネシアからは Dr. アグス・ジャスティアント林業省森林利用・林産物生産計画局長を始め林業省や木材業界から 31 名の方々、マレーシアサラワク州からも行政、業界含め 13 名の方々、また、米国、中国、欧州からも御出席頂いております。



さて、現在、メキシコにおいて気候変動枠組条約の第 16 回締約国会議（COP16）が開催されています。会合の中でも森林問題、特に、途上国の森林減少問題に気候変動の観点からどう対処していくかが大きな議論となっています。

特に森林の違法伐採は、世界の森林減少・劣化の直接的な要因の一つであり、森林生態系に被害を与え、生物多様性、持続可能な森林経営を阻害する大きな要因とされています。

また、コストに見合わない不当に安価な木材が国際市場に出回ることにより、我が国を始めとする木材消費国の木材流通が乱され、林業・木材産業に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」との基本的考え方に基づいて、違法伐採対策に精力的に取り組んでおり、平成 18 年度から政府が率先して「グリーン購入法」に基づき、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とする措置を導入しました。現在、国内では約 7,700 の事業者の参加を得て合法木材を供給する体制を整備するなど、一定の成果を上げてきたところです。

また、2003 年にインドネシアとの間で署名された違法伐採対策に関する「共同発表」「アクションプラン」に基づき、木材追跡システムなどの技術開発に共に取り組んでまいりました。

今回のシンポジウムでは、これまでの我が国の取り組みについての発表とともに、インドネシア、マレーシアなど木材生産国及び EU や米国など木材消費国、それぞれの違法伐採対策についても発表いただくものと伺っています。

このシンポジウムにおいて、我が国を始めとする各国の違法伐採対策について御参加の皆様が情報を共有することにより、世界の木材市場における違法伐採木材を排除する動きが今後、一層活発化していくことが期待されます。

また、来年 2011 年は国連が定める国際森林年です。世界中の森林の持続可能な経営・保全の重要性に対する認識を今一度高めるとともに、我が国の森林・林業の再生に向けた取り組みを国内外に発信していく機会としたいと考えております。

最後に、違法伐採問題に対する関係者の皆様の更なる取組と協力をお願い申し上げますとともに、本日御参集の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

平成 22 年 12 月 10 日

林野庁長官
皆川 芳嗣

1. 背景と趣旨

地球規模の違法伐採問題に対応するため、日本政府は 2006 年 4 月から、合法性・持続可能性が証明された木材を原料とする製品を優先的に購入する政策を実施に移しており、日本の木材業界は林野庁が発表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、合法性などが証明された木材製品を供給する体制を構築し、それに応じたマーケットが確立してきた。また、2004 年から日本とインドネシア間の違法伐採対策のための「アクションプラン」に基づく木材トレーサビリティ技術の開発がすすみ実用段階に入っている。

これまでの、日本の取組は、木材と木材製品の信頼性と普及可能性の双方を追求するものとして、国際シンポジウム¹などで紹介されるとともに、Gohowood の取組として国際的にも評価されてきた。

違法伐採問題に対する取組は、生産国のみならず欧州、北米などの消費国においてもグローバルに進められており、日本の取組の経験も踏まえ、各国の経験を共有する意味は大きい。このため、合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010 を開催し、日本の取組を関係各国に紹介すると共に、海外の取組の中での Gohowood の意義を明らかにしていくこととしたい。

2. 国際セミナーの概要

- (1) 名称 合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010：違法伐採問題に対処する日本の取組
- (2) 日時 2010 年 12 月 10-11 日

¹ 2007 年 2 月「違法伐採総合対策推進国際セミナー、2007in 東京—日本の木材調達政策に対する世界の対応」、2007 年 12 月「違法伐採対策推進国際セミナー 2007 II—信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて—」2008 年 6 月 G8 サミットに向けた Gohowood 円卓会議「地球環境国際議員連盟（GLOBE International）と語る合法木材供給システムの将来」、2009 年 12 月 2009 年合法証明木材等推進シンポジウム「違法伐採問題に対する Gohowood の取組み」

(3) 場所 TFT ホール 500 (東京都江東区有明 東京ビックサイト前)

(4) 主催 社団法人全国木材組合連合会、一般社団法人全国木材検査・研究協会
後援：林野庁、環境省

(5) プログラムの概要

開会

第 1 部 木材と木材製品の合法性証明のためのトレーサビリティシステムの開発と運用 (10 日)

- ・木材トレーサビリティシステムの開発・運用
- ・インドネシア TLAS と合法性証明
- ・サラワクの丸太の合法性証明

第 2 部 日本の合法性証明の取組と違法伐採対策 (11 日午前)

日本政府林野庁、木材供給事業者認定団体、国内の需要者など

第 3 部 日本の合法性証明木材の取組と世界の違法伐採対策の進展と未来 (11 日午後)

ディスカッション

欧州、米国、中国、インドネシア、マレーシア関係者

(6) 併催行事

会場の一角で、第一部木材トレーサビリティの仕組み、第二部輸入・国内流通される Gohowood に関する展示を行う

(7) 参加者 (約 200 名)

日本国内の行政関係者、木材製品調達関係者、企業調達関係者、木材加工・流通業者、木材輸入業者、消費者、環境 NGO、学術関係者

日本に対する木材輸出国の木材輸出業関係者、行政関係者

(8) 使用言語

日本語、英語、同時通訳



合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010
違法伐採問題に対処する日本の取組
プログラム

主催：社団法人全国木材組合連合会
一般社団法人全国木材検査・研究協会
後援：林野庁、環境省

開催日：2010年12月10日・11日
会場：東京ファッションタウン（TFT）ホール500
東京都江東区有明3-4-10TFTビルディング

12月10日(金)

時 間	プ ロ グ ラ ム
9:30-10:00	受付
10:00	開会
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主催者挨拶 並木 瑛夫（社団法人全国木材組合連合会会長、一般社団法人全国木材検査・研究協会理事） ■ 来賓挨拶 皆川 芳嗣氏（林野庁長官）
10:30	第1部 「木材と木材製品の合法性証明のためのトレーサビリティシステムの開発と運用」
10:30-10:40	第1部開会挨拶 後藤 隆一（一般社団法人全国木材検査・研究協会理事長）
10:40-11:00	「木材トレーサビリティシステムの開発と運用」 佐々木 亮（一般社団法人全国木材検査・研究協会調査研究課長）
11:00-12:05	「インドネシア TLAS の開発と合法性証明」 インドネシア共和国林業省
12:05-12:15	質疑応答
12:15-13:30	昼食
13:30-14:20	「インドネシアの木材トレーサビリティシステムの運用」 インドネシア・エコラベリング協会
14:20-14:30	質疑応答
14:30-15:00	休憩
15:00-16:20	「サラワクにおける丸太の合法性証明」 タリフ・サレー氏 （資源管理計画省副官房長官、サラワク州森林省森林局長、サラワク林業公社総裁）
16:20-16:30	質疑応答
16:30-17:30	ディスカッション
17:30	第1部閉会

12月11日(土)

時間	プログラム
9:00-10:00	受付
10:00-10:10	第2日目開会挨拶 大熊幹章氏（違法伐採対策・合法木材普及推進委員会委員長）
10:10	第2部 「日本の合法性証明の取組と違法伐採対策」 司会 藤間剛氏（独立行政法人森林総合研究所国際研究推進室長）
10:10-10:40	■ 「基調報告」小澤眞虎人（林野庁木材貿易対策室長）
10:40-10:50	休憩
10:50-12:30	1) 報告「木材業界団体の取組」 ■ 又平義和氏（静岡県木材協同組合連合会専務理事） ■ 大橋泰啓氏（日本木材輸入協会専務理事） ■ 高橋早弓氏（ノースジャパン素材流通協同組合専務理事） 2) 報告「消費者・需要者の取組」 ■ 岡崎時春氏（国際環境 NGO FoE ジャパン副代表） ■ 永田進一氏（社団法人日本木造住宅産業協会資源・流通部長） ■ 大石美奈子氏（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会環境委員会副委員長） 質疑応答
12:30-14:00	昼食
14:00	第3部 「日本の合法性証明の取組と世界の違法伐採対策の進展と未来」 司会 永田信氏（東京大学大学院教授）
14:00-15:15	セクション1「報告」 ■ インドネシア共和国 リスティヤ・クスマワルダーニ氏（インドネシア共和国林業省林業課徴金・林産物流通局長） ■ マレーシア セミラン・リポット氏（サラワク林業公社 SFM・コンプライアンス課長） ■ 中華人民共和国 朱光前氏（木材流通協会会長） ■ EU ビンセント・ファン・デン・ベルク氏（欧州森林研究所プログラム・コーディネータ） ■ アメリカ合衆国 デヴィッド・J・ブルックス氏（米国通商代表部天然資源環境管理局長）
15:15-15:30	休憩
15:30-16:50	セクション2「パネルディスカッション」 荒谷明日兒氏（財団法人林業経済研究所理事長）とセクション1の報告者の方々
16:50-17:00	閉会

【開催期間中の会場での展示等】

- Gohowood 輸入材情報 ■ ポスター
- 合法木材製品 ■ インドネシアのトレーサビリティシステムのデモンストレーション

第 1 部

木材と木材製品の合法性証明のための トレーサビリティシステムの開発と運用 (概要のみ)

第1部 木材と木材製品の合法性証明のためのトレーサビリティシステムの開発と運用（概要）

国際シンポジウム第一部「木材と木材製品の合法性証明のためのトレーサビリティシステムの開発と運用」は、2003（平成15）年6月に日本とインドネシア間で策定された違法伐採・違法林産物貿易対策のための協力に関する「アクションプログラム」に基づき、インドネシアで導入可能な木材トレーサビリティ技術の開発・実用化について、2007年度以来実施しているプロジェクトの成果に基づき実施されたものであり、この部分は一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下「全木検」という）により主催された。概要は以下のとおりである。

（なお、この部分を主催した全木検より別途報告書が作成されている。詳細はそちらを参照されたい。）

主催者である全木検理事長後藤隆一から挨拶の後、同団体佐々木亮研究課長からプロジェクトの全容を「木材トレーサビリティシステムの開発と運用」として報告。

違法伐採問題に取り組む上でのトレーサビリティの重要性を踏まえて、インドネシア、マレーシアの二カ国の取組を紹介する第一部の概要を説明すると共に、2004年以来続けてきたインドネシアにおける木材トレーサビリティ・システム開発の経緯を説明した。

次にインドネシア側から、インドネシア共和国森林利用・林産物生産計画局長メイドワード氏による「インドネシア TLAS の開発と合法性証明」とした報告があり、また、インドネシア・エコラベリング協会アラン・プルバウィヤトナ氏から「インドネシアの木材トレーサビリティシステムの運用」という報告があった。

前者の報告では、インドネシアが消費国との連携で開発してきた TLAS（木材合法性証明システム）の内容を説明。これを取りかかりとして持続可能な森林経営に取り組んでいくとした。また、後者の報告は日本と共同で進めてきた、伐採現場からの丸太のトレーサビリティシステムの概要を説明。森林管理者、政府、消費者にとってメリットのあるシステムとして実践していくとした。

また、マレーシアサバ州のタリフ・サレー氏（資源管理計画省副官房長官、サラワク州森林省森林局長、サラワク林業公社総裁）から「サラワクにおける丸太の合法性証明」という報告があった。

マレーシアの中で日本向けの木材輸出の中心であるサラワク州の政府でこの問題の責任者であるタリフ・サレー氏は同州の合法性証明の仕組みと、証明書の根拠について詳しく説明した。

その後参加者による討議が行われた。

第2部

日本の合法性証明の取組みと違法伐採対策

第 2 日目開会挨拶

大熊 幹章

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会委員長



合法木材供給の取組と国際シンポジウムの意義

おはようございます。ただいまご紹介をうけた違法伐採対策・合法木材普及推進委員会座長の
大熊です。

国際シンポジウムの二日目のプログラムに朝早くからおいでいただき、ありがとうございます。
二日目は日本の合法性証明の取組を中心とした違法伐採対策を紹介するプログラムです。政府が
合法性などを証明した木材製品を優先的に購入すると決めて木材業界がその供給に取り組み始め
てから 5 年たちますが、国際シンポジウムも 5 回目となります

経緯を簡単に記したものを資料にいれてあります。

2007 年 2 月の第一回国際セミナーにはじまり、08 年には G8 サミットに向けた Goho-wood
円卓会議「地球環境国際議員連盟 (GLOBE International) と語る合法木材供給システムの将来」、
を行いました。

2007 年 2 月「違法伐採総合対策推進国際セミナー 2007in 東京—日本の木材調達政策に
対する世界の対応」

2007 年 12 月「違法伐採対策推進国際セミナー 2007in 横浜—信頼性と普及可能性の
ある合法木材証明システムを求めて—」

2008 年 6 月 G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議「地球環境国際議員連盟 (GLOBE
International) と語る合法木材供給システムの将来」、

2009 年 12 月 2009 年合法証明木材等推進シンポジウム「違法伐採問題に対する
Gohowood の取組み」

「林野庁のガイドラインに基づく合法性証明がされた木材を輸入木材としても拡大してほしい。そうすれば各国の違法伐採対策に貢献するだろう。」という位置づけで国際的な会合に一貫して取り組んできました。

その中で、私たちとしても日本の取り組みを国際的な活動の中に位置づけるということが少しはできたかと思います。

それが Gohowood という言葉であり、普及可能性というのが一つのキーワードかと思います。

木材は複雑な加工流通経路をとっているため、数カ所の加工拠点で効率的にチェックすることができません。それで加工流通に携わる業者の方を認定して、合法性なり持続可能性の情報提供をかれらの活動にゆだねる、いわゆる CoC= 信頼性の連鎖のシステムが必要になってきます。FSC や PEFC、SGEC などの森林認証制度は第三者に審査によって業者の信頼性を担保する仕組みを考え出しました。業界団体の認定に基づく CoC というのは林野庁ガイドラインのオリジナルなところですが、普及可能性効率性という点できわめて重要なやりかただと考えています。

この取り組みの普遍性や重要性を Gohowood という言葉で表現したつもりです。

グローブインターナショナルとの円卓会議の際にも皆さん方にもこのキーワードは理解をいただきました。このような日本の合法木材供給システムについて、さらにいろいろご検討をいただきたいと思っています。

また、今回は日本のマーケットの中で合法木材についての需要が拡大しつつある重要な時期に開催される意味があります。公共建築物等の木材利用促進法がこの秋から施行されたということも重要な要因になっているかと思っています。合法木材が政府調達だけでなく、民間の調達への拡大している点を注目いただきたいと思っています。

さらに、米国や欧州で消費国の政策として違法伐採問題の展開がみられることも特徴です。これらの紹介も予定されています。国際的な展開の中で違法伐採問題の課題と将来を検討できればありがたいと思っています。

どうぞ、今日一日ご熱心に参加をいただきすばらしいシンポジウムとなるようお願いし、ご挨拶とします。

よろしく申し上げます。

日本の合法木材供給の概要

違法伐採対策 ——日本の取組について—— “Goho-wood” Japan's measures against illegal logging



我が国は、1998年の英国でのサミットにおいて、世界の森林に関する行動計画である「G8森林行動プログラム」(違法伐採対策を含む)について合意し、また、2000年のG8九州・沖縄サミット以来、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて、違法伐採対策の重要性を一貫して主張してきたところです。

こうした中、違法伐採対策として、木材輸出国における木材追跡技術の開発、衛星データを用いた森林の把握技術の開発、関係諸国との情報交換、国際熱帯木材機関が実施する違法伐採プロジェクトに対する支援等を行ってまいりました。

さらに、2005年(平成17年)7月に英国で開催されたG8サミットの結果を踏まえ、新たな違法伐採対策として、「**グリーン購入法**」により、合法性・持続可能性が証明された木材を政府調達の対象とする措置を2006年(平成18年)4月に導入しました。



In 1998, at the Birmingham Summit in England, Japan endorsed the G8 Action Program on Forests, which is an action plan that concerns forests of the world (concerning, among other things, measures against illegal logging), and since the Kyushu-Okinawa Summit in 2000, Japan has constantly advocated the importance of measures against illegal logging, based on the principle that 'illegally harvested timber should not be used.'

In the meantime, Japan has worked to develop technologies for timber tracing in timber-exporting countries and for checking the state of forests using satellite data, exchanged information with related countries, and supported projects against illegal logging implemented by the International Tropical Timber Organization (ITTO) in order to address the issue of illegal logging.

Moreover, based on the discussions at **the G8 summit at Gleneagles in UK in July, 2005**, the Japanese Government introduced, as a new action against illegal logging, measures to ensure that **it procures wood with verified legality and sustainability under the Green Purchasing Law in April, 2006**.

政府調達による違法伐採対策とガイドライン Procurement Policy of Government and the 'Guideline'



政府は、**グリーン購入法**により、政府調達の対象とする木材・木材製品について、合法性・持続可能性が証明されたものとする措置を2006年4月から導入しました。対象となるのは、木質材料が原料として使用されている、紙類、文具類、オフィス家具等、ベッドフレーム、公共工事資材(製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング等)の5分野の木材・木材製品です。

これらの木材・木材製品の合法性・持続可能性については、各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たしていただくこととなります。林野庁では、木材・木材製品の供給者が合法性・持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を「**木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(日本語、英語)**」として公表しており、この中で3つの証明方法を例示しております。



The Japanese Government determined the inclusion of wood and wood products verified as being legally and sustainably produced (Goho-wood) in the list of designated procurement items based on the Law Concerning the Promotion of the Procurement of Eco-Friendly Goods and Services by the State and Other Entities (Law No. 100 of 2000) (the Green Purchasing Law), **starting from April 2006**. The following five categories of wood and wood products are among the designated procurement items under the Basic Policy on Promoting Green Purchasing:

- ① Paper (Example: form papers, printing papers, etc.)
- ② Stationery (Example: business envelopes, notebooks, etc.)
- ③ Office furniture (Examples: chairs, desks, shelves, etc.)
- ④ Interior fixtures and bedding (Example: bed frames)
- ⑤ Public works material (Example: lumber, glued laminated timber, plywood, laminated veneer lumber, flooring, etc.)

Individual companies must voluntarily certify the legality and sustainability of wood and wood products and are expected to be held responsible for the above. The Forestry Agency indicates examples of 3 methods of verification of the legality and sustainability of wood and wood products in the '**Guideline for Verification on Legality and Sustainability of Wood and Wood Products (Japanese, English)**.'

ガイドラインで示された合法性の証明方法 Verification methods indicated in the 'Guideline'



木材・木材製品の合法性等の証明については、
林野庁が作成した「ガイドライン」に次の3つの方法があげられています。
In the 'Guideline' which was made by Forestry Agency, examples of methods of verification on legality and sustainability of wood and wood products are three methods as follows.

1. 森林認証を活用する方法

1. Forest certification system and chain of custody system

森林認証 (SGEC, FSC, PEFC等) の認証マークにより証明する方法です。

This is a method that utilizes certification seals under forest certification systems and chain of custody systems (such as SGEC, FSC, and PEFC certification).



SGEC
Sustainable Green
Ecosystem Council
(「緑の循環」認証協議会)



FSC
Forest Stewardship Council
(森林管理協議会)



PEFC
Programme for the Endorsement
of Forest Certification Schemes
(PEFC 森林認証プログラム)

2. 業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法

2. Verification method by company under the authorization of association

各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別の事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性等証明書」を次の段階の業者に渡すことにより、証明の連鎖を形成する方法です。

This is a method, in which respective associations in the wood industry, after developing their voluntary code of conduct, certify individual companies and the above certified companies (authorized as Goho-wood suppliers) give a "certificate of legality and sustainability" to the company at the next level to form a chain of verification on legality and sustainability.

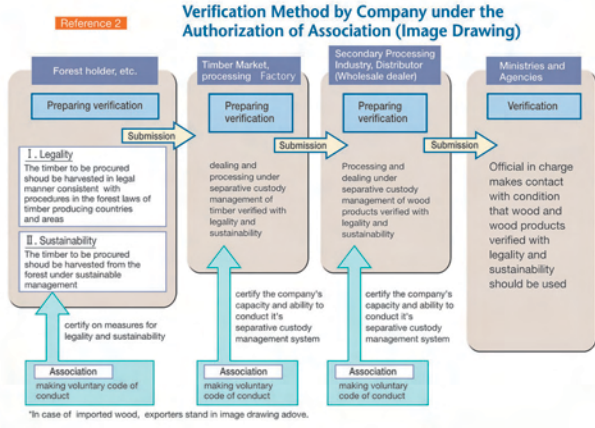
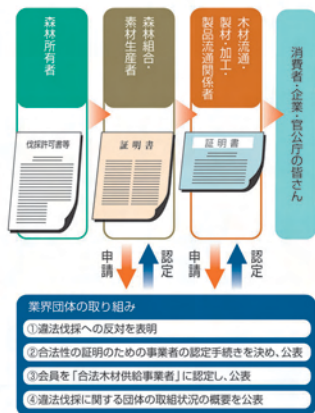
3. 事業者独自の取り組みによる方法

3. Verification method by original measure of each company

個別の事業者が独自に伐採から入荷に至るまでの流通経路等を把握した上で証明する方法です。なお、2の業界団体認定の証明方法と同等レベルの信頼性が確保されるよう取り組み必要があります。

Companies such as those of a large scale, not adopting methods 1 or 2, verify legality and sustainability via their original measures under comprehension of the distribution process from harvesting to delivery. Please note that it is necessary to work to ensure a similar level of reliability as that of the verification method by company under the authorization of association as described in 2 above.

業界団体の認定を受けた事業者による証明方法 Verification Method by Company under the Authorization of Association



小澤 眞虎人

林野庁木材貿易対策室長



違法伐採対策の推進について

報告要旨

ここでは、日本の取組みの概要を説明します。(基調報告後、各プレゼンターより)個別業者・消費者等の取組みを紹介します。

本日のテーマは 3 つあります。

1. 我が国の取組みの概要
2. 合法木材をめぐるこれまでの成果
3. 今後の課題と取組みの方向

日本の取組みの基本的な考え方は、違法に伐採された木材は使用しないということです。

合法性の証明された木材の使用を推進することによって、違法に伐採された木材の使用を減らすという考え方で国内および国際的取組みを推進しています。

1. 国内対策としては、グリーン購入法により、合法性の証明されたものを政府調達条件としています。このためのガイドラインも策定されています。
2. 日本は、木材の約 7 割を輸入材に依存しています。このため、輸入材での取組みが重要となります。合法性証明木材を増やすために、二国間、多国間等で取組みをおこなっています。二国間の例では、報告にあったようなインドネシアでの木材追跡システムの開発や、マレーシアとの専門家会合の開催などがあります。中国との関係でも進歩があったところであり、後ほど説明します。多国間では、生産国・消費国を含む 60 カ国が加盟している国際熱帯木材機関において、生産国を中心とした各種プロジェクトをおこなっていますが、その中で、違法伐採対策に関連するプロジェクトを重点的に支援しています。

グリーン購入法を牽引車として合法木材の調達を推進していますが、具体的には、グリーン購入

法では、紙類、文具類、公共工事資材などを環境物品と位置づけ、これを政府調達で率先使用しています。合法性等を証明するには、2006年策定のガイドラインに従っています。ガイドラインでは、次の3つの証明方法を定めています。

1. 森林認証により持続可能な森林経営として認証され、木材が当該森林から生産され、加工されたものであることを証明します。
2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定によるもの。この方法が一番多い訳ですが、流通各段階に関係する業者の関係団体による認定を受けた業者により、森林（川上）から消費者（川下）まで証明の連鎖をおこないます。
3. 個別企業が自ら基準や過程を明らかにしながら行う証明。

実績

2006年に対して、2009年末の実績は以下の通りです。

- ・ 認定団体数： 108 ⇒ 140
- ・ 認定事業者数： 4,900 ⇒ 7,600 事業者には、流通業者、加工業者、輸入業者などが含まれています。
- ・ 素材生産に占める割合（認定事業者による出荷中、証明をつけて出荷されたものの割合）：
40% ⇒ 63%

なお、素材生産の総量は1,700万立方m程度であるため、このうち400万立方m程度が合法証明されたものとなり、これは約2割超に相当します。証明の対象外である間伐材を除けば、約3割となります。

また、輸入合板に占める割合は75%です。

二国間協力・対話の拡大について、申し上げたいのが中国との連携です。円グラフは2009年の日本の木材輸入実績を金額で表したのですが、中国が輸入額として一番大きな実績です。輸入量で見るとオーストラリア等が多いのですが、中国からは量の割に単価の高い、加工度の高い製品が入ってくるので輸入額として一位になっています。また、中国は原木を輸入して製品を輸出する、いわゆる加工貿易国であり、輸入先を含めた対応の必要があります。そこで2010年8月の第三回日中ハイレベル経済対話において日中の違法伐採等の協力に関する覚書について実質合意し、取り組むこととしたところです。民間レベルの交流も全木連レベルで先週行われたと聞いており、また第三部で朱氏から中国における取組について報告が予定されており、興味深く期待しています。

今後の課題と取組方向については、第一には公的機関によるグリーン購入の徹底で、今までの取組をさらに強化することです。二番目として民間企業・一般消費者等への普及で、特に一般消費者の方に知ってもらう必要があります。三番目として合法性証明の信頼性を高めていくことです。

一番目については国の取組の徹底として農林水産省木材利用推進計画を策定し数値目標も含めて推進していますが、今年、一つ大きな前進がありました。「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律」という新しい法律ができて平成22年10月1日から施行されています。国が公共建築物における木材利用の基本方針を策定するほか、国の庁舎、老人ホーム、体育館等を含む、国が進める公用・公共の建築物について「可能な限り木造化・木質化を進める」というものです。日本ではこれまで建築物の火災対策等の面での規制が非常に厳しく、特に人が集まる公共建築物等の規制が厳しかったのですが、現在それらの見直しが進められ、国の方針の中では三層以下の低層建築物については基本的に木造、それ以外のものについては木質化（内装に木材を使う等）を進めるようにしています。また基本方針では合法木材の利用と供給の促進を明記しています。できる限り環境に負荷の少ない物品の調達を進める中で、合法性の証明された木材の供給体制の整備も必要となってくるということです。

次に民間企業・一般消費者等への普及に関してですが、最終消費者に近い供給事業者へのアプローチに加え、エコプロダクツ展等への出品を行っています。ちょうどこの会場の隣のビッグサイトで行われています。またメディアの活用については特にインターネットを通じた情報提供の強化が課題です。いままで、合法木材に関する情報提供が少ない、特に英語のページが少ないということで今年度重点的に取組を図っています。住宅利用等への促進については、「長期優良住宅の建設の際の優遇措置」があります。国土交通省が中心にとりくんでいる制度ですが、日本の住宅は寿命が非常に短いと指摘されているところ、一定の基準を満たす長期優良住宅で合法性証明された木材を利用すると優遇される措置があります。これを通じて民間の方にも合法木材を認識してもらえたと聞いています。このような措置を通じて合法木材の更なる認知を深めたいと考えています。

三番目の合法性証明の信頼性向上についてです。今年、重点的に取り組んでいるのがデータベースの作成です。合法木材ナビの中に合法性に取り組んでいる方の名前や取り扱い数量等を記載したデータベースの構築を計画しています。ここにアクセスすれば合法木材に取り組んでいる人や団体の情報が手に入れられるということが第一のポイントです。第2のポイントとしては透明性が向上することで企業の側で合法性に取り組むことの成果や社会的な責任が見えやすくなるということです。

以上をまとめますと、日本の基本的なスタンスは木材を取り扱う業界の自主性を尊重することであり、その取組をさらに強化、充実していくことです。この方法のメリットとしては国内外を問わず参加が容易なことに加え、コスト負担が小さく、木材価格の上昇や行政負担の拡大を

招かない、ということが言えます。特にコストの問題は、日本では木材は容易に他の資材と代替されるため、違法伐採対策でコストアップすれば、本来、環境にやさしい資材である木材の利用が阻害されかねないという問題があります。このため、合法木材の利用を促進するためにはコスト上昇は避ける必要があります。行政負担については、国としてはこのようなシンポジウムの開催やモニタリングのためのデータベース構築といった取組をおこなっていますが、国としてはこれ以上の行政負担は難しいところ、比較的小さい行政負担で出来るものが望まれます。なお、これには国内の関係業者の方々ご協力が重要です。

今後の方向性については「合法木材の供給・需要両面での拡大」にまとめてあります。ページ上部は合法性が証明された木材の需要と供給を増やすという量的な面についてであり、下部は合法木材の質的向上についてです。このように量と質の両面から木材市場で合法木材の利用が増えていくことが望ましいということです。特に需要に関わることとして、一般消費者にはなかなか合法木材の認識が高まっていません。このため、合法性を製品の上で表示し、マーケットで消費者の方に選択してもらうという措置も検討しています。このような取組を通じて合法木材の流通の更なる拡大を図り、今後とも日本の合法性証明に係る取組として努力していきたいと考えています。

違法伐採対策の推進について

Japan's Experience in Addressing **Illegal Logging**



goho WOOD
Goho (=Legal) Wood
Advance Mark

平成22年12月11日
December 11th, 2010

小澤 眞虎人
OZAWA Makoto

林野庁木材貿易対策室長
Director, Wood Products Trade Office, Forestry Agency



INTERNATIONAL YEAR
OF FORESTS · 2011

本日のテーマ

Overview of the presentation

我が国の取り組みの概要

Japan's **efforts**

合法木材を巡るこれまでの成果

Progress made so far

今後の課題と取り組み方向

Next Steps

我が国の基本的な考え方と主な取組

基本的な考え方: 違法に伐採された木材は使用しない

basic principal: **illegally harvested timber** should not be used

○国内対策 (Domestic measures)

- グリーン購入法を用い、合法性の証明された木材を政府調達に Green procurement policy
- 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定
Guideline for verification on legality and sustainability of wood and wood products

○二国間協力 (Bilateral cooperation / dialogue)

- 「日本とインドネシアの違法伐採協力に関する行動計画」(2003.6) / 木材追跡システムの開発
Action Plan for the Cooperation in Combating Illegal Logging and the Trade in Illegally Logged Timber and Wood Products between Japan and Indonesia
- マレーシアとの森林専門家会合 The Expert Group Meeting on Sustainable Forest Management with Malaysia

○地域／多国間協力 (Regional / multilateral cooperation & dialogue)

- 国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じた支援
Contribution through International Tropical Timber Organization
- アジア森林パートナーシップ (AFP) (2002~) Asian Forest Partnership
- 森林法の施行とガバナンス (FLEG) 閣僚会合 (世界銀行) Regional FLEG (Forest Law Enforce and Governance) Ministerial Meeting (World Bank)

グリーン購入法の概要

Outline of Law on Promoting Green Purchasing

国等による **環境配慮品** の調達の推進に関する法律
Law Concerning the Promotion of Procurement of **eco-friendly Goods and Services** by the State and Other Entities

基本方針 (Basic Policy)

- 各機関が調達方針を作成する際の基本的事項
- The way for setting green procurement policy

2006年から、合法性等の証明された木材・木材製品を環境物品
(紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材) に位置づけ
In 2006, Legality Verified Wood and Wood Products have been put on Eco-Friendly Goods List

義務 (Compulsory)

国会、各省庁等
(Ministries, Diet, etc.)

努力義務、一般的責務 (Effort)

地方公共団体等
Local Governments

調達方針の作成、公表
Making and publicizing a Procurement Policy

調達実績の公表
Announcing the result

- 調達方針の作成
Endeavor to make a green procurement policy

民間事業者、国民 Private Sector

できる限り環境物品等を選択
Selecting eco-friendly goods as far as possible when purchasing goods

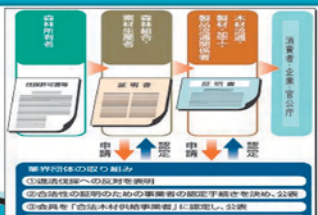
「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における証明方法

Outline of the Guideline for Verification on Legality and Sustainability of Wood and Wood Products

証明方法 Methods of Verification

- 森林認証とCoC認証を活用した方法 (Forest certification system and CoC (chain of custody) certification system)
- 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法 (Verification by companies under the authorization of association)**
- 個別企業による自主的証明方法 (Verification by original measure of each company)

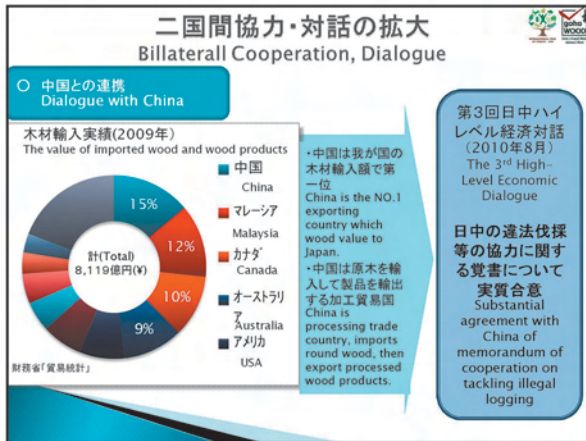
業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法の流れ Flowchart of method



これまでの実績 (団体認定による証明方法)

Progress achieved in the past 4 years (2006→2009)

- 合法木材の供給に取り組む事業者及び供給量の拡大
Supply of legality verified timber increased
- ✓ 認定団体数 Number of participated associations 108 → **140**
- ✓ 認定事業者数
Number of participated companies 4,906 → **7,661**
- ✓ 国産の素材生産に占める割合
Share of legality verified domestic round wood
40% → **63%**
- ✓ 輸入合板に占める割合
Share of legality verified imported plywood **75%**



- ## 今後の課題と取り組み方向
- (1) 公的機関によるグリーン購入の徹底
Enhance green procurement by central and local gov
 - (2) 民間企業・一般消費者等への普及
Dissemination to private sectors and consumers
 - (3) 合法性証明の信頼性向上
Improve credibility of legality

- ### (1) 公的機関によるグリーン購入の徹底
- #### ① 国、地方公共団体の取り組みの徹底
- 国の機関における政府調達への徹底
Ensure green procurement by **Ministries+**
- 地方公共団体によるグリーン調達の推進(県レベルの徹底と市町村への拡大)
Ensure green procurement by **local government**
- 農林水産省木材利用推進計画の策定
Policy of promoting wood utilization by MAFF
Dec.10 2009
- 農林水産省が率先して、公共土木工事、補助事業による施設整備、庁舎営繕、物品購入において、合法木材等の木材利用を推進
- 政府全体→地方公共団体→民間企業・一般消費者まで波及
Extension of wood utilization from government to private sector & consumer

- ### (2) 公共建築物における木材の利用促進に関する法律
- Act for Promotion of Use of Wood in Public Buildings
- ▶ 平成22年10月1日施行 In force on Oct. 1st, 2010
 - ▶ 国が公共建築物における木材利用の促進の基本方針を策定し、「可能な限り木造化、木質化」を進めるという方向性を明確化、地方公共団体や民間の事業者等の主体的な取組を促進
 - ▶ Formulate the basic policy of promoting use of wood on public buildings, Clarify directions as much as possible of wood, urged local governments and private companies to act on their initiative.
 - ▶ 国の基本方針に、**合法木材の利用と供給の促進を明記**
 - ▶ Stipulate for utilization of legality wood to public buildings and promotion of supply

- ### (2) 民間企業・一般消費者等への普及
- #### Dissemination to private sectors and consumers
- 最終消費者に近い供給事業者(住宅、家具、DIY等)へのアプローチ
Collaborate with DIY, Furniture, housing industry
- ・エコプロダクツ展、DIYショー等への出展 Exhibition
 - ・DIYショップと共同したプロモーション Collaborate with DIY shop
- 住宅等への利用促進 Promote housing utilization
- ・長期優良住宅の建設の際の優遇措置 Privilege measures for long-term quality house
 - ・民間企業による木材調達基準の作成の拡大 Accelerate making wood procurement policy by private companies
- メディアの活用
Utilize media such as Goho-wood navi, radio, newspaper etc.
- ・合法木材ナビを一般消費者向けに改良 Improvement Goho-wood navi general
 - ・ラジオ・新聞広告等 Radio and newspapers etc
 - ・合法木材推進マークの作成 Creation the logo

- ### (3) 合法性証明の信頼性向上
- #### Improve reliability of legality
- 合法性証明に取り組む団体・事業者のデータベースを作成
Establish a Database of associations and verified companies
- 各団体・事業者により取り組まれている合法性証明について、第三者によるモニタリングを実施
Conduct monitoring by third parties
- 生産国における実態調査を実施
Check the reliability of imported wood by trace back study

まとめ: 我が国の違法伐採対策のスタンス
Conclusion : Position of Japan

木材を取り扱う業界の自主性を尊重し、ボトムアップを図る
 Bottom up approach with respect for voluntary participation of wood industry

特色 characteristics

- ・ 国内外を問わず参加が容易
 Easy participation inside and outside the country
- ・ コスト負担が小さく、木材価格の上昇や行政負担の拡大を招かない 【他資材(金属、プラスチック等)との競合にも対応】
- ・ Not be increase wood price (adapted to compete with other material such as metal and plastics)
- ・ 国内外の木材・木材製品を差別しない Non discriminatory to imported and domestic wood.

方向: 合法性の証明された木材の①「供給・需要の拡大」、②「質的向上」を通じ木材市場を満たす
 Direction : Fill the wood market with verified legality wood through ①Extension of supply and demand, ②Improvement of credibility

① 合法木材の供給・需要両面での拡大
 Expansion of supply and demand

供給の拡大 Expansion supply	需要の拡大 Expansion demand
○海外 International 中国との覚書締結 Conclusion memorandum with China 生産国における技術協力 Cooperation with wood producing countries	○公共建築物等への木材利用促進 Promotion of use of wood for public buildings ○消費者の認知度向上を目的としたPR Dissemination for increase consumers recognition
○国内 Domestic 供給者を対象とした働きかけ、研修等 Training for suppliers	○合法性を製品に表示することによる選択の促進(検討中) Encouragement choice by labeling for legality

② 合法木材の質的向上
 Improvement of credibility

○海外 International トレーサビリティ技術の開発と普及 Development traceability techniques 生産国の実態調査 Trace back study in producing country	○国内 Domestic 供給者のデータベース作成 Establishment data base for supplier 証明のモニタリング Monitoring for verification
---	--

木材業界団体の取組み

●報告者

氏名	又平 義和
所属	静岡県木材協同組合連合会 SHIZUOKA PREFECTURAL FEDERATION OF LUMBER CO-OPERATIVE ASSOCIATION
肩書き	専務理事 MANAGING DIRECTOR
略歴	1977年 静岡県木材協同組合連合会 入会 1979年 県策会社・静岡県インドネシア株式会社 出向（事務局長） 1984年 静岡県木材協同組合連合会 企画課長 2001年 同 参与 2009年 同 専務理事



●報告概要

題名： 行政と木材業界が連携した証明システムの推進

●団体紹介：

静岡県木材協同組合連合会（以下、県木連）は、静岡県内の21地域木材協同組合で組織する連合会で、構成員は製材業・木材販売業等約600社です。全国に47の都道府県木連があるなかで、本県木連の特徴は調査・研究活動とこれをベースとした広報活動（木材PR事業）の推進です。

●報告要旨：

1. 外部委員による厳格管理

県木連では、平成18年2月、林野庁が公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された中小事業者のための「団体認定制度」をよりの確に運用するため、「県木連傘下単位木協の組合員であること」を認定要件に入れ、申請窓口を単位木協とし、業界の連帯を高めつつ組合組織の強化をはかっている。

また、制度設立当初より全ての認定審査委員を外部の有識者に求め、以下の事項を通してシステムの「信頼性・透明性の確保」につとめている。

- ① 外部委員による「厳格な認定審査」

- ② 認定事業者の管理責任者に対する「実務指導研修会」
- ③ 認定審査委員による認定事業者に対する「現場調査」
- ④ 公共事業を主体とした「トレース調査」ほか

あわせて以下の活動を通して「証明制度の普及」と「合法木材のPR」につとめている。

- ① 設計者・施工者等を対象とした「団体認定制度の説明会」
- ② 一般消費者を対象とした「静岡県住まい博」出展、「合法木材フェア」の開催 ほか

2. 産地証明と合法証明の連携運用

本県では平成14年度に静岡県が創設した「静岡県産材証明制度（注1）」と平成18年度に県木連が創設した「合法木材供給事業者認定制度」が一体的に運用されている。県木連では、「地産地消」を推進する行政施策に協力するとともに、地域木材業界において合法的な森林資源の循環利用システムの構築に向け所要の取組を進めている。

とりわけ平成18年度以降静岡県が「県環境物品等の調達に関する基本方針」を変更したことを契機とし、林業界（県森連）と木材業界（県木連）が相互に連携し、「団体認定制度」による合法木材の供給が進められた。

一連の業界努力により、認定事業者数、合法証明材の供給量が増加したことを踏まえ、平成22年度から静岡県の公共事業や「地域材活用住宅の助成事業（注2）」について「産地証明」と「合法証明」が要件化され、現在、業界あげてこの対応につとめている。

（表1）静岡県における合法木材供給認定事業者数と合法証明木材の供給量

区 分	2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)	2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)
組合員事業者数(社)	665	646	625	600	584
認定事業者数(社)	119	159	184	195	212*
合法木材供給量(m3)**	6,491	43,959	68,949	115,787	—

*：平成22年11月25日現在 **：合法木材供給量は製品出荷量

（注1）静岡県産材証明制度 (<http://www.s-mokuren.com/seido.html>)

（注2）しずおか優良木材の家支援事業 (<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-380/index.html>)

3. 運営上の課題と今後の方向

平成18年度以降の5年間、証明システムを運用するなかで以下の事項を契機とし状況が変化し、合法木材供給への気運が高まりを見せている。

変化の要因は、

- ① 上記2. で触れた県公共事業等における「合法証明材」の要求
- ② 県内市町が独自に創設した支援事業等における「産地証明材」の要件化
- ③ 国レベルでは、平成22年度長期優良住宅普及促進事業における「地域資源活用型」の新設 などである。

その一方で、今後の認定団体のあり方や業界の取組課題も見えてきた。

具体的には、業種別全国団体と都道府県木連間における、「管轄区域」や「業種・業態」等認定申請受理の判断基準や傘下事業者の指導に対する認識格差である。

今後、全木連が定期開催する「認定団体研修」や「関連情報の開示」などを通して、全ての認定団体がその役割と責任を自覚し、統一步調を取ることが何よりも大なことと考える。

地域課題としては、一部の県内政令指定都では、平成 22 年度以降の発注公共工事等において森林認証材（FSC）を優遇する支援施策が開始されたため、地域の木材業界ではこれまでの「団体認定制度」に加え、FSC 認証（COC グループ認証）の取得に動き出している。

また、このたび施行された「公共建築物木材利用促進法」では、合法証明材の優先使用が明確化された。

以上の動向を踏まえ、県木連では傘下認定事業者とのさらなる連携強化により、「環境問題への貢献」を明確化し、団体認定制度の的確運用を通して「透明性・信頼性の確保」に向け、さらに努力を重ねてゆきたい。

【静岡県産材証明制度の補足説明】

●役割分担

県産材取り扱い業者の認定、県産材販売管理票発行、運用状況調査を県木連が実施し、県は適切に制度運営されているか定期検査（現場検査）を実施しているほか、県木連と県が連携して制度説明会等を開催し普及に努めている。

●一本化

平成 18 年以降、公共事業においては県産材証明と合法証明の二つが業者に求められることとなり、一本化の必要が生じたことから、平成 21 年度に「県産材を証明する書類」（県産材販売管理票）に「合法木材であること」等を記載することで合法性を証明することとした。

【合法木材供給事業者認定制度の補足説明】

●参考指標：

静岡県における合法木材供給認定事業者数と合法証明木材の供給量

区 分	2006 年度 (平成 18)	2007 年度 (平成 19)	2008 年度 (平成 20)	2009 年度 (平成 21)	2010 年度 (平成 22)
組合員事業者数 (社)	665	646	625	600	584
認定事業者数 (社)	119	159	184	195	212 *
合法木材供給量 (m3) **	6,491	43,959	68,949	115,787	—

*：平成 22 年 11 月 25 日現在 **：合法木材供給量は製品出荷量

木材業界団体の取組み

●報告者

氏名	大橋泰啓
所属	日本木材輸入協会 Japan Lumber Importers' Association ("JLIA")
肩書き	専務理事 Executive Director
略歴	1970年：住友商事(株)入社 木材部南洋材課 (東京勤務、フィリッピン、マレーシア、インドネシア 駐在を通じて主に南洋材(丸太・製材・合板)の輸入・販 売業務に携わる) 2000年：住商建材(現、三井住商建材)出向 2004年：住友商事(株)退職と同時に、日本木材輸入協会・ 専務理事就任。 現在、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会にも委員 として参画



●報告概要

題名 合法性等証明木材の輸入と供給の現状と課題

1970年に住友商事(木材部)に入社して以来34年間木材一筋、ダバオ・コタキナバル・ジャカルタ・シブ駐在を挟んで主に南洋材(丸太・製材・合板)の輸入・販売業務に携わり、2004年より現職。日本木材輸入協会(JLIA)は木材・建材を取扱う会員からの会費収入で運営しており、会員への情報提供を主な業務とし、また主要な輸入木材業者を代表する窓口として、政府(林野庁)や国内外の業界団体との意見・情報交換を行っている。違法伐採対策委員会のメンバーとして当初より合法木材の供給体制整備事業に参画している。

日本の主な輸入木材の約60%をJLIA会員が輸入している。JLIA会員のほとんどが林野庁ガイドラインに則り合法木材供給体制整備の為JLIA認定の合法木材供給事業者となった。合法木材とは林野庁ガイドラインに基づき特定の物件について個別に合法性等証明書が交付されたもの。その前提でこれら会員の研修とモニタリングを実施する中で浮かび上がったのは、丸太を原料とするメーカーからの合法性等証明材のニーズは高いが、一方製品の販売先である問屋・流通筋からの需要は伸び悩んでおり未だ大きく伸びる余地を残している事。また、熱帯産材に対する証明の要求が針葉樹に対してよりも高い傾向がある。

国内流通筋からの合法性等証明材に対する需要が伸び悩む中で、JLIA 会員の多くは取り敢えず要求がある販売先に合法性等証明書を優先発行している。一方 JLIA 会員は、今後要求が増える傾向にあることや販売完了後に要求されるケースに対応するため、輸出業者に対して合法性等証明書の交付を求めよう努めている。但し、自主的に合法性等証明書を発行する輸出業者がある一方で、JLIA 会員の要求に対して消極的対応の輸出業者があるのも現実。

林野庁ガイドラインに記載の通り、合法性等を証明する方法の第一に森林認証・CoC 認証による証明方法がある。JLIA 会員は、既に第二の JLIA 認定事業者であるが、第一の方法でも合法性等証明を可能とするため、CoC 認証取得にも努めている。既に JLIA 会員の過半数が、FSC &/or PEFC の CoC 認証を取得済みで、特にここ数年の取得が急増している。ちなみに CoC 認証を取得した会員の輸入数量は JLIA 会員の総輸入数量の 80~90% にまで達し、JLIA に関しては森林認証材の供給体制も出来つつある。

日本政府は「長期優良住宅普及促進法」や「公共建築物等木材利用促進法」にて合法木材の利用を求めているが、民間でもエコパネルやグリーン木材等への取り組みが進みつつある。その状況下、JLIA は年次総会において積極的に合法木材を調達し国内供給することを再確認した。合法性等証明の連鎖を行うという意味では、第二の認定事業者が行う証明方法も、第一の森林認証・CoC 認証による証明方法と同等の効果があるが、全認定事業者がシステムと留意事項を正しく理解して適切に運してその信頼性を確保する必要がある。そのため JLIA では、1年半ごとに戸別訪問して責任者のみならず担当者も含めた企業研修で周知徹底を図り、同時にモニタリングを実施して認定事業者としての取組を評価することにより、システムの信頼性維持・向上に努めている。その効果で、合法木材を求める声が惹起するのを待つより、むしろ合法木材として輸入したものは合法木材として積極的に国内販売する気運も会員間に生じつつある。

但し、これら日本側の取組の効果を高めるには、日本の取組に対する輸出側の理解と合法木材の供給が不可欠である。幸い、公的な CoC システムを持つ輸出国がある一方、主要な輸出国においては多くが持続可能な森林経営がなされているようなので、第一の森林認証・CoC 認証による証明を期待している。CoC 認証の場合、船積書類に認証番号とともに CoC 認証材である旨記載していただければその船積書類が合法性等証明書である。よく CoC 認証書コピーの提供が見受けられるが、CoC 認証書のみでは証明できないため、個別船積ごとに必要事項を記載した船積書類つまり合法性等証明書を作成していただきたい。ぜひ輸出国側から積極的に合法性等証明書を発行していただき、率先して日本で合法木材を普及するためご協力いただきたい。

International Symposium 2010
 ~ Activities in Japan to
 Tackle Illegal Logging Issue ~
Goho-Wood
 "Supplying the Legality and Sustainability Verified Wood"
 11th December 2010
 Tokyo, Japan
 Japan Lumber Importers' Association (JLIA)
 Executive Director Y. Ohashi

JLIA

GREEN PROCUREMENT POLICY and GOHO-WOOD

Guideline for Verification on Legality and Sustainability by Forestry Agency

- **Definition of Legality and Sustainability**
 - Legality: Harvested in Legal Manner Consistent with Procedure in the Forest Laws and Regulations
 - Sustainability: Harvested from the Forest under SFM
- **Methods of Verification (Illustration)**
 - 1) Forest Certification, CoC Certification System
 - 2) Verification by Private Enterprises Authorized by Relative Association
 - 3) Self Verification by Private Enterprises

"GOHO-Wood" : Receive and submit the written certificate of legality (& sustainability) for each individual shipment, under separate custody.

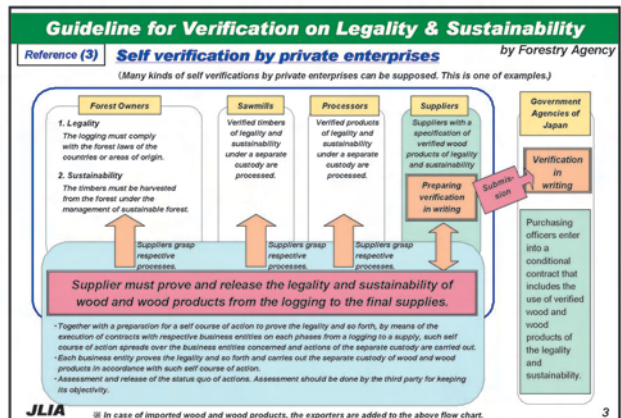
JLIA

Imports of The Legality Certified Timber
(Unit: 1,000m³)

Apr.2010~Sep.2010 (6-months)	TOTAL IMPORTED (A)	CERTIFICATE RECEIVED (B)	(B)/(A)
Logs	1,545	829	53.6%
Lumber	1,861	51	2.7%
Plywood	1,214	1,083	89.2%
Other Panel	177	10	5.6%
G. TOTAL	4,797	1,972	41.1%

Apr.2009~Mar.2010 (12-months)	TOTAL IMPORTED (A)	CERTIFICATE RECEIVED (B)	(B)/(A)
Logs	2,396	786	32.8%
Lumber	2,827	60	2.1%
Plywood	2,052	1,846	90.0%
Other Panel	233	15	6.5%
G. TOTAL	7,508	2,707	36.1%

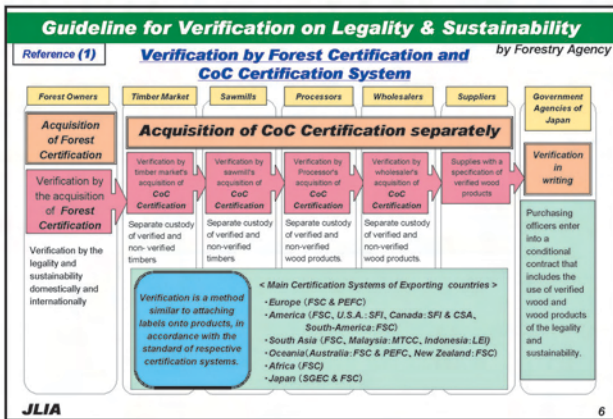
JLIA



Verifying the Legality

- 1) Verifying the legality by **Export Permits** endorsed by the government under the chain of custody system
 < Example >
 CANADA (for Logs only), MALAYSIA, INDONESIA
 (New TLAS is implemented)
- 2) Members **authorized by the association** verify the legality (& sustainability) in writing
 < Overseas Association >
 - American Hardwood Export Council (U.S.A.)
 - DALEXPORTLES Association (FE Russia)
 - Quebec Wood Export Bureau (Canada)

JLIA



JLIA Members & CoC Certificate Holders

By: JLIA Members only

As at Nov. 2010

JLIA Member Companies	Regular Importers	CoC Certificate Holders	
	41	FSC	PEFC
		23	23

Authorized by organizations: 100%

Share in Japan: abt. 60%

Presumed share among JLIA members (in terms of M3)

Acquisition of CoC Certificate (JLIA Members)	before 2006	2007	2008	2009	2010	
	FSC: 4	6	3	5	5	(Total 23)
	PEFC: 7	3	1	7	5	(Total 23)

JLIA 7

Promoting the Use of WOOD for the Public Buildings

01 Oct. 2010 07 Jan. 2010

WOOD is defined as Domestic-Wood and Others

可能な限り木造

公共建築物に木材利用促進法が施行

認定材・合法木材を対象に

The government notified that the Wood Products to be used for public buildings shall require Legality (and sustainability) Certification.

JLIA 8

Japanese Industry shifting to ECO | Green-Products

Asahi Wood-Tec, Panasonic Group, Misawa Homes

Asahi Wood-Tec: Announced to achieve 100% ECO-FLOOR by March 2012. Using not only FSC-CoC certified plywood from Indonesia and Falcata plywood, but also PEFC-CoC certified plywood from Malaysia & poplar/Eucalyptus/ Kamerere plywood as well.

Panasonic Group "GUIDELINE" (made in cooperation with WWF Japan)

- No.1 Category: (First Priority) FSC certified, or otherwise certified by other forest certification system. And, the reused timber like PB.
- No.2 Category: (Conformable) Legality of the harvest verified, or company certification under association authorization.
- No.3 Category: (to be eliminated) Legality not confirmed.

Panasonic Denko aims 100% of eco-friendly materials for wooden floor within the year 2011, which is now abt. 30% only.

Misawa Homes "GUIDELINE"

- In 2010: Identifying fully the Supply Source.
- In 2011: Confirming fully the forest license cutting permit.
- In 2014: Increase the use of timber certified by Forest Certification System up to 70%. Also check the appropriateness of Forest Management and the Traceability, making use of WWF Japan's "Responsible Purchasing Checklist".

JLIA 9

JLIA Members acquiring CoC certificate

2010.2.27

FSCに代えて PEFCのCoC取得

合法木材の取扱い体制を維持

JLIA members are acquiring CoC Certificate to promote "GOHO-Wood" in Japan.

JLIA announced to place emphasis on importing / supplying GOHO-Wood in Japan, in view of the policy of the government as well as private sector.

JLIA 10

Inquiring, Examining and Checking the Documents

Visiting each registered members' office regularly to inquire not only the managers but also the person in charge

JLIA 11

Forest Management Certificate

森林認証書 (FM認証書)
Forest Management Certificate

This is to certify that

operates a
Sustainable Forestry Initiative Program

SFIS 2005-2009

for the following scope of registration

The Sustainable Forestry Initiative® System as it applies to the **forest management** activities of **management planning, silviculture, road construction and maintenance, the harvest of logs from the forest, ownership and delivered to company log sorting facilities and the operation of local facilities.**

Certificate No: CS01-0017811 Original Certification Date: February 24, 2005
File No: 01229 Current Certification Date: February 24, 2006
Issue Date: October 27, 2005 Certificate Expiry Date: February 23, 2011

W. J. ...
Marty ...
ANAB
Sustainable Forestry Initiative
PEFC

JLIA 12

CoC Certificate

Chain of Custody Certificate

This is to certify that KPMG Performance Engine Inc. has received the procedures of

CoC認証書
CoC Certificate

and approved for its Company's Chain of Custody (CoC) and tracking system which have a credible basis for: (1) tracking the source of wood that processed by these facilities, and (2) ensuring that the origin from the facilities which is covered by "FSC Certified" will be used for the purpose of wood that originates from these facilities from "FSC Certified" materials suppliers. The Company's Chain of Custody system conforms to all essential aspects of the requirements of ISO-Certified Chain of Custody of Forest Based Products - Requirements.

The Chain of Custody System certification applies to the following operations:

The production and sale of fire and handcut lumber from the

This Chain of Custody certification is given subject to the terms and conditions governing the use of the certificate as described in the agreement between KPMG Performance Engine Inc. and the holder. Where Chain of Custody certification does not ensure the required compliance with all the requirements of the ISO-Certified standards, the holder must ensure compliance with all the requirements of the ISO-Certified standards which would then be required. "FSC Certified" tracking system for those which are certified under one or more of the ISO-Certified standards, the USA 2005 Sustainable Forestry Management standard or the Sustainable Forestry Initiative (SFI) standard.

Certificate No: 1483-06 Issue Date: September 28, 2007 Expiry Date: September 27, 2010

ANSI
PEFC

JLIA 13

Forest Management Certificate

森林認証書 (FM認証書)
Forest Management Certificate

This is to certify that

operates a
Sustainable Forestry Initiative Program

SFIS 2005-2009

for the following scope of registration

The Sustainable Forestry Initiative® System as it applies to the **forest management** activities of **management planning, silviculture, road construction and maintenance, the harvest of logs from the forest, ownership and delivered to company log sorting facilities and the operation of local facilities.**

Certificate No: CS01-0017811 Original Certification Date: February 24, 2005
File No: 01229 Current Certification Date: February 24, 2006
Issue Date: October 27, 2005 Certificate Expiry Date: February 23, 2011

W. J. ...
Marty ...
ANAB
Sustainable Forestry Initiative
PEFC

not enough for certifying the legality.

JLIA 14

CoC Certificate

Chain of Custody Certificate

This is to certify that KPMG Performance Engine Inc. has received the procedures of

CoC認証書 **not enough for certifying the legality.**
CoC Certificate

and approved for its Company's Chain of Custody (CoC) and tracking system which have a credible basis for: (1) tracking the source of wood that processed by these facilities, and (2) ensuring that the origin from the facilities which is covered by "FSC Certified" will be used for the purpose of wood that originates from these facilities from "FSC Certified" materials suppliers. The Company's Chain of Custody system conforms to all essential aspects of the requirements of ISO-Certified Chain of Custody of Forest Based Products - Requirements.

The Chain of Custody System certification applies to the following operations:

The production and sale of fire and handcut lumber from the

This Chain of Custody certification is given subject to the terms and conditions governing the use of the certificate as described in the agreement between KPMG Performance Engine Inc. and the holder. Where Chain of Custody certification does not ensure the required compliance with all the requirements of the ISO-Certified standards, the holder must ensure compliance with all the requirements of the ISO-Certified standards which would then be required. "FSC Certified" tracking system for those which are certified under one or more of the ISO-Certified standards, the USA 2005 Sustainable Forestry Management standard or the Sustainable Forestry Initiative (SFI) standard.

Certificate No: 1483-06 Issue Date: September 28, 2007 Expiry Date: September 27, 2010

ANSI
PEFC

"Certificate of Legality" is required for each individual shipment.

Shipping documents become the Certificate of Legality (and Sustainability), on condition that the documents state (1) the Legality is certified (CoC certified), with (2) registered number (CoC Certificate number)

JLIA 15

Verification by FM & CoC certification system

Certification of Legality and Sustainability

Shipping documents (Invoice, Packing List)

LOT 04FSC 2225 PCS RADIATA PINE LOGS J GRADE 3.9M FSC-CoC Certified

FSC CERTIFICATE NO. SW-COC-00195 "FSC PURE"

JLIA 16

Verification by FM & CoC certification system

Certification of Legality and Sustainability

Shipping documents (Invoice, Packing List)

PEFC-CoC Certified

In accordance with the PEFC (Pan European Forest Certification) scheme, and the Mill Chain of Custody registration number PEFC/02-31-09 SMS 1003-1 SFSLR2582-03 91% or more of the wood goods originate and harvested from PEFC certified forest. 12 months rolling average.

JLIA 17

Verification by FM & CoC certification system

Sales Invoice → **Shipping documents (Invoice, Packing List)**

Certified SFI 100.00%

Certification of Legality and Sustainability

SUSTAINABLE FORESTRY INITIATIVE CERT-0017511

JLIA 18

Major Timber Imports in JAPAN

Building Standard Law Amended ← | → Lehman Shock

Year	Building Standard Law Amended				Lehman Shock				Estimation by JLIA		
	2004	2005	2006	2007	2008	%	2009	%	2010 Jan-Oct	%	
SOUTH-SEA	1,612	1,366	1,372	1,021	-25.6	728	-28.7	423	-41.9	447	+38.4
N AMERICA	3,731	3,384	3,240	3,020	-4.8	2,638	-12.6	2,468	-6.5	2,470	+18.4
RUSSIA	5,922	4,694	4,942	3,986	-19.3	1,888	-52.6	650	-65.6	404	-39.0
NEW ZEALAND	1,081	913	848	808	-4.7	869	+7.6	533	-38.7	611	+36.1
LOGS TOTAL	12,428	10,391	10,423	8,861	-15.0	6,148	-30.6	4,091	-33.5	3,943	+14.7
SOUTH-SEA	586	543	516	450	-12.8	643	+43.1	537	-16.5	480	+6.9
N AMERICA	3,979	3,308	3,427	2,724	-20.5	2,929	+7.5	2,272	-22.5	2,290	+22.8
RUSSIA	861	965	987	954	-3.3	666	-30.1	679	+1.8	533	-7.7
NEW ZEALAND	170	127	172	119	-30.5	138	+15.7	84	-39.2	90	+31.4
CHILLE	348	310	305	343	+12.6	321	-6.5	161	-49.9	170	+34.1
EUROPE	2,968	2,894	3,045	2,654	-12.9	2,009	-24.3	2,036	+1.3	1,851	-8.0
LUMBER TOTAL	8,912	8,147	8,451	7,244	-14.3	6,708	-7.4	5,769	-14.0	5,414	+12.0
PLYWOOD	4,941	4,570	4,881	4,008	-17.9	3,560	-11.2	2,844	-20.1	2,638	+12.1
G-LAM	611	671	806	642	-20.3	404	-37.1	457	+13.0	481	+22.8
G. TOTAL	26,892	23,779	24,561	20,755	-15.5	16,820	-19.0	13,160	-21.0	12,456	+12.3

JLIA Dropped by ▲46% Increasing 19

Promoting the Use of "GOHO-Wood"

To create and expand wood demand is most important, and we insist on promoting the use of wood, including the imported timber as well as the domestic wood.

To promote the Wood and Wood Products in Japan, we will import **GOHO-Wood**, the Legality Verified Timber and FM/CoC-Certified Timber.

Thank you for your kind attention !!!

JLIA 20

木材業界団体の取組み

●報告者

氏名	高橋早弓
所属	ノースジャパン素材流通協同組合
肩書き	常務理事
略歴	1984 北海道大学水産学部漁業学科卒業 (資源生物学講座) 1987 北海道大学農学部林学科卒業 (森林経理学講座) 1987～2002 ナイス株式会社 外材事業部 (1994～1998 米国オレゴン州ポートランド駐在) 2004～ ノースジャパン素材流通協同組合



●報告概要

国産材原木の供給側としての合法性証明の取組み

A. ノースジャパン素材流通協同組合について

当素材流通協同組合は岩手県内の素材生産事業者やその関係団体で平成15年4月1日設立された協同組合である。設立当時、一般製材には向かない小径材、曲がり材、短尺材など、いわゆるB材の受け入れ先がなく、素材生産現場にそのまま山積みされているような状況下の中、岩手県沿岸部に立地する合板工場へ「大ロット、安定供給」を目的として設立した。、現在は岩手県をはじめ宮城県、秋田県、青森県と北海道を事業対象地域として、組合員が生産した素材を合板工場主体に共同販売している。

設立当年度、組合員27名、共同販売量2万6千立方メートルが、平成21年度は組合員98名、共同販売量22万2千立方メートルとなっている

B. 合法木材証明の取組み

1. 合法性証明木材の供給動向

当組合は、素材生産者が木材流通の出発点として合法木材証明のスタートラインに立つものと考え、合法木材制度の発足当初から中央団体である全国素材生産業協同組合連合会の指導のもと本制度に取り組み、認定団体として組合員を指導して、100名に及ぶ全ての組合員が合法木材供給事業者として認定されている。また、当組合への新規入会者に対しては、合板工場へ当組合を通して共同販売で納入する丸太はすべて合法木材であることを説明し、合法木材供給事業者の認定の取得を入会の条件としている。

2. 信頼性を確保するための努力とその評価

合法木材供給事業者には必ず研修の受講を義務付け、合法木材制度についての知識を習得してもらっている。なお、昨年度の更新時における研修は、他の認定団体2団体と合同で実施するとともに、更に未受講者の為に単独で追加研修会を実施した。また、新規加入の組合員に対しては資料「合法木材ハンドブック」とビデオ「日本の違法伐採対策」を渡して自己研修を実施してもらい、その自己研修終了後に認定している。自己研修の実施は、合法木材制度についての設問用紙に「自己研修報告書」として解答の提出をもって確認している。

また、合法木材の証明根拠として、組合員が丸太を生産、出荷する際に取得している合法性の証明根拠となる行政発行の文書（伐採適合通知書や保安林伐採許可書、国有林あるいは県有林の立木売買契約書など）の写しの提出を促し、ファイリングして定期的に合板工場への出荷伝票と照合している。

一方、素材生産現場においては、立木伐採現場としての安全の呼びかけと同時に、伐採作業をしている事業体名の掲示を行っている。

3. 普及状況

組合を通して共同販売する素材が合法木材であることの証明方法としては、素材の納品書に「合法認定事業者番号」と「持続可能な森林から・・・」という文言とのセットで証明書に変えている。合板工場は商社やハウスメーカーからの合法木材証明の要求に対して、合板工場の証明書に当組合の納品書の写しを添付することにより、証明の連鎖を確保している。

4. 課題

合板工場、製紙工場、大型製材・集成材工場などは、合法木材証明が普及しているが、地域の中小製材工場への出荷については、合法証明を要求されないことが多いため、素材の出荷者も自主的には証明書を発行していないケースがまだまだ多い。川上と川下の両方から合法木材の重要性と有利性の啓発を推進すべきであると考えます。

また、管理簿等の書類整備に関しては、ほとんどの事業者が出荷伝票（証明書代用）を綴じることを入出荷・在庫等の管理簿としている事例が多く、個人の事業者にはきめ細かい指導が必要である

消費者・需要者の取組み

●報告者

氏名	岡崎時春
所属	国際環境 NGO FoE Japan Friends of the Earth Japan
肩書き	副代表・事務局長 Secretary General
略歴	重電機メーカーにてプラント輸出を 30 有余年担当。 定年後、国際環境 NGO FoE Japan に入り、気候変動・ 海外経済協力の、環境社会配慮問題などの政策提言活動に 従事。2002 年国連サミット「持続可能な開発と環境」に、 日本政府代表団顧問として出席



●報告概要

題名 フェアウッド（森林を破壊しない木材）調達の普及キャンペーン

報告要旨

簡単な自己紹介、

1999 年の WTO に（木材貿易の自由化に反対する立場）で全木連・全森連と共に参加。以後、違法伐採対策、国産材の利活用推進に NGO の立場で従事。

貴団体での合法木材についての取組

「国内各層でのフェアウッド推進」が、環境省の優秀政策提言の第 1 号(2004 年)になって以降、①（政府・自治体）②（民間企業）③（消費者）の各層に（森林を壊さない木材）（合法木材）（持続可能森林からの木材）の利用・普及活動に従事。政府調達木材の「グリーン購入法」の改訂に当たっては、そのガイドラインの作成に深く関与した。

（企業）向けには、積水ハウスなど住宅メーカーの木材調達方針策定を支援したり、家具メーカーのフェアウッド調達の支援、2 年前から、フェアウッドカフェによる（消費者）向けの普及啓発にも注力している。

日本の合法木材供給の取組を評価、

FoE Japan の森林チームは、ロシア極東の森林保護から始まり、違法伐採対策は、インドネシア熱帯林の保護から始まった。ロシアについては、全木連や輸入業界の対策もあり、違法伐採材の直接輸入は激減したと言える。インドネシアについても、政府レベル・業界レベルの活動の御蔭で、合板などの違法伐採木材の混入はかなり減ったと認識している。

消費者の動向などを踏まえた木材業界と一体となった取組の意義

FoE Japan の取組みは当初、環境省との取組みから始まったが、GB が取り上げたお蔭で、林野庁が木材業界を引き込んでの違法伐採対策になり、国際環境 NGO である我々の持つ豊富な国際的情報が量的にも質的にも役立てることが出来たと自負している。

環境 NGO としてはユニークだが、成果のある活動が出来たと考えている。

ただ、対消費者については、地方自治体向けの普及・啓発と共にまだ道が遠いと考え。前述のフェアウッドカフェでは、家具や木製食器と、有機栽培の菓子などを紹介して、森林・木材に親しんで貰おうとの取組みを毎月 1 回行ってきたが、集客が必ずしも十分とは言えない。

今後の課題

現在の違法伐採対策でカバー出来ない領域に、キャンペーンを拡大する要あり。

- 1 中国からの木質製品、特に家具とフローリング、一部に希少樹種が含まれている。家具・フローリングの調達ガイドラインの策定が待たれる。
- 2 国産材の利用拡大に於いて、スギ・ヒノキなどの針葉樹は、流通も整いつつあるが、有用広葉樹については、市場・流通ともに再構築の必要がある。
ニッチな市場とはいえ、資源量や需要量を把握して、持続可能供給体制を構築する必要あり。
- 3 国内の違法伐採対策、即ち、放棄林・放置林をどのように再生するか？
このままだと、再生どころか、どんどん増える方向にある。森林林業再生プランでも、その処置方策が見えていない。
- 4 欧米では、水際対策として、所謂「レイシー法」を木材について、導入に踏み切っているが、日本では、政府もその機運でないと言うが、代案はないのか？

フェアウッド調達 の普及活動経過

- 違法伐採材の輸入阻止から始まった
- 国産材の活用推進が林業再生に繋がる
- 国内各層へのフェアウッド普及啓発
- グリーン調達・木材のガイドライン
- フェアウッド・パートナーズ(民間企業へ)
- フェアウッド・カフェ(施主・家具購入者へ)
- イベントでの普及啓発(ショールーム・デザイナー)

国際環境NGO FoEJapan / 地球人間環境フォーラム

Fairwood Campaign

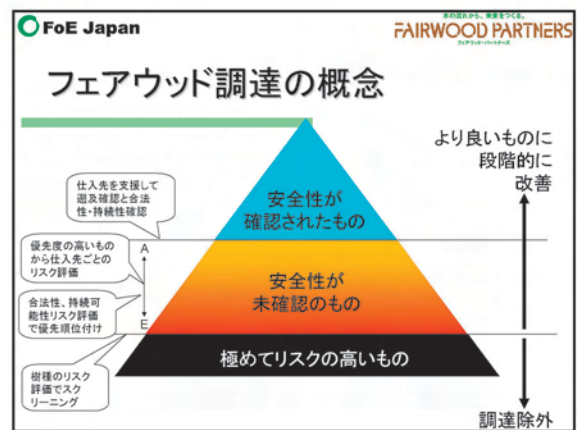
FoE Japan & Global Environment Forum

- What is 'Fairwood'
- Demand side advocacy (X supply side A.)
 - ① government
 - ② private company
 - ③ consumer or individual purchaser
- ① Green Procurement Law & it's guide line
- ② Fairwood Partners such as House Builder Furniture Manufacturer, Event Designer
- ③ Fairwood Café & Movie Show

フェアウッドとは: What is Fairwood?

森林を破壊しない木材

- [Reduce, Reuse] 修理・再生した木製品
- [Recycle] 古材や廃材を再使用した木製品
- [Goho Wood] 最低限、違法伐採でない木材
- [Domestic, Neighborhood Wood] 近くの森林から生産された木材
- [Community, Fair-traded Timber] 地域住民が自ら適切に森林管理している木材
- [Sustainably managed Forest] 信頼できる第三者機関の森林認証を受けた木材



FoE Japan FAIRWOOD PARTNERS

合法性リスク評価の数値化 Numerical Evaluation

評価	評価指針	CPI (腐敗認知指数)
5	違法伐採推定割合 10%未満	0~2 以下
4	10%以上	2~4 以下
3	30%以上	4~6 以下
2	50%以上	6~8 以下
1	70%以上	8~10 以下

* Illegal Logging Percentage
* Corruption Perceptions Index

FoE Japan FAIRWOOD PARTNERS

フェアウッド調達方針

木質素材を活用する企業に最重要のCSR調達

社内外に対して基本的な方向性を明示

「こんな木材は買わないようにします」

- 絶滅危惧種
- 違法に生産・取引された木材
- 生態系に悪影響を与えている木材
- 先住民や地域社会、労働者の権利が生活環境に悪影響を与えている木材

高リスク材の把握と回避

「こんな木材を買っていきます」

- 信頼のある森林認証を受けた木材 (または同等の証明のある木材)
- 建築廃材、リサイクル材
- 輸送負荷の少ない木材

フェアウッド材へのシフト

設計デザイン、下請け業者とのコミュニケーションにおいて、木材選定・調達のガイドラインとして活用。


FoE Japan



フェアウッド調達基準の実践、成果、課題 Fairwood Procurement Policy

- 実践 Practice is still LIMITED
 - 部分的なフェアウッド材の採用(国産材や認証材)は多くのメーカーで実践されつつある
 - リスクの把握と回避の仕組みを取り入れている所はまだ多くない
- 効果 EFFECT direct & indirect is BIG, if introduced
 - 仕入先の建材メーカー/商社等への効果は非常に大きい
 - 社員への意識啓発、創意工夫意欲の刺激
- 課題 WHAT to be solved
 - 地域の中小製材所や建材メーカーとの新規取引のハードル
 - 将来的には営業地域ごとに近くの産地・製材所から分散調達できる仕組みに発展させる必要

フェアウッド応援宣言 乃村工芸社 [ノムラ木材調達ガイドライン]

「**NOMURA GREEN MANNER of DESIGN**」

「環境ソリューション委員会」では、「ノムラグループ品質・環境・安全方針」に基づき、日々の業務活動において、全社員が環境の視点でお客様に付加価値を提供できることを目指して(ノムラ・グリーンマナー憲章)の作成を検討しており、その一環として、「ノムラ木材調達ガイドライン」を発表し、「**Fairwood Support Declaration**」を行います

フェアウッド・カフェ／上映会



消費者・需要者の取組み

●報告者

氏名	永田進一
所属	(社)日本木造住宅産業協会 Wooden Home Builders Association of Japan
肩書き	資材流通部長
略歴	1976年 松下電工(株)(現 パナソニック電工(株))入社。住建営業部門に配属され、以来34年間、住宅会社及び工務店を担当する営業部門にて、名古屋や西東京の営業所長を経験し、北海道営業部長を経て、2010年4月に木住協出向となり、現在に至る。



●報告概要

題名：木造住宅業界における合法木材の普及に向けて

(社)日本木造住宅産業協会の資材流通部を担当しております永田です。まず、当協会は、「木造軸組住宅の普及と健全な発展に寄与するために、1986年に設立された公益法人」です。会長は、住友林業(株)の矢野 龍会長であり、会員は、木造住宅供給会社357社、資材メーカー他106社、計463社の会員にて構成されております。合法木材への会員の取組みは、住友林業・積水ハウス・パナソニックグループと大手企業においては顕著にみられるが、ただ最近の傾向として、中堅住宅会社においても、自社HPに認証材と明確に記述されてはいなくても、数年前と比べ、「森林循環型社会」、「地球温暖化防止」、「CO2吸収源」等の記述が多く見られ、環境に対する認識の高さが感じられます。

2年前の木住協会会員会社への認証木材採用率アンケート調査によると、採用率はわずか9%でした。この時点での課題として①知名度の低さ②必要性の問題③コスト面の不明確さが考えられます。しかしその後の2年間における、合法木材を取り巻く環境は大きく変化し、住宅戸建市場の風向きが変わってきたと言えるでしょう。その環境変化を、以下①～④にて検証してみます。

① 長期優良住宅先導事業の普及(国土交通省がH20年度より実施)

- ・採択の評価ポイントとして、H20年当初は、「木材など地域の建築資材の活用・・・」と木材環境に関するコメントは無かったが、H21年度には、「持続可能な森林から産出された材」・ を活用し、その利用は普及・波及効果が高い」とかH22年度では、「森林生産活動の活性化と森林の適正な整備を図り、循環型地域経済社会を構築」と表現が大きく変わってきており、認証材に対する考え方がより具体的・明確になってきている。

- ・ H20年～H22年で5回の応募がなされ、木造部門では119社が採択されたが、応募した会社・グループを含めると千数百社の企業が関連しており、その普及・波及効果は高い。

- ・ 木住協の取組み

平成22年度「木住協ながい木の家モデル」が採択されました。ポイントのひとつとして、構造躯体の過半に「持続可能な森林（認証材）から産出された木材」の使用を明記している。（51社の中小会員との共同提案）

② 長期優良住宅建築等計画の認定状況（平成21年6月から運用）

- ・ H22年10月までの認定数は、累計 115,909戸（一戸建）となり、この8月以降は、平均9,400戸/月で、何と建築着工数（戸建）の約35%が長期優良住宅となっている。

③ 平成22年度「木のいえ整備促進事業」（国土交通省）

- ・ 中小住宅生産者の「長期優良住宅」に対して、合法性のある地域財の活用により20万の補助。

④ 公共建築物等の木材利用促進化

- ・ 公共建築物の木造化が、一般建築物の木造化への普及効果が見込まれる。

（例）「ミニストップが環境配慮型店舗」（11月19日 日経新聞より）

来年2月に一号店を開き、年20店ペースで増やす。木材は、認証機関が認証した国産材使用。

このように、長期優良住宅を発端として、住宅会社においても今までのように環境問題を避けて通れなくなってきており、認知度も大きくアップしてきております。また、建築する木造住宅においても、持続可能な森林から産出された認証材に注目する必要性が出てきております。

冒頭で 取り上げた3つの課題のうち、残るはコスト面ですが、これに関しては、アップ分を環境税として考えたとしても、どれぐらいのコストアップで抑えられるかがポイントとなります。皆様の英知を結集していただき、このチャンスを自らの手で掴みとって下さい。

以上

木造住宅業界における合法木材の普及に向けて

平成22年12月11日
(社)日本木造住宅産業協会
資材・流通部 永田進一

(社)日本木造住宅産業協会のご紹介

(目的)木造軸組住宅の普及と健全な発展に寄与するために、1986年に設立された公益法人です。

(会長)矢野 龍(住友林業 株式会社 会長)

(会員) 463社(平成22年3月31日現在)

- ・一種A会員 91社(木造住宅供給・資本金5000万以上)
- ・一種B会員 266社(木造住宅供給・資本金5000万未満)
- ・二種正会員 45社(部材供給メーカー)
- ・三種正会員 27社(設計事務所等)
- ・賛助会員 34社(協会の事業に賛同)

1

会員企業の取り組み

(ホームページより抜粋)

- ・住友林業 企業の社会的責任として、合法性及び持続可能な森林経営からの調達に関して、各事業分野ごとに具体的な目標を設定し、毎年の見直しを図り、それを行動原則として取組んでいる。
 - ・積水ハウス 生物多様性の取り組みとして「10の木材調達ガイドライン」指針を設定し、違法伐採問題に取組んでいる
 - ・パナソニックグループ(パナホーム・パナソニック電工含む)
生物多様性保全及び森林資源保護に関する社会要請の高まりを受け、木材の持続可能な調達を目指し、調達する木材については、森林認証材とする(平成22年6月22日 日経新聞)
- ※その他 地場の中堅住宅会社においては、認証材と明確に記述されていないが、数年前と比べ、「森林循環型社会」、「地球温暖化防止」、「CO2吸収源等」の記述が多く見られ、環境に対する認識の高さを感じる。

2

平成20年度 木住協会員における意識調査

(一種会員へのアンケート調査による 2009年3月)

<2年前の実態>

質問:森林認証制度(FSC、SGEC等)を採用していますか?

(はい) 9% (A会員:15%、B会員:6%)

※3年前の認知度調査では、
認証制度 知っている 37% (A会員 51% B会員 32%)

<平成20年(2年前)時点での課題>

①知名度の低さ ②コスト面の不明確さ ③必要性が低い

3

合法木材普及に向けて

(住宅戸建市場の風向きが変わってきた)

(1)長期優良住宅先導事業の普及

●本事業は、国土交通省が平成20年度から実施。長期優良住宅の普及啓発に寄与する先導的事業に対して助成を行う事業である。

- ・H20年度第一回 応募 603件 採択 24件(住宅新築部門)
- ・H20年度第二回 応募 325件 採択 26件(同上)
- ・H21年度第一回 応募 232件 採択 24件(木造等循環社会)
- ・H21年度第二回 応募 134件 採択 14件(同上)
- ・H22年度第一回 応募 152件 採択 31件(同上)

※合計 木造等循環社会形成部門において、119社の採択がなされ、応募した会社、グループも含め、数千の企業が関連している。補助戸数 5000戸/年(内 戸建 約3000戸)

4

●「木造等循環社会形成部門」における評価の変遷

(評価のポイント)

- ・H20年度第一回 「木材など地域の建築資材」の活用は、評価できる。今後、さらなる意欲的な提案が望まれる」
- ・H20年度第二回 「地域材の活用だけでなく、地域の木造振興の施策とも連携した展開を今後期待したい。」
- ・H21年度第一回 「地域材にこだわらず、国産材を活用したうえで、幅広い分野にわたる提案がなされており、波及効果が高い提案は優位に評価した。」
- ・H21年度第二回 「持続可能な森林から産出された材(外国産材含む)を活用したうえでの木質材料全体としての利用の提案は、普及・波及効果が高い。」
- ・H22年度第一回 「林業生産活動の活性化と森林の適正な整備促進を図り、循環地域経済社会を構築する提案が多く見られた」

5

●木住協の「長期優良住宅先導モデル事業」の取り組み

- ・平成22年度「木住協ながい木の家モデル」・採択
～持続可能な選(よどり)の家～
(ポイント)・構造躯体の過半に「持続可能な森林(認証材)から産出された木材」の使用を提案し、採択されました。
・51社の中小規模の会員との共同提案であり、普及・波及効果が見込まれる。(補助金対象棟数 100棟)

●その他の提案(森林認証材関連)

- ・平成22年度「九州における産直型森林認証の住まい」
(提案者名:熊本の杉・天然乾燥研究会・3年連続)

6

(2)長期優良住宅建築等計画の認定状況

<認定制度は、平成21年6月4日から運用>

認定実績(平成22年10月まで)

	平成21年度	平成22年度							合計
	21年6月～ 22年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
一戸建て住宅	56198戸	6,502	6,835	8,484	9,521	9,248	9,629	9,492	59,711戸
共同住宅等	929戸	82	25	947	70	33	94	262	1,513戸
月合計	57127戸	6,584	6,860	9,431	9,591	9,281	9,723	9,754	61,244戸
建築着工数 (持家)				24827	27040	26783			
比率 (長期優良)				3	3	3			
				8%	4%	6%			

(3)平成22年度木のいえ整備促進事業について

(長期優良住宅促進事業)

<事業の概要>

- ・中小住宅生産者により供給される木造住宅で、下記の要件を満たす長期優良住宅に対する支援を実施。

①長期優良住宅の認定②履歴情報の整備③建築過程の公開

<支援内容>

- ①一戸当たり 100万円 を限度に補助。
- ②「持続可能な森林経営に資する地域材の活用」により、20万円を限度に補助。

※都道府県等による産地証明制度により認証された木材。

※民間の第三者機関により認証されて産出された木材。

※林野庁作成のガイドラインに基づき合法性が証明された木材。

8

(4)公共建築物等における木材の利用促進化

<基本方針>合法性等の証明された木材の円滑な供給の確保を図る。

・新築需要・約240万㎡/年(2003～2008年平均・木造建築可能な全て)

(主に建て替えが需要のメイン)

・一般の建築市場への木造化普及の可能性

一般の建築物への波及効果が見込まれ、そのターゲット需要は、約1500～1900万㎡(2～3階建て)と推定。

(但し建築の規制緩和と、それに合わせた技術開発が前提)

(森林総合研究所 公開講演会 青井主任研究員資料より)

(参考)「ミニストップが環境配慮型店舗」(11月19日 日経新聞より)

・来年2月に一号店を開き、年20店ペースで増やす。木材は、認証機関が認証した国産材使用。(太陽光併用)

9

まとめ

- ・このように、2年前と比較し、CO2による地球温暖化問題を発端として、環境に対して、企業や住宅会社のレベル認識が大きく変わってきている。

・(課題)

- ①合法木材の知名度・認識度 ⇒◎
- ②その必要性(様々な諸策による) ⇒◎
- ③コスト⇒環境税に見合うコストの検討要
<皆様の益々のご繁栄を祈念致します。>

10

消費者・需要者の取組み

●報告者

氏名	大石美奈子
所属	(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NIPPON ASSOCIATION OF CONSUMER SPECIALISTS
肩書き	環境委員会副委員長 vice-chairperson、environment committee
略歴	消費生活アドバイザーは、消費者と企業をつなぐ橋渡し役です。環境に配慮した商品選択には「商品の一生」に関心を持つことが重要だと考えます。自治体での消費者向け講座の開催や、環境に関する審議会などを通じて、持続可能な未来社会に向けてグリーンコンシューマーが1人でも増えるよう活動を続けております。



●報告概要

題名 わたしたちの暮らしはすべて世界につながっている
～商品の一生を知ろう～

報告要旨

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)環境委員会副委員長。高等学校家庭科教諭を経て、牛乳、米の相談室に勤務。消費者の声を届けるために、また、企業や団体が消費者に向けて発信する声がきちんと消費者にも届くよう、企業のステークホルダーミーティングや、省庁の検討会にも積極的に参加している。

NACS環境委員会は、1999年から持続可能な社会の形成に向けて研究・活動を続けており、消費者と企業のコミュニケーションツールとして有効な「環境ラベル」や「環境報告書」について調査研究を行い「グリーンコンシューマーが望む環境ラベル9原則」とチェックリストを作成した。また、消費者は自分に直接見える範囲にしか関心を持ってないが、真に環境に配慮した商品を選ぶためには、商品の資源調達から輸送、生産、販売、また使用後の廃棄・リサイクルまでの商品の一生に関心を持つことが重要である。グリーンコンシューマーが1人でも増えるよう「商品の一生を知ろう」などの消費者向けワークショップを開催し、持続可能な未来生活につながるべく活動している。

また昨年は、これまでの3年間の活動のまとめとして、「わたしたちの暮らしはすべて世界につながっている～商品の一生を知ろう～」という小冊子にまとめ、環境教育の場などで活用していただいている。

木材製品に関して、日本は7割が森林でありながら、残念ながら日本の消費者は、調達の現場についてまで関心が高いとは言えない。リサイクルした古紙を使うことが環境によい、と考える消費者は多いが、では、元の木材がどこからどうやって調達されたものなのか、にまで関心を持つ消費者は、まだそれほど多くはない。しかし、それは消費者が関心を持てるような情報が不足しているからであって、環境に悪いものを選択したいと考える消費者はいないわけで、供給側からの現状の情報提供が足りないことが問題だと考える。

「紙おむつ」の一生を知ろう、ということで、各ステージにおける環境影響を調査・研究したが、紙おむつは使い捨てであるが故に、原材料として使用される木材の伐採現場や石油の採掘現場での環境影響が大きいと考える。いまだに違法伐採の木材が存在する現状、それにより、どのような自然環境や社会環境に影響が出ているのかを消費者にも正しく伝えるとともに、消費者が安心して選択できるような目安として、FSCやPEFCの認証材やSGECなどの国産材、間伐材の有効利用品などを、広くアピールしていくことが重要と考える。

最近、やっとこれらの認証マークなどが、文具や家庭用品、コピー用紙など、身近なものにも見られるようになった。またグリーン購入法に盛り込まれることで、今後、学校などの公共施設で多くの合法木材が使われることを期待したい。


昨年、グアテマラにコーヒー農園の視察に出かけたが、そこで聞いた話で一番印象に残ったのが、コンサベーションインターナショナルの認証をとるきっかけが、カナダの消費者の要求だったということ。また、レインフォレストの認証を取った農園主は、消費者に自分ちの環境配慮した栽培の現状と想いを伝える方法として認証を取得した、ということであった。最終的に、消費者が何を求め、何を選ぶかで社会は変わっていく。日本の消費者も、もっと声をあげていかなければ、と感じている。

わたしたちの暮らしは すべて世界につながっている

～商品の一生を知ろう～

社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
環境委員会副委員長 大石美奈子

2010.12.11 合法証明木材に関する国際シンポジウム



(社) 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会 (NACS) とは

NIPPON ASSOCIATION of CONSUMER SPECIALISTS

- 1988年6月発足
- 全国7支部 約3,800名(2010年6月)
- <http://www.nacs.or.jp/>
- NACS環境委員会
 - ・ 1999年4月から正式に活動
 - ・ 持続可能なくらしをめざし、ライフスタイルの見直しや環境に配慮したくらしのための提案を広く行う
 - ・ 現在のテーマは「商品の一生を知ろう」



「商品の一生」を知ろう

商品には「原料の調達」から「消費・リサイクル」に至る長い一生があり、その過程でさまざまな環境問題が生じています。それらの問題にも目を向け、商品の選択に生かしましょう！




紙おむつの一生

	原料の調達	加工・製造	輸送	販売	消費・リサイクル
原料の調達	森林資源の確保と持続可能な森林管理の推進、森林・海洋資源などの採取、製材・製紙、環境配慮の工場				
加工・製造		原料から製品の加工、各種製品の製造、製品の検査・製造工程の効率化			
輸送			長距離輸送、船・陸路などでの原料の調達、製品の検査、包装の効率化		
販売・購入				消費者のニーズに応じた商品の提供、購入のサポート	
消費・リサイクル					製品の回収、リサイクルなどによる資源の有効活用




- ・ まず、消費者が「商品の一生」を知ろうと行動することが重要

しかし、
企業からの情報がないと、
消費者は **関心を持ってない**



<おせち容器の表示>

- ・ 「知る」ことから「問題意識」が広がり、
必ず **賢明な選択・購入**につながる



身近なFSC認証ラベル例 (タワシ、チラシ、ノート)




国産材・間伐材表示例 (割り箸、封筒、駅弁)




流通の取組み例  ミニストップ

国産FSC認証材を使用した
環境配慮型店舗を展開

太陽光発電装置やLED照明を導入した
「省CO2モデル事業」の環境配慮型店舗で

あわせて、

**国産FSC認証材を100%使用した、業界初となる
「木造建築&太陽光発電装置」店舗を展開**

輸入木材に関する世界的な動き

○米国改正レーシー法

○欧米での違法伐採対策法

日本でも、消費者・事業者を含めた
国全体としての取組みを

○グリーン購入法、**プラスα**

**みんなが幸せになる木材製品を
選ぼう！**



- 環境に大きな負荷をかけたい消費者はいない
⇒ 「**違法伐採の木材製品**は使いたくない！」
- 消費者が声をあげれば、問題解決につながる
- 「生産」から「廃棄・リサイクル」までの、持続可能な取組みを示して欲しい！

nrcs

消費者は、知らなければ
想像することもできない



木材輸出国、政府、事業者は、
**持続可能な方法で森林を管理、利用し、
その取組みを
日本の消費者に伝えてほしい**

nrcs

質 疑

発言者 1

合法材の話について、認証について、現行の認証制度はいろいろあるが、統一されておらず、整合性が取れていない。相互承認ができればよいのだが、現在はばらばらにやっている。一般化されると危険があるのではないか。いまひとつ信用できないものも含まれてしまうのではないか。標準化するのであれば、心してかかる必要がある。基準を高くする必要がある。日本の規格は、世界の標準に対して、どの程度の高さのものであるのか。

藤間氏

日本の認証システムは、それぞれの生産者が提供するものを信頼する形をとっている。始めやすいものからハイスタンダードのものまで混在する形で認めている。ただし、それで満足しているわけではなく、徐々に確実な証明がされているもの、持続可能性が証明されているものにステップアップしていく方向である。また、それぞれの国の現状に配慮して、相互理解を進めていこうとしている。そのために、本セミナーなどの機会も設けている。本日午後の報告・パネルディスカッションが、ご質問に対する答えになると思う。

発言者 2

森林省からきています。消費生活アドバイザーの方にお聞きしたいと思います。アンケート調査を一般国民の方に配っているという話でした。合法木材認証の方を国民に深めたいということですが、なかなか難しいということでした。もうちょっと周知徹底するという意味で質問状を配るという方法も良いのではないかと思います。そのような取組はやっていますか。

大石氏

今のところ、私たちとしてはそこまでやっていません。コーヒーについてプレゼンの中で話しましたが、木材についても消費者の意識が高まってきているので、これから消費者に対しても調査を行っていききたいとは考えています。

発言者 3

FoE ジャパンの岡崎さんに質問があります。とてもよい発表を頂いてありがとうございました。御礼申し上げます。フェアウッドカフェのことについてお聞きしたいです。これはとてもよいと思いますが映画の内容についても関心があります。特に制作についてのフェアネスを確保してほしいです。時には NGO の人が裏口からやってきて盗撮のような形で一方的に撮影して一方的に帰ってしまうということがあります。フェアウッドのフェアも大事ですが映画等制作をする時にはフェアプレーも大事だと思います。本当は内容もみたいです。フェアウッドカフェでフェアな内容のよい映画が見られるとよいです。

岡崎氏

コメントありがとうございます。私どもはいわゆるビジネスをやっている方からそういう批判を時々うけます。わたしどもとしては出所、どういう許可をうけて撮影したか、どういう時点かについてはなるべくクリアにしている。そうして映画を見る方がなるべく真実に近いものなのか、それとも盗撮に近いのか、みられる方が自分で判断できる情報も一緒に提供するようにしています。これからもコメントお願いします。

発言者 4

コメントというか質問というか、日本の消費者として一言コメントをしたい。業界の方々、政府の方々で合法材に対する取組みが進み、供給体制は整ってきた。しかし、ビジネスのコスト等があって、実際の普及にはつながっていないと伺った。国連の報告によれば、森林は減少し続けていると聞いている。誰のせいというわけではないが、消費者の意識、買い手の要求がないから動きにくいという話もあった。裏返すと、これは消費者のせいなのであろうか。素朴な疑問を感じてしまった。大石さんから、消費者は知らないだけで、情報をいただければ動くという話もあった。したがって、政府も木材業界も企業を対象にできるところからやる、という取組みのみならず、もっと消費者に情報が伝達するよう、より一層の努力をしてほしい。

藤間氏

第二部のまとめになるようなコメントをありがとうございました。

以上のことも含め、第三部、「日本の合法性証明の取組と世界の違法伐採対策の進展と未来」に続けたいと思います。

第3部

日本の合法性証明の取組みと 世界の違法伐採対策の進展と未来

Section 1 報告

●司会者 永田 信 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

1952年1月13日生

1974.3 東京大学農学部林学科卒業

1976.3 東京大学大学院農学系研究科林学専門課程修士課程修了

1983.5 Ph.D. (経済学・Yale 大学) の学位授与

1987.3 東京大学助教授農学部

1987.8-1988.3 フィリピン大学客員助教授経済学部

1995.6 東京大学教授農学部

1996.4 東京大学教授大学院農学生命科学研究科



違法伐採対策・合法木材普及推進委員会委員

合法木材供給体制整備部会座長

●報告 1

インドネシアにおける違法伐採との闘い



●報告概要

氏名:

リスティア・クスマワルダニー

講演タイトル:

インドネシアにおける違法伐採との闘い

報告概要:

インドネシアにおける違法伐採の取り締まりについてご説明します。まず、招待していただいた皆様に感謝します。

本日のトピックはご覧のとおりです。(スライド 2)

最初にウィットラー環境大臣の発言から始めたいと思います。

インドネシアの違法伐採は減少傾向にあり、75%減少しています。件数は2005年には720件、2006年には1705件であったものが、2010年は、年初来現在までで81件しか報告されていません。

こちらのグラフは、同僚（アラン氏）がすでに発表していますが、木材資源のトレンドを示しています。プランテーション林に依存しており、天然林からの生産は減少しています。

これは、違法伐採対処の枠組みです。2005年、大統領命令（2005年4号）が出ており、18の機関が協力し、違法伐採の対処にあたっています。林業省は汚職撲滅委員会等と連携して、林業関連の犯罪に対処しています。先週金曜日、大臣が汚職撲滅委員会の会議に参加し、KPKの森林犯罪に関する研究について議論しています。

法律の改正では、違法伐採の対処に必要な改正がおこなわれており、法執行能力強化を図らなければなりません。そのための改正が必要であり、現在準備中です。

そのほかの手段としては、税関、警察、森林関係者の研修などがおこなわれています。中央では、緊急対処部隊の整備も進んでおり、タスクフォースが確立されています。林業省では様々なNGOの支援を得て対処をおこなっています。違法伐採対処は大統領、NGO、政府関係者の全国的コミットメントとなっています。

森林犯罪はまだ発生しており、収穫、加工、流通等でみられるものの、件数は減少しています。制裁については、法律規制に反映されており、法律99年41号、政令2002年34号、政令2003年3号などがあります。改正も行われています。罰則は、禁固刑10年まで、罰金50億ルピーとなっているほか、その他の行政処分も行われています。

合法木材を推進するための2国間協定も締結されており、日本、オランダ、フィンランド、イギリス、オーストラリア、中華人民共和国、米国、韓国と締結されています。

更に違法材木の取引をコントロールするための多国間の取り決めも開発中です。たとえば違法伐採についてはUNODCにおいて森林伐採に関して犯罪防止司法委員会（Commission on Crime Prevention and Criminal Justice）の方に決議案を提起しています。またASIA FLEGプロセスを通じた法執行とガバナンス強化アプローチにも注力しています。

そのほかの取組ですがインドネシアの自然林の保有者、利権所有者が持続可能な木材を生産するようなスキームを導入しています。天然林のみならずプランテーション林に対しても導入しています。現在13万ヘクタールについて認証が行われています。更に120万ヘクタールに自主的な取組みの管理が導入されています。

TLASは自主的な取組みですがインドネシア政府はTLASの認証をうけた製品に対してより高い価格を払うように奨励しています。また認証をうけた製品について政府はインセンティブを導入しています。たとえば認証をうけた輸出取引にもインセンティブを行っています。また、地域社会が国有林に対してアクセスをもてるようなイニシアチブを導入しています。そのほか村レベルの森林に関しましてもアクセスを拡大しています。また地域社会によって民間管理されている森林からの成長の早い樹種についてはよい価格を提供しようと努力しています。

COMBATING ILLEGAL LOGGING IN INDONESIA

BY
LISTYA KUSUMAWARDHANI
(DIRECTOR OF FOREST PRODUCT LEVIES AND DISTRIBUTION,
MOF OF INDONESIA)

INTERNATIONAL SYMPOSIUM ON LEGALITY VERIFIED WOOD 2010
TOKYO, 10-11 DECEMBER 2010

OUTLINE

- ✗ DATA OF THE 2005-2010 CASES
- ✗ FRAMEWORK TO CURB ILLEGAL LOGGING
- ✗ LAWS AND REGULATION AMENDMENT
- ✗ CAPACITY BUILDING
- ✗ PROSECUTE FOREST RELATED CRIMES
- ✗ PROMOTE LEGAL TIMBER TRADE
- ✗ CONCLUSION

FRAMEWORK TO CURB ILLEGAL LOGGING

- ✗ Issue a presidential instruction to curb illegal logging
- ✗ Appoint a presidential envoy to coordinate and monitor actions undertaken to curb illegal logging
- ✗ Establish a system for forest crime case tracking in order to monitor reported crimes, crime investigation and court proceedings

LAWS AND REGULATION AMENDMENT

Why?

To strengthen law enforcement efforts

What amendment?

- ✗ Amend existing national forest legislation to strengthen law enforcement
- ✗ Remove restrictions on law enforcers

CAPACITY BUILDING

- ✗ Establish Rapid Response Forest Police Unit at central level
- ✗ Establish National Task Force on Combating Illegal Logging at central, provincial and district level
- ✗ Supported by various NGOs in curbing illegal logging

PROSECUTE FOREST RELATED CRIMES

- ✗ Forest related crimes : forest harvesting, processing and transportation
- ✗ Sanctions for harvesting and processing crimes (Law No. 41/99, Gov.Reg 34/02, Gov.Reg 34/03)
 - a. Imprisonment up to 10 years and fines up to IDR 5 Billion
 - b. Administrative sanctions

PROMOTE LEGAL TIMBER TRADE-1

- ✦ Develop implement bi-lateral agreement with key timber trading countries to enhance law enforcement corporation, ie.
 - a. Indonesia and Japan
 - b. Indonesia and Netherlands
 - c. Indonesia and Finland
 - d. Indonesia and UK
 - e. Indonesia and Australia
 - f. Indonesia and Republic of China
 - g. Indonesia and the USA
 - h. Indonesia and Korea

PROMOTE LEGAL TIMBER TRADE-2

- ✦ Develop multilateral agreement to control the trade in illegal timber,
 - a. Propose resolution to criminalized logging activities to the Commission on Crime Prevention and Criminal Justice on the UNODC In the 15th session last year. In the 16th revised, the revised proposal was accepted by the commission.
 - b. ASIA FLEG process approach. It focuses on law enforcement and the strengthening of governance structure.

PROMOTE LEGAL TIMBER TRADE-3

- ✦ Develop multilateral agreement to control the trade in illegal timber, by proposing resolution to criminalized logging activities to the Commission on Crime Prevention and Criminal Justice on the UNODC in the 15th session. The proposal was revised and accepted by the commission in the 16th.
- ✦ ASIA FLEG process approach. It focuses on law enforcement and the strengthening of governance structure.

PROMOTE LEGAL TIMBER TRADE-4

- ✦ Indonesian Companies to produce sustainable harvested timber
 - a. Certification for industries .
 - b. Independent Assessor has been established to help the GoI to evaluate concessions and identify 'good companies'
 - c. Logging companies are required to improve their performance (product, human capacities). 126 forest concessions companies covering about 13 M Ha have been certified by independent assessors between 2002-2010 (data by 31 Oct 2010).

PROMOTE LEGAL TIMBER TRADE-5

Premium Price (an incentive concept).

Indonesian Government encourages some buyers to pay higher price for products from companies that hold Indonesia TLAS Certificates.

CONCLUSION

- ✦ Indonesia has implemented some activities to combat illegal logging, ie:
 - a. Improve law and regulation
 - b. Capacity building to enforce the laws
 - c. Prosecute the activities against the laws
- ✦ Promote legal timber trade through bilateral and multilateral negotiation
- ✦ Promote legal timber trade through encouraging companies to produce sustainable harvested timber
- ✦ Promote legal timber trade through encouraging buyers to pay higher price for 'green' products

●報告 2 サラワク州における木材のトラッキングシステム

氏名	セミラン・リポット
肩書き	コンプライアンス課長
所属	サラワク林業公社
略歴	<p><u>高等教育歴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア農業大学 (UPM) (サラワク) にて森林学ディプロマ ・マレーシア農業大学 (UPM) (スルダン) にて森林学士 <p><u>職歴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1990年 サラワク州森林局に上級森林監督官 (G3) として入局。森林再生支部、社会基盤およびマッピング部門の部門長に任命される。 ・1990～1998年 ニア森林検査事務所担当官に任命され、サラワク州北部地域における森林再生プロジェクトの実施全般を担当する。 ・1998～2003年 プランテーション開発監視部門においてサラワク州森林局補佐副部長、サラワク州森林局森林再生支部において森林プランテーション部門の部門長に任命される。 ・2003～2008年 サラワク州サラワク林業公社にて、土地利用管理部門、資源目録部門、木材供給および環境部門の次席部門長に任命される。 ・2009年～現在 サラワク林業公社 SF&C 部門財政部長 (SF&C 部門長直属。収納金徴収に関する手続きの策定と管理を担当。またサラワク州森林局の木材測定、木材トラッキングシステム (LOTS)、林業税課税システム (RBS) の管理も担当する)



●報告概要

氏名：

セミラン・リポット

講演タイトル：

サラワク州における木材のトラッキングシステム

報告概要：

日本の合法性証明木材供給の取組についての評価

最近のサラワク州における違法伐採対策の進展

● 木材トラッキングシステム (LOTS) の全州展開

州政府がフォレストネット (ForestNet) を構築したことにより可能となった。フォレストネットは林業当局専用の広域ネットワーク (WAN) で、LOTS の実施と林業税の徴収に使用される。サラワク州全域の 44 カ所の現場を結び、2008 年 12 月に整備された。LOTS は 2009 年 1 月より、44 カ所のうち 26 カ所で運用可能となった。

● ハイパースペクトル (航空戦術)

サラワク州は、マレーシア天然資源環境省の援助のもと、作戦用ハイパーセンシング設備を森林局に設置し、先進技術の利用を通じた事業に乗り出した。ILD ツールは、サラワク州における違法伐採監視の実施効率を改善する目的で開発された。現場で監視を実施する職員は、航空ハイパースペクトル画像から違法伐採が発見された地域の画像のデータセットを直接活用できるが、ILD はそれを補完する。

● 省庁間の標準業務手順 (SOP) を 2010 年 1 月 1 日付で施行

その中で、政府内の 4 省庁が、森林関連法令・規制の実施について相補的役割を果たすことを委任された。省庁間 SOP によってワークフローが改善し、チェック・アンド・バランス機能が高まり、管轄の重複が解消された。

● 他の実施省庁との合同作戦

昨年から、警察局 (特に海上警察と陸上警察)、マレーシア反汚職委員会 (MACC)、保健局、および地方当局との合同作戦を強化している。2010 年はサラワク林業公社 (SFC) のみで合計 355 件のこうした合同作戦 (出動) が報告された。

● 森林検査事務所の新規増設

2010 ~ 2014 年に実施される戦略的ロジスティック計画の一環を成すもので、サラワク州全域の戦略地域に少なくとも 20 カ所の森林検査事務所の新設が必要である。

グローバルな違法伐採問題の課題

What is LOTS ?

What is LOTS?

It is a network application designed and tailor-made in Sarawak to capture, record and monitor:

- the details of logs felled by the respective licensees or contractors
- volume of logs that had been royalty assessed
- the movement of logs from one place to another



International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

3

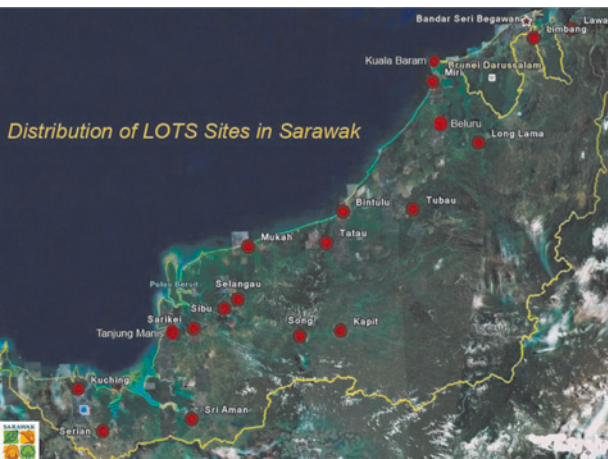
LOG TRACKING SYSTEM (LOTS)

Semilan Ripot

Revenue Manager
Sarawak Forestry Corporation

11 December 2010

International Symposium on Legally Verified Wood 2010,
Tokyo, Japan



Briefing Outline

- 1 What is LOTS?
- 2 LOTS Distribution and Layout
- 3 System Architecture and Model
- 4 LOTS Process Flow
- 5 ISO Certification
- 6 LOTS Reports
- 7 Benefit of LOTS

International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

2

System Architecture and Model (Continued)

1 Log Production Identity (LPI) Registration

2 Royalty Assessment

4 Incoming Shipment

3 Removal Pass (Transit)

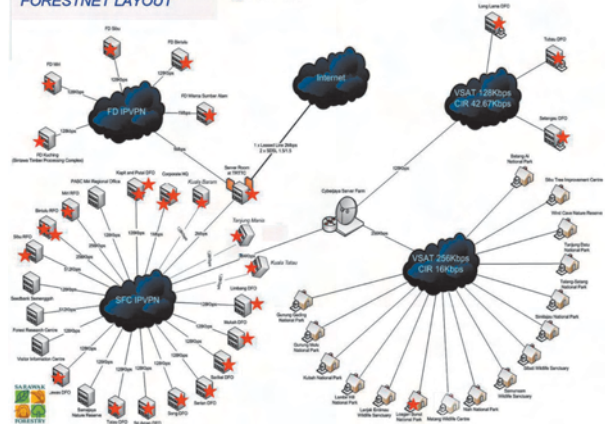


International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

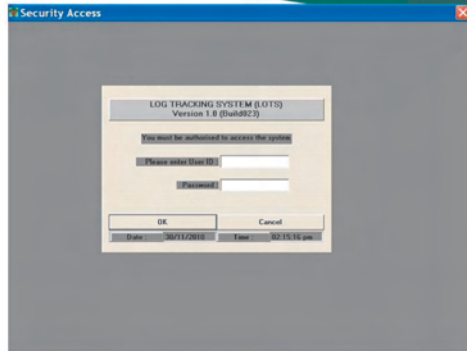
7

FORESTNET LAYOUT

★ LOTS Sites



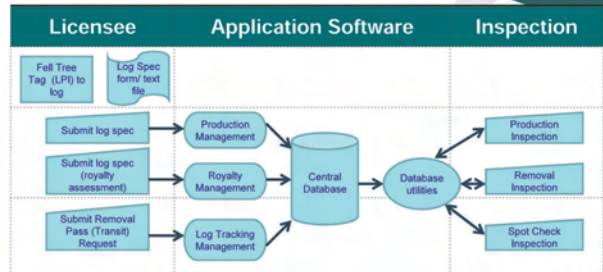
System Architecture and Model (Continued)



International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

8

System Architecture and Model



International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

6

LOTS Process Flow (Continued)

LOTS Process	Venue	Stake-Holder and Purview		
		Licensee	Sarawak Forestry Corporation (SFC)	Third Party
Application of Removal Pass (Transit)		<ul style="list-style-type: none"> Prepare log Specification for Logs to be removed. 	<ul style="list-style-type: none"> Issue Removal Pass (Transit) complete with LOTS security number to milling or export point. 	<ul style="list-style-type: none"> Harwood Timber Sdn Bhd Physically inspect logs to be removed and issue Endorsement Clearance Certificate (ECC). Complete the column "Official Use Only" of Log Specification (Transit)



LOTS Process Flow

LOTS Process	Venue	Stake-Holder & Purview		
		Licensee	Sarawak Forestry Corporation (SFC)	Third Party
Approval print Log Production Identity	SFC Regional Office	<ul style="list-style-type: none"> Apply range of LPI to be printed. Print Approved LPI tags at Vendor Registered with Forest Department Sarawak. 	<ul style="list-style-type: none"> Process & approve range of LPI to be printed. Registered the range of printed LPI tags in log Tracking System LOTS Computers 	<ul style="list-style-type: none"> Monthly Auditing by Forest Department Sarawak.
Capture Log Production Identity	Felling Block (Licence Area)	<ul style="list-style-type: none"> Fell tree Cut trees to logs Scale and grade the log Tag logs with LPI tag Fix / hammer licensee property mark to log Submit the detail of log produce in Daily Production Return (DPR) to SFC, before remove it from the licence area. Move the captured LPI logs to Forest Checking Station (FCS) 	<ul style="list-style-type: none"> Check logs against DPR and uploading its into LOTS Generate the LOTS reference number for production (eg. SB/PO/10/7/2/1) Completing column "Official Use Only" of DP 	<ul style="list-style-type: none"> Spot check by Forest Department and Internal Audit Department of Chief Minister's Office, Sarawak



LOTS Process Flow (Continued)

LOTS Process	Venue	Stake-Holder and Purview		
		Licensee	Sarawak Forestry Corporation (SFC)	Third Party
Incoming Shipment	Mill or Export Point	<ul style="list-style-type: none"> Surrender documents attached to Removal Pass (Transit) to SFC office, upon reaching the designated point 	<ul style="list-style-type: none"> Acknowledge receipt the consignment by rubber stamp of the removal pass (Transit) Update the LOTS system 	<ul style="list-style-type: none"> Harwood Timber Sdn Bhd Physically inspect incoming logs to mill or export point



LOTS Process Flow (Continued)

LOTS Process	Venue	Stake-Holder and Purview		
		Licensee	Sarawak Forestry Corporation (SFC)	Third Party
Royalty Assessment	Forest Checking Station (Place of Royalty marking)	<ul style="list-style-type: none"> Prepare Log Specification for royalty assessment Layout logs to be royalty assessed for easier checking by the authority 	<ul style="list-style-type: none"> Complete the column "Official Use Only" of Royalty Assessment Log Specification. Issue Removal Pass (royalty after physical and LOTS verification. LOTS PC generated Royalty LOTS reference number (eg. SB/RO/10/7/2/1) 	<ul style="list-style-type: none"> Spot check by Forest Department and Internal Audit Department of Chief Minister Office, Sarawak Yearly audit by Moody International Auditor



ISO Certified Procedures

ISO 9001:2008
ISO 14001:2004
 Scope: Provision of Compliance and Regulation of Sustainable Forest management

International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

LOTS Process Flow (Continued)

LOTS Process	Venue	Stake-Holder and Purview		
		Licensee	Sarawak Forestry Corporation (SFC)	Third Party
Application of Removal (Transit) for Export Logs	Export Point	<ul style="list-style-type: none"> Prepare log Specification for Logs to be removed. From export point to exporter country. 	<ul style="list-style-type: none"> Issue Removal Pass (Transit) complete with LOTS security number to vessel 	<ul style="list-style-type: none"> Harwood Timber Sdn Bhd Issue Export Clearance certificate (ExCC) for logs to be exported. Complete the column "Official Use Only" of Log Specification (Transit)

International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

LOTS Reports

LOTS can generate the following reports:

Transaction Reports
(13)

Administration Reports
(12)

Maintenance Reports
(17)

International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

LOTS Process Flow (Continued)

LOTS Process	Venue	Stake-Holder and Purview		
		Licensee	Sarawak Forestry Corporation (SFC)	Third Party
Application of Removal (Transit) for Export Logs	Vessel (End)		<ul style="list-style-type: none"> Update LOTS 	<ul style="list-style-type: none"> Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC) Issue export certificate (Custom Declaration form 2) Issue clearance certificate

International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

Maintenance Reports

- 1) LOTS051 – List Of Processors By Name/Code
- 2) LOTS052 – List Of Importing Countries By Name/Code
- 3) LOTS053 – List Of Other Destinations By Name/Code
- 4) LOTS054 – List Of Accounts By Licensee Name
- 5) LOTS055 – List Of RFO By Name/Code
- 6) LOTS056 – List Of Exporters By Name/Code
- 7) LOTS057 – List Of Licensees By Name/Code
- 8) LOTS058 – List Of Camps By Licensee Name & Acc.No
- 9) LOTS059 – List Of Contractors
- 10) LOTS060 – List Of DFOs By Name/Code
- 11) LOTS061 – List Of Log Ponds By Owners' Name
- 12) LOTS062 – List Of Species By Type, Name Code For Specific Type
- 13) LOTS063 – List Of Transport By Type, Name For Specific Type
- 14) LOTS064 – List Of Areas By Name
- 15) LOTS065 – List Of PECs
- 16) LOTS066 – List Of Assigned LPI By Number
- 17) LOTS067 – List Of Unused LPI By Number

International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

Transaction Reports

- 1) LOTS011 – Daily Production Return Form
- 2) LOTS012 – Royalty Assessment Log Specification Form
- 3) LOTS013 – Removal Pass Listing
- 4) LOTS014 – Removal Pass by Royalty Batch Listing
- 5) LOTS015 – Shutout Log Specification Form
- 6) LOTS016 – Transgression Log Specification Form
- 7) LOTS017 – Production Audit Batch Listing
- 8) LOTS018 – Royalty Audit Batch Listing
- 9) LOTS019 – Removal Pass Audit Batch Listing
- 10) LOTS020 – Shutout Audit Batch Listing
- 11) LOTS021 – Transgression Audit Batch Listing
- 12) LOTS022 – Unroyalty Marked Log
- 13) LOTS023 – Royalty Audit Batch Listing (New Format)

International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan

Benefits of LOTS

1. Traceability of Individual log to Coupe, Block, Licence Area through LPI
2. Real-time verification of origin (legality) against central database
3. Detection of tag duplication and false declarations
4. Common platform for all regions and agencies concerned to carry out monitoring, auditing and enforcement functions
5. Expedited and Improved collection of royalties due to the government

SARAWAK FORESTRY International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan 20

Administration Reports

- 1) LOTS001 – Royalty Marked Logs At Camps Report
- 2) LOTS002 – Royalty Marked Logs In Transit
- 3) LOTS003 – Logs At Sawmill
- 4) LOTS004 – Logs At Export Point
- 5) LOTS005 – Number Of Logs At Log Pond
- 6) LOTS006 – Losses And Leakages From the System
- 7) LOTS007 – Log Movement Between Sections
- 8) LOTS008 – Arriving Logs
- 9) LOTS009 – Usage Of Revenue Forms Report
- 10) LOTS010 – Missing Logs Listing
- 11) LOTS011 – RP Invalid Log Listing
- 12) LOTS012 – Unroyalty Marked Log Listing

SARAWAK FORESTRY International Symposium on Legally Verified Wood 2010, 10 - 11 December 2010, Tokyo, Japan 18

SARAWAK FORESTRY

Innovative Tropical Rainforest Conservation

THANK YOU

www.sarawakforestry.com

●報告 3 中国合法木材認定システム

氏名	朱光前
肩書き	会長
所属	中国木材流通協会
略歴	1965年に北京林学院（現北京林業大学）を卒業。上級エンジニア。国家物資部、国家計画委員会物資局、国内貿易部等の木材建材部、非金属材料流通部などで総括課長、部長等の要職を歴任、40余年木材業界の業務に携わってきた。2000年から中国木材・木製品流通協会会長。また、次のような職を担当する：商務部市場調整統制専門家グループの専門家、国家林業局林産物国際貿易研究センター専門家指導委員会の専門家、国家建設部中国現代木造建築技術プロジェクト専門家グループの専門家、中国科学技術核心期刊行物である『中国人造板』編集指導委員会委員、『中国木材情報』編集長。また、学術的な著書、論文を多数発表。



●報告概要

氏名： 朱光前
講演タイトル： 中国合法木材認定システム
報告概要： 日本における合法木材認定は、具体的かつ緻密であり、順応性があり、実行に都合よくて、中国が参考にすることに値する。 中国においても、合法木材の認定を重視している。我が協会は会員企業に合法木材を使用することを要求している。 中国で国産材を、木材伐採巨許可書、木材運輸許可書、木材加工許可書といった“三つの証明書管理”を実施し、大体において、中国の国産材が合法木材であることが言える。 中国は木材輸入の大国であり、木製品輸出の大国でもある。これは、多くの他の国と違う。輸出の木製品の原料は外材であり、中国の方では、木材原産国の木材が合法であるかどうかをコントロールすることが難しい。中国では、輸入木材の合法性をどのように認定するかは、問題のカギである。

現在、中国において、合法木材認定体系の設立を検討している。主に、木材原産国と協議を締結し、合法木材の定義を明確にする。まず、各国の国内の林業関連の全ての法律に違反してはいけない。森林の伐採は合法的に行われる。森林の管理も森林管理に関する全ての国内法に符合しなければならない。輸入木材の合法性を確保するため、具体的には、以下のような内容を含む。合法的な伐採権、森林管理・環境・労働・厚生・健康及び安全に関する法律の順守、納税・知的所有権に関する法律の順守、国際法の順守など。

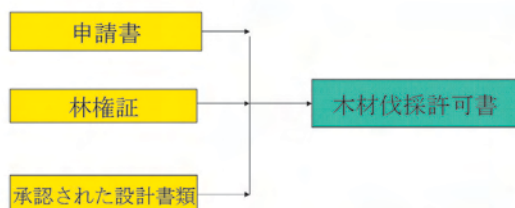
中国合法木材認定システム

中国木材・木製品流通協会
朱光前
2010年12月10日 東京

一、国産材

- 中国の国産木材の管理は、主に木材伐採許可書、木材運輸許可書、木材加工許可書といった“3証”制度で行われている。
- 『森林法』第32条：“林木を伐採する際に、伐採許可を取得しなければならない。しかも、許可書の規定に従い伐採を実施する。農村住民の自留地や家屋の周辺での零細的な伐採を除外する。”“国有林業企業、事業単位、機構、団体、軍隊、学校及び他の国有企業、事業単位が林木を伐採する際に、所在地の県以上の林業主管部門が規定に従って審査して、許可書を発行する。鉄道と自動車道の保護林と都市や鎮の林木の伐採に対して、関連の主管部門が規定に従って審査して、許可書を発行する。農村集体経済組織が林木を伐採する際に、県レベルの林業主管部門が規定に従って審査して、許可書を発行する。農村住民が自留山及び集団所有林から請負の林木を伐採する時に、県レベルの林業主管部門、あるいは、県の委託の上で、郷・鎮人民政府が規定に従って審査して、許可書を発行する。”

一、国産材—伐採許可書



- 木材伐採許可書は全国人民代表大会が制定し、国家林業局が実施する。

一、国産材—伐採許可書

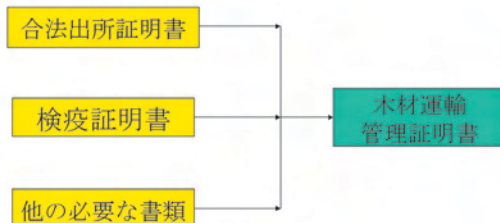
- 伐採制限量の規定：国家所有の森林・林木に対して、各国有林業企業、事業単位、農場、工場、鉱山を単位として、集団所有の森林・林木及び個人所有の林木に対して、県を単位として、年度伐採制限量を定めて、省・自治区・直轄市の人民政府の林業部門がまとめて、調整し、その政府で審議されたあと、國務院に報告、承認される

林木盜伐に対する処罰規定

- 森林及び他の林木の盜伐に対して、材積が0.5m³以下あるいは若木20本以下の場合では、県レベル以上の人民政府林業主管部門が盜伐の本数の10倍の樹木を植林させて、盜伐された林木あるいは盜伐された林木の販売から得た所得を没収し、盜伐林木の価値の3倍から5倍の罰金を取る。森林及び他の林木の盜伐に対して、材積が0.5m³以上あるいは若木20本以上の場合では、県レベル以上の人民政府林業主管部門が盜伐の本数の10倍の樹木を植林させて、盜伐された林木あるいは盜伐された林木の販売から得た所得を没収し、盜伐林木の価値の5倍から10倍の罰金を取る。森林及び他の林木の乱伐に対して、材積が2m³以下あるいは若木50本以下の場合では、県レベル以上の人民政府林業主管部門が乱伐の本数の5倍の樹木を植林させて、乱伐された林木あるいは乱伐された林木の販売から得た所得を没収し、乱伐林木の価値の2倍から3倍の罰金を取る。森林及び他の林木の乱伐に対して、材積が2m³以上あるいは若木50本以上の場合では、県レベル以上の人民政府林業主管部門が乱伐の本数の5倍の樹木を植林させて、乱伐林木の価値の3倍から5倍の罰金を取る。許可なしの林業地域での木材経営（加工を含む）に対しては、県レベル以上の人民政府林業主管部門が、違法経営の木材と違法所得を没収し、違法所得の2倍以下の罰金を取る。

一、国産材—運輸許可書

- 木材伐採許可書は國務院が制定し、国家林業局が実施する。

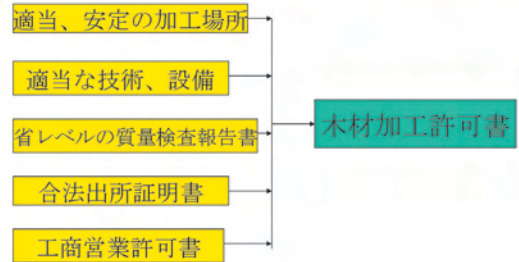


木材運輸許可書なしの運輸への処罰

- ・ 木材運輸管理は、法律に基づいて正常的な木材運輸を維持し、違法木材を流通ルートに阻止するための重要な措置である。
- ・ 法に従って発行された木材運輸許可書に承認された木材運輸の総量は、当該年度の木材伐採計画に規定された搬出、販売される木材の総量を超えてはいけない。
- ・ 木材運輸許可書なしの運輸に対して、県レベル以上の人民政府林業主管部門が違法運輸の木材を没収し、木材の持ち主に木材価値の30%以下の罰金を取る。
- ・ 偽造や書き直しの木材運輸許可書での木材を運輸することに対して、県レベル以上の人民政府林業主管部門が違法運輸の木材を没収し、木材価値の10%から50%の罰金を取る。

国産材—加工許可書

- ・ 木材伐採許可書は国務院が制定し、国家林業局が実施する。



中国の国産木材は合法木材

- ・ 林業地域で、木材経営（加工を含む）には、県レベル以上の人民政府林業主管部門に承認することが、必要である。木材経営機構と個人が、林木伐採許可書あるいは他の合法木材出所の証明書なしの木材を購入してはいけない；
- ・ そして、中国では、“3証”管理での国産材は合法性のことを証明できる。

二、輸入木材

一、中国における輸入木材の管理

(一) 政府の主要管理部門

- ・ 商務部と国家林業局は木材輸入に関する主要な主管部門である；海関総署は税関を出入りの活動を監督・管理する機関であり、輸出入の貨物と企業の貿易行為を監督・管理する；国家質量監督檢驗檢疫総局が出入りの商品に対して質の監督、検査、檢疫を行う。四つの部門が全力で協力し、木材輸出入の管理システムを形成する。

二、輸入木材

(二) 関連の法律・規則

中国は、輸入木材と林産物に対して、厳しい監督・管理を実施する。商務部、海関総署、国家林業局等の部門は協力的に輸入木材と林産物の監督・管理を実施し、違法行為を取り締まる。

関連の法律・規則は次のようにある。

1. 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約』(CITES) 及び関連の規定
2. 『対外貿易法』
3. 『中華人民共和国森林法』とその实施条例
4. 『中華人民共和国海関法』
5. 『中華人民共和国輸出入商品検査法』とその实施条例
6. 『中華人民共和国税関出入動植物検査法』とその実施細則
7. 『貨物輸出入管理條例』
8. 『中華人民共和国絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入管理條例』
9. 『野生植物保護條例』
10. 『貨物輸出許可書管理弁法』

二、輸入木材

(三) 木材輸出入に関する政策・規則

1. 税関の方

1.1 輸入税

- ・ 中国は、改革・開放政策を取ってから、生態環境を保護し、高度経済発展のニーズに満たすため、積極的に森林乱伐を禁止し、木材を輸入することを激励する政策を取った。
- ・ 木材輸入は2品目に分けられる：丸太と製材品。両方とも輸入関税はゼロ。丸太に対しての割当管理制度が取り消された。丸太の輸入に対して、増値税が13%、製材品の増値税が17%。

二、輸入木材

1.2 通関手続き

輸入を申告する時に、次の七つの証票を提出する：

- (1) 契約、CONTRACT (売買双方が署名したもので、貿易会社が提出)；
- (2) インボイス、INVOICE (売り手が記入したもので、貿易会社が提出)；
- (3) 船荷証券、B/L (船会社が記入したもので、貿易会社が提出)；
- (4) 明細書、PACKING LIST (発送人が記入したもので、貿易会社が提出)；
- (5) 原産地証明書、CERTIFICATE OF ORIGIN (原産地の政府機関あるいは関連の部門が発行したもので、貿易会社が提出)；
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の証明書 (関連機関が発行したもので、申告会社が提出)；
- (7) 通関書類 (検査検疫部門が発行したもので、申告会社が提出)；

三、輸入木材合法性の認定に関する構想

(一) 定義

合法木材：まず、各国の全ての林業関連法案を符合しなければならない。森林からの木材は、合法的に伐採される。森林管理も、全ての森林管理関連の国内法を順守しなければならない。以下のような内容を含むべき：合法の伐採権、森林管理・環境・労働・厚生・健康・安全に関連法律の順守、納税・知的所有権に関する法律の順守、国際法（例えば、CITES）の順守など。合法木材の定義に関して、協議国の双方の署名した協議の中に、明確にすべきである。遵守すべきである各国の関連法案のリストを作って、明確にして、このチェックリストは、木材合法性認定システムの重要な一部分となる。

三、輸入木材合法性の認定に関する構想

- ・ “協議国” とは、木材合法性認定システムの枠組み協議に署名し、協議を実行する国家である。
- ・ 木材合法性認定システム：具体的な木材や木製品に対して、売り手は、使われる木材の出所の合法性を保証する。輸出木材に対して、協議国が発行した合法性証明書類で、その合法性を認定する；或いは、国際に認可される森林認証スキームの認定証書でその合法性を認定する。非協議国からの輸入木材に対して、輸入際に、合法性を証明できる書類、あるいは、森林認証の証書で合法性を認定する。

三、輸入木材合法性の認定に関する構想

(二) 基本原則

1. 各国の主権を尊重すること。国家は独立で、不可侵の社会総体であり、すべての国際規範は、国家主権のことを考えなければならない；
2. 中国の法律・規則を符合すること。現行の法律・規則の枠組みの中に、木材合法性証明書を提出する；
3. WTO規則と関連国際公約の要求に符合すること。森林の持続可能な発展を促進し、生態環境を保護するための措置である；
4. 途上国の利益を符合し、政府の役割を強調すること。

三、輸入木材合法性の認定に関する構想

- ・ 木材輸出国が木材合法性の証明書類を発行する：協議国と協議する上で、輸出国の林業主管部門が木材出所の合法性を審査し、輸出木材及び木製品が国内生産と輸出の過程で合法であることを確保し、さらに、統一の合法性証明書類を発行する。

谢谢！

●報告 4 EU の新しい取組み—EU の木材取引規制と二国間協定

氏 名	ビンセント・ファン・デン・ベルク
肩書き	
所 属	FLEGT アジア地域プログラムコーディネータ， 欧州森林研究所（EFI）アジア地域事務所 所長（マレー シア・クアラルンプール）
略 歴	<p>ビンセント・ファン・デン・ベルク氏は、クアラルンプールにある欧州森林研究所（EFI）アジア地域事務所の代表を務める。2009年10月に正式に設立されたアジア地域事務所は、在マレーシア、フィンランド大使館内に拠点を置き、同氏はそこで森林法施行・ガバナンス・貿易（FLEGT）アジア地域プログラムのコーディネートを行っている。本プログラムは、欧州連合（EU）との緊密な連携により実施されており、アジアにおける EU-FLEGT 行動計画の実行を目的としている。行動計画では、合法証明木材のアジア域内貿易の推進と、アジアから他の消費市場への輸出促進に重点が置かれている。</p> <p>ビンセント氏は、EFI の前は欧州委員会に勤務し、クアラルンプールの在マレーシア欧州連合代表部に駐在した。2006年4月からはマレーシアに対する EU-FLEGT アドバイザーとして、EU とマレーシアおよびアジア地域との自主的二国間協定（VPA）交渉を支援した。</p> <p>欧州委員会に移る前、同氏はハーグとワーゲニンゲンにあるオランダ農業・自然・食料省で国際問題担当シニア政策アドバイザーを務めた。2004年からは、オランダの国際林業・木材関連文書の一環である FLEGT 策定の初期段階に深く関与した。</p>



EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

New EU market requirements

The EU TIMBER REGULATION and FLEGT Voluntary Partnership Agreements (VPAs)

International Symposium on Legality Verified Wood, Tokyo, 11 December 2010

by Vincent van den Berk
European Forest Institute – FLEGT Asia

©European Forest Institute




EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

EU timber market

less than 10% EU timber consumption is imported

1: China	(6)
2: US, Russia, Brazil	(4 – 4.6)
3: Switzerland, Norway, Canada	(2 – 2.6)
4: Indonesia, Malaysia	(1.2 – 1.6)
5: Chile, Vietnam	(1)
6: Cameroon, Gabon, Thailand	(0.45 – 0.7)

- China, Vietnam and Thailand manufacturing hubs, sourcing through imports
- Laos, Cambodia, Myanmar no direct export
- Imported timber associated with all sorts of trouble
- an estimated 20% of import into EU is illegal

©European Forest Institute




EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE



EU response: FLEGT

- Civil society, industry, governments pressure: stop the EU acting as a market for illegally harvested timber
- 2003 FLEGT Action Plan. Towards SFM, good governance, transparency, halt deforestation, poverty eradication, carbon storage.

Encourage trade in guaranteed legal timber

- 2013 all FLEGT Action Plan elements operational.
 - EU Timber Regulation effective
 - Voluntary Partnership Agreements delivering FLEGT licensed timber

©European Forest Institute

EU Timber Regulation



©European Forest Institute




EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

EU Timber Regulation

Previously known as the EU “Due Diligence Regulation”

- To prohibit the sale of illegally-harvested timber
- To assure consumers the products they buy are legal
- To provide a level playing field for timber traders on the EU market
- Regulation is binding and applicable in all 27 EU Member States

©European Forest Institute




EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

EU Timber Regulation

- main obligations -

1. It prohibits the placing on the EU market of illegally harvested timber and products derived from such timber;
2. It requires EU traders who place timber products on the EU market for the first time to exercise ‘due diligence’;
3. keep records of their suppliers and customers.

©European Forest Institute




EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

EU Timber Regulation - What is Due Diligence? -


- Information:** operator must have information describing the timber and timber products, **country of harvest**, quantity, details of the supplier and information on **compliance with national legislation**.
- Risk assessment:** operator to assess the risk of illegal timber in his supply chain, based on the information identified above and taking into account criteria set out in the regulation.
- Risk mitigation:** When there is a risk of illegal timber in the supply chain, mitigate that risk by requiring additional information and verification from the supplier.

©European Forest Institute   7

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

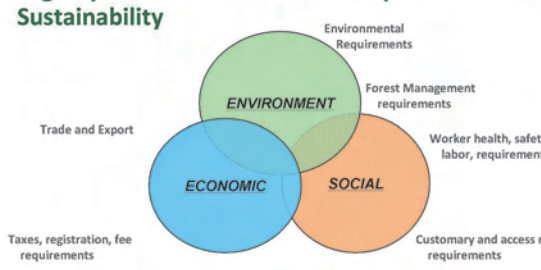
EU Timber Regulation - WHAT IS LEGAL? -

- Legality is defined on the basis of the applicable legislation of the country of harvest, covering:
 - Rights to harvest within legally gazetted boundaries;
 - Payments for harvest rights and timber, incl. duties related to timber harvesting;
 - Timber harvesting, incl. environmental and forest, legislation;
 - Third parties' legal rights concerning use and tenure affected by timber harvesting;
 - Forest sector-related trade and customs legislation.

©European Forest Institute   8

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

Legality definition based on Principles of Sustainability



Environmental Requirements

ENVIRONMENT

Forest Management requirements

Trade and Export



ECONOMIC

SOCIAL

Worker health, safety, and labor, requirements;

Taxes, registration, fee requirements

Customary and access right requirements

©European Forest Institute   9

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

EU Timber Regulation - Which products? -

- Almost all timber products covered, including solid wood products, flooring, plywood, pulp and paper.
- Not included: recycled products, rattan, bamboo, printed papers such as books, magazines and newspapers.
- The product scope can be amended if necessary.

The Regulation applies to both imported and domestically produced timber and timber products.

©European Forest Institute   10

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

EU Timber Regulation - Implementation -

- regulation entered into force November 2010
- and will be applicable/operational after 27 months, i.e. **3 march 2013**
- More detailed rules on the "due diligence system" by June 2012 (EU Implementing Regulation).

©European Forest Institute   11

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

EU Timber Regulation - Implementation -

- Each EU Member State designates a **competent authority** that will coordinate enforcement of the Regulation.
- Each EU Member State determines the **type and range of penalties** that will apply in case of non-compliance with the Regulation.
- The Regulation provides for "**monitoring organizations**" to be recognised by the European Commission. These organisations which will be private entities, will provide EU operators with operational due diligence systems. Operators can thus develop their own system or use one developed by a monitoring organisation.

©European Forest Institute   12

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

EU Timber Regulation and VPAs

- FLEGT-licensed timber products (and CITES certified timber) will be considered to have been legally harvested. These are the only exemptions.
- Countries with VPAs export FLEGT licensed timber into the EU without importers needing to make further legality checks (“Green Lane”; FLEGT licensed or a risk assessment)

©EFLEGT VPA and the EU Timber Regulation are mutually reinforcing

Progress on FLEGT VPAs

Legend:

- FLEGT licenses (not yet)
- System development
- Formal negotiations
- Moving to negotiations
- Preparation, in-country consensus building
- Introduction to VPAs

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

A Voluntary Partnership Agreement is....

A legally-binding bilateral agreement:
EU (all 27 Member States) – partner country
Export License from partner country assures EU market of legality of timber product

Targets/objectives:

- Work together to stop illegal logging
- Strengthen governance & transparency
- Improve control, track & verify legal compliance
- Reform policy and law
- Build capacity
- Better capture revenues
- Secure & improve market access (the Green Lane into the EU market)

©European Forest Institute

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

Key elements of a VPA

- Legality Definition
- Timber Legality Assurance System (TLAS) that verifies compliance with legal definition
- Licensing of verified legal timber
- Independent Monitoring of the entire system

EU requirements set out in briefing notes

- Legality → based on existing legal framework
- TLAS → evaluated against established criteria
- Multi-stakeholder process: ensure credibility nationally and internationally

©European Forest Institute

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

Legality definition in a VPA

- Based on existing regulations/legislation, covering the 5 legality areas similar to the EU Timber Regulation
- Makes clear and visible what is legal timber
- Identifies what will be routinely verified to demonstrate timber is legal
- Ability to focus attention where current legislative enforcement challenges exist
- Based on a consultative process including stakeholder preparation of LD dialogue to define priorities.

©European Forest Institute

EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNANCE AND TRADE TEAM
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

Other: Timber in EU GPP Policies

Spending of public authorities in EU = 16-18% of GDP

GPP for timber in place: Denmark, UK, Netherlands, Belgium, France, Germany

Under development: Spain, Italy, Sweden, Finland

EU Guidance: Buying Green Handbook (2004, DG Trade); EU directives; efforts on harmonisation

©European Forest Institute



EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNMENT AND INDUSTRY PARTNERSHIP
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

Other: Private Sector Responses

Industry working to eliminate illegal forest products from their supply chains since 1990s

- Promotion of sustainability initiatives (FSC, PEFC) & verification of legal timber (VLO/VLC)
- Green purchasing policies and sourcing programmes (Code of Conduct) by timber associations and individual companies
- Financial sector initiatives (Equator principles)

©European Forest Institute   19



EUFLEGT.EFI.INT
THE FOREST LAW ENFORCEMENT
GOVERNMENT AND INDUSTRY PARTNERSHIP
OF THE EUROPEAN FOREST INSTITUTE

Contact Us

EUROPEAN FOREST INSTITUTE
FLEGT Asia Regional Office
c/o Embassy of Finland
5th Floor, Wisma Chinese Chamber
258, Jalan Ampang
50450 Kuala Lumpur, Malaysia
Telephone: +603-42511886 Facsimile: +603-42511245

<http://ec.europa.eu/environment/forests/flegt.htm>
http://ec.europa.eu/environment/cites/home_en.htm
http://ec.europa.eu/environment/forests/illegal_logging.htm

©European Forest Institute   20

●報告 5 違法伐採と関連取引に対抗する米国の取組み

氏名	デヴィッド・J・ブルックス
肩書き	天然資源環境管理局長
所属	米国通商代表部
略歴	デヴィッド・J・ブルックス氏は、米国通商代表部（USTR）の環境天然資源室において、野生生物取引、貿易協定の森林および環境検査など非常に多様な天然資源政策問題を扱っている。USTR 入部前は、米国農務省林野局で科学的研究員、科学チームリーダーを務めた。トリニティ・カレッジ（コネチカット州ハートフォード）、メイン大学、オレゴン州立大学にて学位を取得。



●報告概要

氏名：デヴィッド・J・ブルックス
講演タイトル：違法伐採と関連取引に対抗する米国の取組み
<p>講演概要</p> <p>米国は持続可能な森林管理の推進活動、ならびに違法伐採と関連取引が経済と環境にもたらす結果について世界的関心を喚起する活動を主導してきた。</p> <p>米国ではこの問題に対し、通商代表部（USTR）を先頭に、貿易関連の取り決めを通じて対応してきた。それは次のような多数の革新的取り組みに見ることができる。米国・インドネシア貿易投資枠組協定のもとで交渉が行われたインドネシアとの二国間合意、米中戦略経済対話のもとで交渉が行われた中国との二国間合意、米国・ペルー貿易促進協定の森林部門のガバナンスに関する付属書、合法的な方法で収穫された森林産品の取引促進に関するアジア太平洋地域対話である。</p> <p>こうした取り組みに共通する要素は、関連省庁間を中心とした協議、市場と取引に関する情報の改善など透明性の問題、能力強化、営利団体および NGO の両方を含めた民間セクターと政府のパートナーシップ、義務の強化などである。</p> <p>これらの取り組みを補完するため、米国は 2008 年、レイシー法を改訂した。レイシー法は約 100 年前に制定された、不正取引防止のための法律である。保護植物の違法採取と取引の阻止へ向けた、米国各州ならびに他国による施策を支援する実践ツールを提供することを目的としている。</p>

U.S Efforts to Combat Illegal Logging and Associated Trade

Dr. David J. Brooks

Office of the U.S Trade Representative
Environment and Natural Resources
December 2010

Context

- Combating illegal logging and associated trade are part of a broader set of U.S. trade and forest policy objectives
- Complex problems that require a variety of tools and initiatives
- Bilateral, regional and multilateral cooperation are essential

Key Elements of U.S. Efforts

- Consultation
- Transparency
- Capacity Building
- Partnerships
- Enforcing obligations

Trade and Market Related Activities

- Bilateral MOUs with Indonesia, China
- Commitments in Free Trade Agreements
- Asia-Pacific Regional Dialogue
- Amended U.S. Lacey Act
- Public-Private Partnerships (RAFT and FLA)

Bilateral MOUs

Government-to-government consultation among relevant ministries and agencies

Commitments and mechanisms to enhance market transparency and cooperation

Opportunities to promote partnerships with private sector and civil society

U.S. Free Trade Agreements

- Comprehensive, including commitments useful in efforts to combat smuggling and illegal trade
- Environment chapters include a core obligation to "effectively enforce environmental laws"
- Environmental cooperation mechanisms build capacity to address these problems at their source.

Asia-Pacific Regional Dialogue

- Builds on positive bilateral efforts with government-to-government consultations
- Shared commitment to finding effective and creative solutions
- Has allowed for exchange of information, promoted a common understanding of issues and discussion of collaborative, regional approaches

Amended Lacey Act

- Provides a tool to assist other countries and U.S. states in combating illegal logging
- Prohibits trafficking in illegally harvest plants and products
- Fact based, not document based; enforcement officials must prove illegality
- Requires due care but does not establish standards or require certification

Public-Private Partnerships

- Demonstrate the important role of private sector and civil society
- Develop and promote cooperative, innovative and market-based approaches

Section 2 パネルディスカッション

●参加者

Section 1 の参加者及び

荒谷明日兒 財団法人林業経済研究理事長



荒谷明日兒略歴

1. 1943年 東京生まれ
2. 1971年 東京教育大学大学院修士課程修了
東京教育大学農学部助手
3. 1974年 (財)日本木材備蓄機構(1991年、日本木材総合
情報センターに改称)調査役、海外調査課長、情報主幹などを歴任
4. 2001年 新潟大学農学部教授
5. 2008年 (財)林業経済研究所所長
6. 2010年 同研究所理事長

●パネルディスカッション要旨

永田氏

それぞれの地域の取組みを報告していただいておりますが、日本の取組みをどう見るのか、各国の取組みを念頭に報告していただきたいと思います。まず、荒谷明日兒氏から。

荒谷明日兒氏

私は、合法木材には当初から関与しており、推進委員会委員、普及拡大部会委員などを務めています。午前中、それぞれの立場から取組みの紹介がありました。いくらか重複するかもしれませんが、私から見た日本の取組みを簡単に紹介したいと思います。

我々の取組みは2006年から始まり、今年で5年目になります。この間、当初の108団体、4,900事業体から現在は140団体、7,700事業体に増えています。団体数では30%の増、事業体数では50%の増加です。取扱実績でも4.2倍、加工量では3.5倍となっています。

日本の合法木材活動は業界の自主的活動で、合法木材活動を業者の日常の経済活動に取り入れてきました。ですから、法律に基づいて実施されているものではありません。このため、全体がすべて、うまくいっているわけではありません。当然のことながら、認定団体、認定事業体によって温度差があります。この差をどのように埋めていくのが、これからの課題と言えましょう。しかし、当初から見れば、短時間で大きく動いてきており、参加団体・事業体の大きな努力があったと感じています。つぎに、積極的に動いている部分でどのようなことがあったかを述べていきたいと思っています。

全木連などがエコプロダクツ展等を全国で開催してPRしてきたことも大きいと思います。各

団体もいろいろな活動を行っています。静岡の又平氏の話にもありましたが、県や町への積極的な働きかけも行われています。また、いろいろなイベントの場で、合法木材のPRも行われています。団体によっては県産の合法木材で住宅を造り、消費者を呼んでPRしているところもあります。合法木材で住宅を建てた施主の方々を、県知事名で県主催のいろいろな森林・木材関係のフェスティバル等に招待しているところもあります。このほかにも様々な動きはありますが、こうした努力によって現在の状況があると言えます。

つぎに、今後の方向について述べてみたいと思います。現在、政府の制度として行われている、環境に配慮した長期優良住宅の中に合法木材が取り入れられていますし、公共建築物の木造化でも同じです。今までは、「どのように合法木材の需要を造るか」が問題でしたが、需要拡大については、周囲の環境がかなり整いつつあります。

我々の活動も、これまでは木材業界をターゲットとしてきましたが、最近では建築、紙、DIY等の業界向けのPRを重ねています。おかげさまで、今まであまりお付き合いのなかった業界の方々のなかにも、合法木材を使おうというところが増えつつあります。また、最近のアンケート調査によれば、200企業中、半数近い企業が合法木材を取り扱っており、その多くがこれから拡大したいとも述べています。これから需要拡大の段階に入るのではないかと考えています。

これまでお話ししたのはうまくいっている点ですが、反対にうまくいっていない点もあります。内外無差別ということで、国内材、輸入材ともにカバーしようとしているのですが、輸入材については合法木材としての流通がまだ少ないのが現状です。輸入材でも、インドネシアとかマレーシアとか、一つの国として認証制度を作っているところでは比較的簡単にCoCの証明書が発行されています。反面、国際的な森林認証制度に基づいたCoC証明は、なかなか取りにくいのが現状です。業界のアンケートを見ても、輸入材のCoC証明の取得が大変難しいという結果が出ています。午前中の、大橋さんの発表にもありましたが、船積ごとの合法証明が得られるならば、日本の合法木材の普及率はさらに上がると思われます。この活動を振り返ったとき、事業開始から現在までは組織づくり、基盤づくりが活動の中心でした。しかし現在は、今後どのようにこの活動を発展させていくのかが大きな課題と言えましょう。長期優良住宅、公共建築物の木造化など、法的にも大きな風が吹いています。同時に海外の方とも手を携えながら、国内では、業界だけではなく、どのように消費者を取り込んでいくのかも考えながら、今後の活動を進めていきたいと思います。その意味でも、今回、各国から参加者していただいた方々からもたくさんの意見をいただきたいと思います。

永田氏

それぞれの国から見て日本の合法性証明についての取組をどう見るかについてそれぞれのパネラーから発言をお願いします。

クスマワルダーニ氏

インドネシアにおきましては当然のことながらグローバルな合法木材の成功例にならっていき、合法木材の利用を推進していきたいと思っています。本国においても同様の例があり林業省が合

法木材使用を奨励しています。森林関係の協会を通して進めています。林業機関、民営化機関との連携のもとで行われています。一般大衆についてのアンケートはまだ出来ていません。十分に合法木材について理解できているかの調査はできていませんが森林の持続可能性についての理解は高まっていると思います。インドネシアにおいても合法木材の経験から学びたいと思っています。

永田氏

引き続きマレーシアのリポット氏からお願いします。

リポット氏

合法木材についての日本政府の尽力、日本の消費者の理解促進の取組は素晴らしいと思います。

合法木材の利用推進についてですがマレーシアでは LOT のシステムを運用しています。2009 年前半まではサラワクの一部でしか運用されていりませんでした。今ではサラワクからの木材については十分に合法性が証明できるようになっています。許可証をもっている人や合法木材推進を行っている人にとっては力強い動きです。日本政府が合法木材への努力を充分にして頂いていることはとてもよいことだと思っています。

永田氏

引き続き中国の朱氏からお願いします。

朱光前氏

今日、日本の合法証明制度の話伺い、大変有益なお話でした。日本の認証制度、認定制度は単純で柔軟、実践しやすいものであると感じました。森林認証、協会・団体による認証、自主的な企業による証明等が含まれています。

個人的には、中国では二国間協定を考えているのですが、日本の制度は中国の参考になると思います。

中国では、市民社会の観点からやるべきだと思います。さまざまな次元でやるのが良いと思うので、日本の制度を関連部門に提案したいと思います。

少し PR 活動を紹介したいと思います。

今までやってきたことは十分ではないと思います。中国では、マスコミの間に誤解があります。森林を保護するためには、伐採を減らさなければならないと言っているのですが、これは、合法的に伐採するものだけを使うことで保護することができると思っています。中国では、かつて、木材の代わりにセメントや鉄を使っていたのですが、今もこの考えを主張する人が多くいます。しかし、セメントや鉄の生産では、二酸化炭素の排出が増えてしまいます。この点から、木材のほうが良いと思っています。中国では、建設業でセメントが大量に使われています。中国のセメントの生産量は、18 億ポンド (?) で、1 人あたり 130kg が使われています。世界では 300kg ですが、セメント使用は減らす方が良いと思います。木造建築物を作ることは良いことと

考えます。木造建築に注目が集まりつつあります。建設省も建設基準を作り始めています。中国では、木造住宅の建築がこれから進んでくると思います。何よりも大事なものは、合法木材を使うことだと思います。

永田氏

続きましてはヨーロッパの状況をふまえて話して頂きます。

ファン・デン・ベルク氏

まず冒頭に私からも日本の合法木材の制度の評価を申し上げます。政府や事業団体を始めいろいろな努力がなされていることがわかりました。合法木材のシステムについて三つ質問があります。第一に、輸入材についての合法性はなにを基準に基づいているのでしょうか。どこまでいったら合法と判断しているのですか。合法性、持続可能性の基準はなにでしょうか。ステークホルダーの意見も聞いているのでしょうか。第二点は第三者モニタリングについてです。自己認証と第三者の両方があると聞いたのですが、ヨーロッパでは第三者に大変力を入れていますが、日本の場合はどうなのでしょう。合法木材の認証についてどういうトレンドですか。三点目としてVPAの交渉について今後の方向について申し上げたいと思いました。VPA交渉の進捗状況についての理解について齟齬があるかもしれないという印象を受けました。今後より情報を提供していきたいと思いました。

滝氏（林野庁）

輸入材の合法性の判断についての回答ですが生産国の法律に基本的に基づいて適切に伐採されているか、相手国の基準を尊重して判断しています。

小澤氏（林野庁）

モニタリングについてですが全部はできません。今年について言えば正確な数は手元にないですが100から200程度の事業体の方に答えてもらっています。以上です。

永田氏

三番目の質問がよくわかりませんでした。VPAの中身についてもう少し広報した方がよい、という趣旨でしたか？それについてはいかがですか。

小澤氏（林野庁）

VPAは基本的に二国間のものでEUと相手国のもので我々は情報を得られない。我々としても情報が得られるのはありがたいし、参考にしたいと思う。

永田氏

認証については、森林認証を使った第三者による認証、そして団体による認定、それぞれの企

業による合法性のやり方の証明という三つの方法がある。第三者認証の方にもっていかなければならない、という考え方は多分ないと思う。それぞれのところで、団体による認証についても精度をあげていくべきと考えている。企業についても製紙業では自ら合法性を認証しているがこれについても監査をいれるということでそれぞれが精度を高める方向で行っていると考えています。

ブルックス氏

アメリカのステップと、日本のステップは、かなり似ています。

アメリカでは、長きにわたって、協力体制作りを力を注いできており、2 国間、多国間を合わせ、協力体制を作ってきています。

日米両国ともに、コアとなる理念として、民間部門が責任を持ってアクションをおこなう、ということがあります。ビンセント氏が EU の例を述べているが、認証であれ、CoC であれ、日本はフレキシブルにおこなっている。いろいろな方法があってもよいではないか、というアプローチでしょう。これは、アメリカのアプローチに似ています。政策、法律もありますが、民間部門に主導権を取ってもらっています。まさにこれはアメリカでもおこなっており、こういうやり方のほうが望ましいと考えています。

日本と違うところもあります。たとえば、アメリカでは、違法の証明は、政府の責任となっています。

日本の方に教えていただきたいのは、全体的な範囲を教えていただければと思います。合法性の木材の対象となっているのは、国内材、輸入材それぞれの程度なのでしょうか。いろいろな活動があり、どのようなコストがかかっており、誰が負担しているのでしょうか。輸入材の問題が大きいのか、あるいはそうではないのか。輸入材の中でどの程度のものが問題となっているのか、などをご教示いただければと思います。

永田氏

重要なポイントは、自主的なものであること、消費者にも広がりつつあること、などであると思います。

次に、それぞれの地域における対策が、グローバルにどのようになっていくのかについて、議論をおこないたいと思います。

荒谷氏

先ほどの発表を基に、それぞれの方に、私から質問させていただき、それについて他の方からも意見を出してもらい、議論をしたいと思います。

一つ目はインドネシアのクスマワルダニさんに対してです。今日お出しいただいたペーパーで、合法木材取引の促進として「インドネシア政府がより高い価格を払うよう促進していく」という記述がありますが、具体的にはことなののでしょうか。今の世界では木材価格はだいたい市場価格が決まっています。そのような状況の中で、政府がバイヤーにより「高い価格を払うよう推奨する」というのはどういう意味を持つのでしょうか。もし合法木材の価格が高くなった

とき、「合法性のある木材は高い、合法性のない木材は安い」ということで、安い合法でない木材に需要が流れるというリスクはないのでしょうか。

2番目は中国の朱さんに対してです。輸入に関しては国内でいろいろシステムが作られ、今後、輸入相手国との間で協議するという構想があるということですが、これは、これまでの二国の協議と同じようなものになるのでしょうか。それとも新たな中国独自の方式を考えていただけるのか。また、中国は輸入者としても輸出者としてもビッグプレイヤーになってきたことから、中国が要となって輸入相手国、輸出相手国も含めての協議はできないものか、これらについてどのようにお考えになれるか。

3番目はヨーロッパのファン・デン・ベルクさん、アメリカのブルックスさんをお願いします。我々としてはヨーロッパやアメリカの水際対策の政策について聞く機会はあるのですが、それぞれの国なり地域において日本において我々が行っているような合法木材の制度や活動があるのかどうかについては、なかなか情報が得られないというのが実情です。もし、そういう制度や活動があれば、日本でも参考になるので、教えて頂きたい。

それではインドネシアの方から、どうやって合法性を証明された製品価格をどうやって上げていくのか、合法性の証明されていない材との価格競合についてどう考えていくのかについて願います。

クスマワルダーニ氏

価格は市場が決めるというのわかります。これについてはインドネシアの同僚から説明してもらいたいと思います。もう一つ、合法木材と違法伐採罪についてですが、違法伐採材は低価格と思われるかもしれませんが、インドネシアにおいては集中的に違法伐採対策計画を導入しているので、違法伐採材の価格はむしろ高くなっています。また、この計画を実施してきた結果、違法伐採材はまだあることは事実ですが、大きく減ってきています。

ノート氏

インドネシアの状況について。

インドネシアは合法木材、日本の取組みを支持しています。昨日も説明がありましたが、合法証明木材を使用しようとしています。インドネシア政府は、法律を順守し、合法証明されたものだけを使っています。合法木材証明には、コストが追加で掛かります。今後はプレミアムが発生すると思われます。これにより価格が上昇するでしょう。日本のユーザーは、FSC 認証を受けたものには 20 ドルくらい高い価格を払っています。

インドネシアでは TLAS を活用しており、手続き面では、VPA とほとんど同じです。中国からも説明がありましたが、合法証明の手続きが増えるとはいえ、世界のどこにおいても、違法木材は使われなくなっていくと思います。

永田氏

マレーシアのリポット氏については合法性の証明については費用がかかるので、その費用をど

う賄っているかについて考えを聞かせてほしい。

セミラン・リポット氏

タリフ・サレー氏にお願いします。

タリフ・サレー氏

我々の LOTS システムは、2009 年 1 月 1 日より導入しています。コスト面では、ハードに 300 万ドル、これは、環境省から支払われました。また、運用コストは約 40 万ドルで、これは州が負担しています。業者や消費者には負担をかけていません。

お聞きしたいことがあります。第 1 点は、VPA、2 国間協定についてです。自然法では、有罪と判断されない限り、無実とみなします。相手方が違法であると証明しない限り、無罪です。すでに、生産国にはシステムがあり、制度が確立しています。これだけでは十分でないから VPA を結ぶ、生産国の法律に 100% 任せられないから認証されている木材にしなさいと言っているのでしょうか。

第 2 点は、EU での法律が 11 月にできています。他方、加盟国単位でも法律があります。EU 規則が発効すると、この関係はどうなるのでしょうか。

第 3 点は、VPA に署名する国が出てこない場合、2013 年、どうなるのでしょうか。

第 4 点は、EU の輸入木材は 10%、そのうち 2 割が違法と伺いました。金額では 34 億ドルとのことで、これがヨーロッパに入ってきている、と。かなりの金額ですが、入ってきたものはどうなるのでしょうか。当事者にはどのような罰則があるのでしょうか。

ファン・デン・ベルク氏

新しい法律が発効するとどうなるかの話ですが、バイヤー、貿易事業者は自分たちが調達しているものが合法性要件を満たしているかどうか証明しなければなりません。リスクアセスメントの必要が出てきます。たとえばある木材を買った場合には合法ですとオランダの法律の要件を満たしていると立証しなければなりません。サラワク州から買ったものについても立証するわけです。貿易事業者が怪しいと思った場合にはもっと慎重に自分が調達するものを吟味するようになります。何故ならそのような物を売れない可能性がでてくるからです。トレーダー自身が今後出版されるガイドラインに照らして活動していくわけです。

VPA に関してはマレーシアが VPA を EU と結んでいただければマレーシアから来るものは合法とみなすものです。しかし VPA は任意協定であり義務付けられているものではありません。FLEGT についてはマーケットインセンティブが働けば結んでいただけるのではないかと、思っています。しかしこれより他の方法が今はありません。

EU としてもいろいろな事例研究をやっていて加盟国レベルの法律との突き合わせを行っています。私の記憶では 3 年前に実施してみたが、結論は大変難しいということでした。現在の仕組みが難しいのであれば違う仕組みを考えなければいけません。ということで、問題が表面化した 2003 年から 5 年かかってようやく法律を文書化し、2013 年 3 月をもって発効します。理想

的な世界であればバイヤーはハイリスクのものには手を出せなくなります。いまのシステムであれば FLEGT バイヤーが認証材を買った場合にはリスク評価を下さなくても合法性があると見なされるわけですが、FLEGT の例外規定外のものについては 2013 年以後にまた検討せざるを得ないでしょう。

永田氏

EU とサラワクについては個別にお願いします。朱氏に対しての質問の回答をお願いします。

朱氏

私たちはこのような協定を考え始めたばかりでまだ達成していません。国毎に違うようになるかもしれません。それぞれの国の法律や規制の状況を考慮する必要があるからです。中国は木材の最大の輸入国で木材製品の最大輸出国です。ですが中国一人で解決できる問題ではありません。中国の森林認証制度ははじまったばかりです。

ブルックス氏

少々コメントをさせていただきたいと思います。プレミアム、価格についてです。理論的には、皆が合法材を使えばプレミアムは付きません。皆がこれを期待し、制度が一律に適用されれば、プレミアムは付きません。しかし、今は、バラバラに認証されているから、隙間がある、ということではないのでしょうか。一部の国では、認証をおこなえば、伐採から上がる収入がいくらかということがわかるので、より良い徴税効果があがるということも考えられます。国庫に税収が入ってくれば、コストを転嫁しなくても、それが報酬となります。アメリカには、頑健な法律があって、州レベルで規制がちゃんと適用されています。民有林オーナーは法令を順守し、森林を守ろうとしています。違法伐採はこれに対する抜け道であり、政府も違法伐採を取り締まってもらいたいと考えています。違法伐採関連法は、州際貿易にも適用されることになっています。昔はある程度抜け道があったのですが、現在は対策が取られています。国際協定等については、すでに述べたとおりです。

永田氏

ただいまの話にありましたように合法木材を明示することによるコストの問題は常に残るでしょう。理想的には非合法木材に常に非合法というレッテルが貼られていれば誰でも排除できるが、そうはならないので合法材の方にレッテルを貼らなければならないことになり費用や方法の問題が生じています。

ただトレーサビリティのコストが下がり容易になってきたこと、消費者がトレーサビリティに関心をもってきたことが新しい動きとしてあげられます。消費者がトレーサビリティに注目しそのコストを払うような体制になればうまくいくでしょう。

大事なことは国産材と輸入材と一緒に扱われるような仕組みであること。もう一つは強制的ではなく任意の仕組みとして大事に育てていくこと。この二つが今後も大事なことです。

時間がきたので本日のパネルディスカッションはこれで終了します。ありがとうございました。

展示の概要

主旨

林野庁が公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づいて合法性、持続可能性を証明された木材及び木材製品を、日本に輸出する木材加工、流通業者、同業者で組織された業界団体、同証明システムを運営する団体、関連する行政機関に対して、日本の市場関係者に情報提供するため、合法証明の概要を紹介する証明書などの展示を行った。

情報提供に応じたのは以下の方々、

アメリカ広葉樹輸出協会（AHEC）

カナダ林産業審議会（COFI）

マレーシア木材認証制度（MTCS）

ケベック木材製品輸出振興会（QWEB）

サラワク木材協会

天津嘉成木業有限公司

ウェアハウザー ハードウッド

ウェスタンフォレストプロダクツインク（WFP）

アメリカ広葉樹輸出協会 (AHEC)

対象木材	輸出国・地域	アメリカ合衆国
	製品名	アメリカ 広葉樹材
	輸出者名	アメリカ広葉樹輸出協会 (AHEC) アメリカ ヴァージニア州 1825 Michael Faraday Dr. Reston, VA 20190 USA 問い合わせ: Michael Snow
	輸入の概要	アメリカ広葉樹材丸太、製材、ベニア
	利用している 制度の名称	AHEC 合法性証明 AHEC Responsible Procurement Policy (RPP)
	対象地域	
証明制度の 概要	証明書の発行母体	
	発行手続きの概要	アメリカ国内の広葉樹製材の商業生産ラインに違法材が混入するリスクを独立したコンサルタントが分析した結果から研究されている。 林野庁の指示に従って全ての出荷書類に RPP ロゴマークを押すよう、AHEC の各会員には要求している 制度は <input type="checkbox"/> 合法性のみを証明している。 / <input type="checkbox"/> 持続可能性も証明している。
伐採時点の合 法性を確認す る仕組み	合法性の定義	アメリカ合衆国および各州の全ての適用される法律、規制に従っていること。
	関連する法令	ベスト・マネジメント・プラクティス (BMPs) 想定しているあり得べき違法行為の内容
	合法性を確認する文書、その保管・確認手法	法規制と木材セキュリティタスクフォースとの調整で、不法に持ち込まれる木材や違法伐採の調査解決を行っている。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	州や地方レベルの官民イニシアティブに参加し、協力して違法材や持続可能でない伐採のリスクを減らす。
	持続可能性を 確認する仕組 み	持続可能性の定義
		持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法 第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み
分別管理の仕 組み	伐採から輸出までの取引の実態	
	分別管理を確保する手法	
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	
将来の課題と 展望	システムに対する批判および問題点の認識	
	改善の手続き	
	今後の展望	
参考 記述責任者	www.ahec.org 専務理事 マイケル・スノー メールアドレス msnow@ahec.org	



The American Hardwood Export Council
AHEC Responsible Procurement Policy for Exporters

This company is a member of the American Hardwood Export Council and has agreed to adhere to the association's requirements to monitor, regulate and to verify that its procurement procedures and suppliers operate in accordance with all applicable laws and regulations of the United States and of the State of Washington. This company maintains a procurement policy that specifically prohibits harvest or production of lumber that is excluded from international trade.

This Company recognizes it has a responsibility to its customers, suppliers and staff to have its commercial activities on legally and responsibly managed forests.

The Management of this company takes responsibility for the endorsement of this policy statement and its implementation throughout the company's operations, and to ensure that key members of staff are trained and that all employees are advised of our position.

This company shall:

- Ensure that formal contracts enter into contracts in require compliance with applicable laws and regulations and state Best Management Practices (BMP)
- Encourage landowners/suppliers to use state approved BMPs and monitor the effectiveness of efforts to promote BMP's using public or private sources of information.
- Encourage landowners/suppliers to utilize the services of qualified resource professionals and qualified logging professionals in applying principles of sustainable forest management on their lands.
- Implement a procedure to assess the risk that harvest of commercial timber from illegal logging and address any significant risk identified. In the United States, this procedure may be based on the AHEC commercial map "The Assessment of Legal Harvesting of Sustainability of US Hardwood Species" and any follow-up reports commissioned by AHEC.
- Participate in public and private sector initiatives at the state and local level to work collaboratively to reduce the risk of illegal and unsustainable timber harvesting.
- Coordinate with law enforcement and association timber agency task force to investigate and resolve timber poaches and illegal harvesting.

- Encourage the use of existing mechanisms, such as the Sustainable Forestry Initiative Implementation Committee, Sustainable Forestry Practices pending to report those that do not adhere to the principles of sustainable forestry.
- Ensure that all reported wood shipments include a clear indication of the country of origin (i.e. the United States unless the product is a re-export and, as far as possible, the state) in the United States when the timber was harvested.
- Progressively increase the proportion of processed American hardwoods that can be tracked to forest of origin.
- Substantiate any claims in relation to the source or environmental credentials of American hardwood products.

AHEC and its members who have acknowledged this commitment in writing are expected to comply with this Responsible Procurement Policy (RPP). AHEC shall review information, written complaints about non-conformance with this RPP. AHEC members also all understood that the organization will address any evidence of non-conformance brought to the attention of AHEC.

AHEC encourages customers, suppliers and AHEC members to resolve complaints between themselves if possible or, where not, provide for independent mediation. Where this fails a complaint may be made formally to the AHEC Board of Directors. If the complaint is upheld, the Board may impose sanctions against the offending member.

Signed for the American Hardwood Export Council
 Michael S. Snow, Executive Director

Weyerhaeuser

Weyerhaeuser US Company
 Attention: [Redacted]
 5201 Weyerhaeuser Way S
 Central
 Everett, WA, WA 98203 US

PACKING LIST

Quantity	Unit	Part of Loading	Part of Unloading	Part of Unloading	Part of Unloading
Weight	Volume	Mark	Mark	Mark	Mark
1000	1000	1000	1000	1000	1000

RPP Participant
 We are a forest steward.
 The supplier is signed by AHEC 2017.

Weyerhaeuser **COMMERCIAL INVOICE**

Weyerhaeuser US Company
 Attention: [Redacted]
 5201 Weyerhaeuser Way S
 Central
 Everett, WA, WA 98203 US

Invoice Number	Invoice Date	Invoice Type
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

Product Description:

1000 1000
 1000 1000
 1000 1000

Total Weight: 1000 kg
Total Volume: 1000 m³

Weyerhaeuser **COMMERCIAL INVOICE**

Weyerhaeuser US Company
 Attention: [Redacted]
 5201 Weyerhaeuser Way S
 Central
 Everett, WA, WA 98203 US

Invoice Number	Invoice Date	Invoice Type
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

Product Description:

1000 1000
 1000 1000
 1000 1000

Total Weight: 1000 kg
Total Volume: 1000 m³

Weyerhaeuser **納品書**

Weyerhaeuser Industrial Products
 北米製材株式会社 大平大倉庫203-4
 TEL: 0862-47-4711
 FAX: 0862-47-6044

販売先: [Redacted]

品名	仕入内容	材種	数量 (立方)	単価 (円)	金額	消費税	合計金額
22131128	ALDER 4.14 PR	8	2.761	100,000	276,316	13,815	290,132
合計			2.761		276,316	13,815	290,132

Weyerhaeuser Japan (株)
 北米製材株式会社 大平大倉庫203-4
 TEL: 0862-47-4711 FAX: 0862-47-6044
 北米製材株式会社 大平大倉庫203-4
 TEL: 0862-47-4711 FAX: 0862-47-6044

上記はアメリカ産製材株式会社 (AHEC) の合法製材 (RPP) による
 合法性が認められた木材製品です。

カナダ林産業審議会 (COFI)

対象木材	輸出国・地域	カナダ
	製品名	カナダ針葉樹 製材： スプルースパインファー (SPF)、ヘムファー (N)
	輸出者名	カナダ林産業審議会 (COFI) / カナダウッド カナダ BC 州、バンクーバー Mr. Paul J. Newman, Executive Director, Market Access & Trade 1501-700 West Pender Street Pender Place, Vancouver, B.C., Canada V6C 1G8
	輸入の概要	2009 年カナダ針葉樹製材日本向け輸出実績：919,448,000fbm
	利用している 制度の名称	<ul style="list-style-type: none"> ■ カナダ規格協会 (CSA) 及び持続可能な林業イニシアティブ (SFI)。CSA と SFI は PEFC により国際的に認められた認証制度である。 ■ 森林管理協議会 (FSC)
	対象地域	カナダ BC 州、アルバータ州
証明制度の 概要	証明書の発行母体	COFI 及び関連するカナダウッド産業会の各会員企業についてはそれぞれが取得している第三者認証が異なる。
	発行手続きの概要	CSA, SFI (PEFC) 及び FSC などは第三者認証機関から認証が発行される。詳しくは COFI/ カナダウッド会員企業にお問い合わせください。
	制度は	<input type="checkbox"/> 合法性のみを証明している。 / <input type="checkbox"/> 持続可能性も証明している。 PEFC 及び FSC 認証では持続可能性も合法性も証明されている。
	伐採時点の合法性を確認する仕組み	<p>合法性の定義</p> <p>カナダでは違法伐採を以下のように定義している A) 木材、丸太の窃盗、B) 明示権限、暗黙の権限のない伐採、無許可の土地、伐採施業の不完全さにより許可の取り消された土地、汚職による政府承認を得た土地での意図的な伐採 C) 立木代、ロイヤルティを森林所有者に故意に支払っていない場合</p> <p>関連する法令</p> <p>伐採に関連する現行の法律は、市町村レベル、地方レベル、国レベルで多くある。 州レベルでの公有林については例えば、B.C 州森林施業法、公園法、野生生物法、土地法</p> <p>想定しているあり得べき違法行為の内容</p> <p>BC 州では林業省が州全域 15,000 の林地を対象に年次監査を実施。2003 年から 2009 年の間、林業省は 99.9994% の割合で年間伐採許容量を順守していることを明らかにしている。</p> <p>合法性を確認する文書、その保管・確認手法</p> <p>関連する国家法、地方法の他、PEFC、FSC 取得企業はそれぞれの制度の基準に基づいている。</p> <p>第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み</p> <p>第三者機関による検証制度の責任は各会員企業が決定している。</p>
持続可能性を 確認する仕組み	持続可能性の定義	持続可能な森林管理とは将来世代のニーズを満たす能力を脅かすことなく、今日の社会のニーズを満たす適切なバランスで、経済、社会、環境的側面を一体化して経営するものである
	持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法	PEFC や FSC 認証制度を順守している認証取得会員企業はそれぞれ、国家法、地方法に関連した証明書類を取得している。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	第三者機関による検証制度の責任は各会員企業が決定している。
	分別管理の仕組み	伐採から輸出までの取引の実態
将来の課題と 展望	分別管理を確保する手法	
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	
	システムに対する批判および問題点の認識	
改善の 手続き	改善の 手続き	
	今後の展望	日本の合法ウッドの要件については、COFI/ カナダウッドジャパンは会員企業に向けて林野庁のグリーン調達法のガイドラインやその他市場ニーズに関連しているということで、引き続き教育、奨励する努力をしております。
	参考 記述責任者	www.cofi.or.jp ショーン ローラー Director, Japan Operations - COFI / Canada Wood lawlor@canadawood.jp



マレーシア木材認証制度 (MTCS)

対象木材	輸出国・地域	マレーシア
	製品名	認証された永久保存林からの木材製品全品目
	輸出者名	MTCS 認証取得者。MTCC ウェブサイトで確認できる。 http://www.mtcc.com.my/mttc_scheme_certs_holders%20-%20MC&I%282002%29.asp
	輸入の概要	2009年12月31日現在、総計 366,814 m ³ の輸出量。多くは製材品 (197,958 m ³), 合板 (148,716 m ³) モールディング (17,639 m ³)。)
利用している制度の名称	国内での名称	Skim Pensijilan Kayu Malaysia.
	英語での名称	Malaysian Timber Certification Scheme (MTCS) は Malaysian Timber Certification Council (MTCC) によって運営されており、2009年5月1日に PEFC の相互承認を得た。
対象地域	国地域	国家制度
証明制度の概要	証明書の発行母体	第三者検証。詳しくは http://www.mtcc.com.my/registered_assessors.asp
	名称 / 所在地 / 連絡先	
	発行手続きの概要	MTCC ウェブサイトを参照してください。 http://www.mtcc.com.my/registered_assessors.asp
	制度は合法性のみを証明しているか、持続可能性も証明しているか	合法性を含む持続可能性

伐採時点の合法性を確認する仕組み	合法性の定義	MTCS は合法性に関する伐採から木材生産チェーン全体の課題に対し、第三者監査を用いて取り組んでいる。
	関連する法令	
	想定しているあり得べき違法行為の内容	
	合法性を確認する文書、その保管・確認手法	
持続可能性を確認する仕組み	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	
	持続可能性の定義	社会的、環境的、経済的な課題に対応した国際的な法規、原則に基づき定義されている。基準はコンサルテーションを通じて利害関係者の承認を得ている。
	持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法	「マレーシア森林管理認証の基準と指標」に基づき、第三者が監査する。 [MC&I(2002)]
分別管理の仕組み	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	独立した ISO 認定及び国の認定団体であるマレーシア基準局認定の認証機関。認証機関は MTCC が国の統治機関として周知する。
	伐採から輸出までの取引の実態	CoC 認証を適用。認証林から、輸出地点まで、生産チェーン全体をカバー。使用している基準は PEFC テクニカル文書 Annex 4.
	分別管理を確保する手法	
将来の課題と展望	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	独立した ISO 認定及び国の認定団体であるマレーシア基準局認定の認証機関。認証機関は MTCC が国の統治機関として周知する。
	システムに対する批判および問題点の認識	基準見直しを 5 年ごとに行い、継続的に向上している。現行の森林管理基準は現在 2 度目の見直しがされている。他制度やイニシアティブと積極的な連携をとっている。 植林基準を PEFC の承認を得るため申請している。
	改善の手続き	
参考記述責任者	今後の展望	
	ホームページ	http://www.mtcc.com.my
	連絡先	Chief Executive Officer Malaysian Timber Certification Council (MTCC) C-08-05, Blok C, Megan Avenue II, No. 12 Jalan Yap Kwan Seng, 50450 Kuala Lumpur Tel. No. : 603-2161 2298 Fax No. : 603-2161 2293
	メールアドレス	info@mtcc.com.my



SEE YOUR TIMBER ORIGIN
SIRIM QAS
MALAYSIAN TIMBER CERTIFICATION SCHEME

PEFC FSC C01-101

SEE YOUR TIMBER ORIGIN
SIRIM QAS
MALAYSIAN TIMBER CERTIFICATION SCHEME

PEFC FSC C01-101

(A) Kerohot-Sustainable, Level 1
(B) Kerohot-Legal, Level 1

Certificate 555-MTCOC-0041

Certificate for Chain of Custody
SGS (Malaysia) Sdn Bhd hereby certifies that

Wood Village Industries Sdn Bhd
113, Jalan 1, Kompleks Perindustrian Dam Limpit
42100 Seremban, Selangor, Malaysia

has met the requirements specified in the

PEFC Council Technical Document Annex 4:
Chain of Custody of Forest Based Products - Requirements dated 17 June 2008
Under the Malaysian Timber Certification Scheme (MTCOS)

Confidentially assessment - independence of product certification

Type 4 (SICREC GUIDE #1 2004)

Scope:
Purchase of MTCOS certified sawn timber, manufacturing (using physical separation method) and sale of MTCOS certified finger jointed, laminated finger jointed timber, furniture components, moulding products and indoor and outdoor furniture products

This certificate is valid from 24 December 2009 until 17 March 2012
Issue 2, Certified since March 2009

SGS
MTCOS
PEFC
mtcc
STANDARDS
SIRIM QAS

CERTIFICATE FOR FOREST MANAGEMENT (NATURAL FOREST)
[MTC/0001]

SIRIM QAS International Sdn. Bhd. hereby certifies that

KEDAH STATE FORESTRY DEPARTMENT
ARAS 8, BANGUNAN SULTAN ABDUL HALIM
JALAN SULTAN BAQUDSHAH
05000 ALOR SETAR
KEDAH DARUL AMAN
MALAYSIA

has implemented the requirements complying with

Malaysian Criteria and Indicators for Forest Management Certification (MTCOS/2009)
under the Malaysian Timber Certification Scheme (MTCOS)

Scope:
Management of Natural Forest within the permanent reserved forests located in the Kedah Forest Management Unit (FMU) (307,046 hectares)

Issue Date : 9 June 2010
Validity period : 9 June 2010 - 8 June 2013
Certification No. : FMC 003

SIRIM QAS International Sdn Bhd
Khaizura Haniffah
Managing Director
SIRIM QAS International Sdn Bhd


In: P. N. Tehaya Ahmad
Chairman
SIRIM QAS International Sdn Bhd

This Certificate is granted subject to the terms and conditions as stated in the Certification Agreement.

ケベック木材製品輸出振興会 (QWEB)


対象木材	輸出国・地域	カナダ
	製品名	カナディアン針葉樹・広葉樹 製材： スプルースパインファー (SPF)
	輸出者名	ケベック木材製品輸出振興会 (QWEB) / カナダ・ウッド
	所在地	カナダ ケベック州 ケベック市
	輸入の概要	2009年カナダ製材日本向け輸出実績 1,998,338m ³
	利用している制度の名称	<ul style="list-style-type: none"> ■ QWEB 独自の原産地及び合法性トレーサビリティシステム。QWEB 監査トレーサビリティシステムの実施・順守 QWEB コードに基づいている。 ■ カナダ規格協会 (CSA) 及び持続可能な林業イニシアティブ (SFI)。CSA と SFI は PEFC により国際的に認められた認証制度である。 ■ 森林管理協議会 (FSC)
	対象地域	カナダ ケベック州
証明制度の概要	証明書の発行母体	QWEB の個別の会員企業は、それぞれの第三者検証制度に責任を持つ。
	発行手続きの概要	CSA, SFI (PEFC) 及び FSC などは第三者認証機関から認証が発行される。詳しくは QWEB/ カナダ・ウッド会員企業にお問い合わせください。
	制度は	<input type="checkbox"/> 合法性のみを証明している。 / <input checked="" type="checkbox"/> 持続可能性も証明している。 PEFC 及び FSC 認証では持続可能性も合法性も証明されている。
伐採時点の合法性を確認する仕組み	合法性の定義	カナダでは違法伐採を以下のように定義している A) 木材、丸太の窃盗、B) 明示権限、暗黙の権限のない伐採、無許可の土地、伐採施業の不完全さにより許可の取り消された土地、汚職による政府承認を得た土地での意図的な伐採 C) 立木代、ロイヤルティを森林所有者に故意に支払っていない場合
	関連する法令	伐採に関連する現行の法律は、市町村レベル、地方レベル、国レベルで多くある。 州レベルでの公有林 (王室御料地)：ケベック森林法及び州有林における最優良管理事例
	想定しているあり得べき違法行為の内容	カナダのケベックでは違法材はほとんど問題になっていない。事実上、ケベックの森林を由来とした木材が違法に伐採されているリスクはない。
	合法性を確認する文書、その保管・確認手法	PEFC や FSC 認証制度を順守している認証取得会員企業はそれぞれ、国家法、地方方法に関連した証明書類を取得している。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	第三者機関による検証制度の責任は各会員企業が決定している。
	持続可能性を確認する仕組み	持続可能性の定義
	持続可能な森林管理とは将来世代のニーズを満たす能力を脅かすことなく、今日の社会のニーズを満たす適切なバランスで、経済、社会、環境的側面を一体化して経営するものである	
	持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法	PEFC や FSC 認証制度を順守している認証取得会員企業はそれぞれ、国家法、地方方法に関連した証明書類を取得している。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	第三者機関による検証制度の責任は各会員企業が決定している。
	分別管理の仕組み	伐採から輸出までの取引の実態
分別管理を確保する手法		
第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み		
将来の課題と展望	システムに対する批判および問題点の認識	
	改善の手続き	
	今後の展望	日本の合法ウッドの要件については、QWEB/ カナダウッドジャパンは会員企業に向けて林野庁のグリーン調達法のガイドラインやその他市場ニーズに関連しているということで、引き続き教育、奨励する努力をしております。
参考記述責任者	連絡先	高橋量一
		QWEB/ カナダ・ウッド 日本事務所 ディレクター E メールアドレス：Ryoichi.takahashi@mri.gouv.qc.ca

QMBE



Québec is the state seeking for harmony of human and nature. Tree tapping is a part of life and we produce 75% of maple syrup in the world.

人と自然の共生をめざすケベック州では、世界の75%を生産しているメープルシロップ採取も生活の一部になっている。



The Rainforest Alliance

SIMON LUSSIER LTÉE
16, Rue de La Seigneurie
Blainville, Québec J7C 3V3
Canada

IS CERTIFIED FOR FOREST STEWARDSHIP COUNCIL
CHAIN-OF-CUSTODY AND CONTROLLED WOOD

Certificate Registration Code: SW-COC-064613
SW-CW-064613

Valid from: January 14, 2010 to January 13, 2015

CERTIFICATE SCOPE:
Single Chain of Custody and Controlled Wood certificate based on FSC-STD-COC-004 / FSC-STD-AB-005. Additional details regarding the certificate scope, including products and species, are found at: fsc-info.org.

Jon Jickling
Jon Jickling
Director
SmartWood Program of the Rainforest Alliance
60 Miller Street, Suite 201, Richmond, Vermont USA 05477

SMARTWOOD IS A PROGRAM OF THE RAINFOREST ALLIANCE ACCREDITED BY THE FSC

This certificate is not evidence that a product is FSC certified, although it is a necessary requirement for the certificate holder. This certificate is the property of the International Program of the Rainforest Alliance. Upon request or in case of a purchase or resale of your certificate or record of your certificate, the certificate must be returned to Issuer/Issuer.

ACCREDITED BY:
FSC-ACC-084
© 2004 Forest Stewardship Council A.C.




LUSSIER 16, Rue de La Seigneurie
Blainville, Québec
J7C 3V3
TEL: (455) 435-6957
1-800-363-4667
Fax: (455) 435-2351

Mixed Sources
Product groups from well-managed forests
and other controlled sources
www.fsc.org Cert. no. SA-COC-1501
©1996 Forest Stewardship Council

Facture Invoice
No.: 141326
Date: 2010/03/04

Facturé à / Sold to: _____ Livré à / Shipped to: **Même / Same**

Numéro de commande / Order number	Numéro de client / Client number	No. de comm. client / Cust. P.O number	No. numéro / Reference no.	Expédié via / Shipped via
48022	4525	Package list 2228	DUV99	Pick up
Description	Quantité / Quantity	Prix / Price	Montant / Amount	
44 White Birch 64 & 8oz Sap® 8oz AD Nombres de tall(s) / Number of tall(s): 1 FSC-MIXTE CREDIT SW-COC-064613 Conteneur: MEDC 911349 Scale: 000108	9,030	0.00	0.00	
NHLA CERTIFIED				
Valeur de bois / Wood value: Escouage / Discount: \$0.00		Sous-Total / Sub-Total: T.P.S. / G.S.T.: (010486050) 0.00		
Taxes / Taxes: \$0.00		T.V.Q. / Q.S.T.: (080136367) 0.00		
Client / Customer		Total:		

Les clients doivent être avisés dans les 10 jours de la date de livraison. All clients must be made within 10 (10) days of shipping. Send us products identification codes with each certified FSC. Only products identified as such on FSC certified.

LUSSIER 16, Rue de La Seigneurie
Blainville, Québec
J7C 3V3
TEL: (455) 435-6957
1-800-363-4667
Fax: (455) 435-2351

Mixed Sources
Product groups from well-managed forests
and other controlled sources
www.fsc.org Cert. no. SA-COC-1501
©1996 Forest Stewardship Council

Mémo de Livraison Delivery Slip
No.: 141326
Date: 2010/03/04

Facturé à / Sold to: _____ Livré à / Shipped to: **Même / Same**

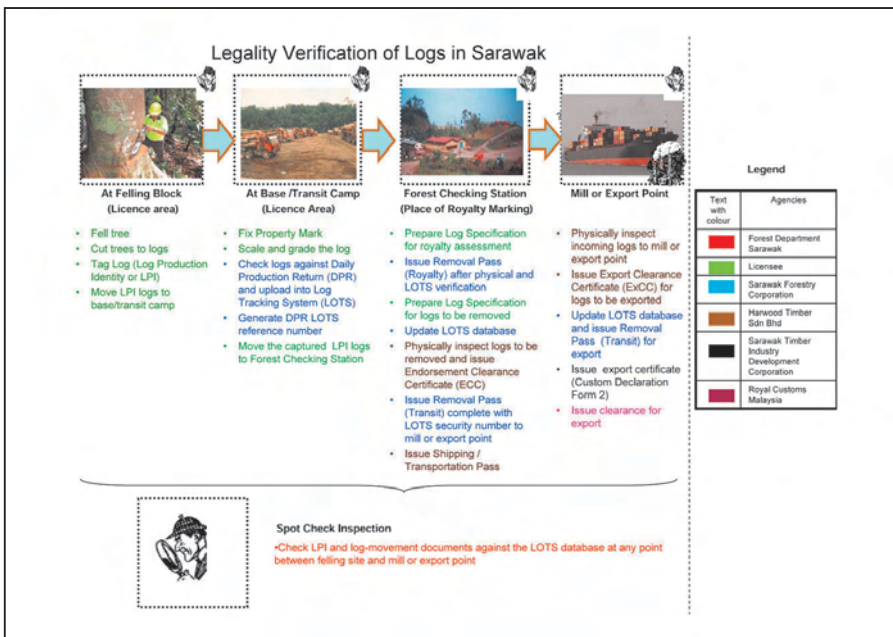
Numéro de commande / Order number	Numéro de client / Client number	No. de comm. client / Cust. P.O number	No. numéro / Reference no.	Expédié via / Shipped via
48022	4525	Package list 2228	DUV99	Pick up
Description	Quantité / Quantity	Prix / Price	Montant / Amount	
44 White Birch 64 & 8oz Sap® 8oz AD Tally: FSC / Forest JAP-07 9,030 FSC-MIXTE CREDIT SW-COC-064613 Conteneur: MEDC 911349 Scale: 000108	9,030	0.00	0.00	
NHLA CERTIFIED				
Total Tally / Tally Total: 1		Quantité Totale / Total Quantity: 9,030		
Total Paquets / Bundle Total: _____		Signature Transport: _____		
Client / Customer		Signature Client: _____		

Les clients doivent être avisés dans les 10 jours de la date de livraison. All clients must be made within 10 (10) days of shipping. Send us products identification codes with each certified FSC. Only products identified as such on FSC certified.

サラワク木材協会

対象木材	輸出国・地域
	マレーシア、サラワク州
	製品名
	サラワク州産 丸太
	輸出者名
	サラワク木材協会
	輸出の概要
利用している制度の名称	サラワク州における丸太合法証明（フローチャート参照）
対象地域	マレーシア、サラワク州
証明制度の概要	証明書の発行母体
	サラワク森林局（FDS）、 サラワク林業公社（SFC） サラワク木材産業開発公社（STIDC） ハーウッド・ティンバー社（HTSB）
	発行手続きの概要 フローチャート参照。
	制度は <input checked="" type="checkbox"/> 合法性のみを証明している。 / <input type="checkbox"/> 持続可能性も証明している。 合法性のみ。
伐採時点の合法性を確認する仕組み	合法性の定義
	免許を取得している者が承認されたエリアで伐採した木材及びマレーシアの林業、林産業、貿易の法律、規制、手順に則って輸出される木材及び木材製品。
	関連する法令
	・森林法、1958 (Cap 126) ・森林規則、1962 ・土地条例、1958 ・天然資源環境条例、1993 (Cap 84) ・野生生物保護条例、1998 (Cap 26) ・サラワク林業条例、1995 (Cap 17) ・サラワク河川条例、1993 ・サラワク木材産業開発公社条例、1973 ・マレーシア慣習法、1967
	想定しているあり得べき違法行為の内容
	・無免許の伐採 ・許可量を超える伐採、境界外での伐採 ・ロイヤルティの不払い ・寸法の誤申請 ・無許可の輸出入
	合法性を確認する文書、その保管・確認手法
	信頼性確保のため、第三者 ISO 認証に基づいている。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み
	独立した外部監査員に国家監査局を採用し、4 社全てに内部監査員を配置している。
持続可能性を確認する仕組み (不該当)	持続可能性の定義
	持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み
分別管理の仕組み	伐採から輸出までの取引の実態
	分別管理を確保する手法
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み

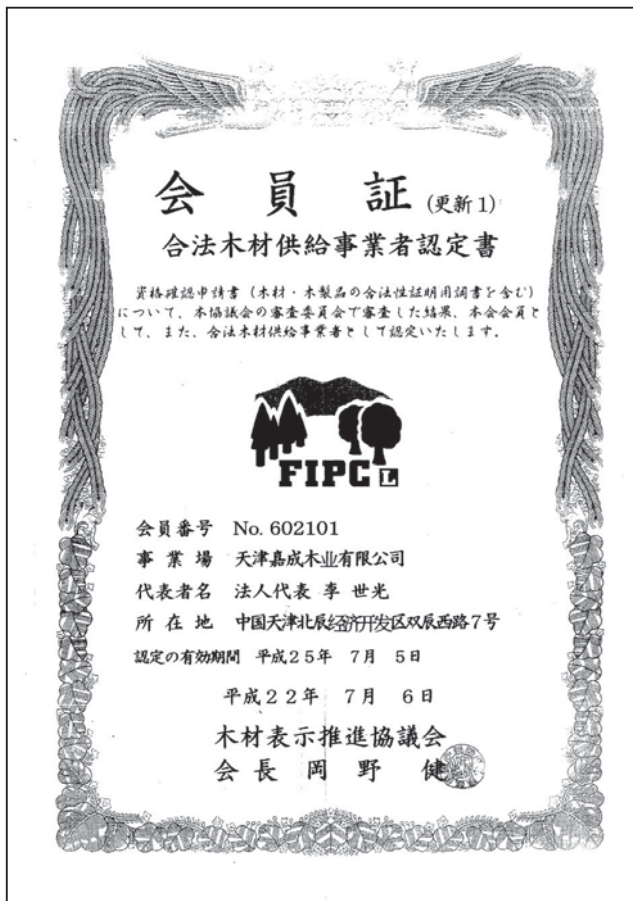
将来の課題と展望	システムに対する批判および問題点の認識
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4社間で統一したデータベースがない。 ・ データ回収やモニタリングを目的としたICTインフラやハードウェアの配備に限界がある。 ・ 強制するために必要な論理的支援の不足。
	改善の手続き <ul style="list-style-type: none"> ・ 第10マレーシア・プランのもと、ネットワーク及びデータベース統合を実施 ・ 新規に州内20箇所に設置する森林チェックステーションとForestNetを繋げ、整理統合、拡大をする。 ・ 林業機能のパフォーマンスについて内部基準を実施する。 ・ 全ての組織において、現場スタッフを追加採用する
参考記述責任者	今後の展望
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次元バーコードシステムを丸太生産識別(LPI)タグに取り込む。 ・ スキャンと丸太データをセントラルデータベースに衛星送信する端末能力。
	http://www.sta.org.my/ Mr Jack Liam, サラワク森林局 上級森林官



天津嘉成木業有限公司

対象木材	輸出国・地域	中華人民共和国
	製品名	各種集成材ボード / 各種家具部材 / 各種住宅部材
	輸出者名	天津嘉成木業有限公司
	中華人民共和国	天津市北辰経済経済開発区双辰西路 7 号
	輸入の概要	ラジアタ松系商品 8000m ³ /年、ビーチ系商品 800m ³ /年 ゴムの木系商品 6000m ³ /年、ユーカリ系商品 800m ³ /年、 SPF 系商品 2000m ³ /年
	利用先	住宅建具 / 内装材 / 家具、DIY 商品、学校関連木製品（学童机など）
	利用している 制度の名称	木材表示推進協議会 合法木材供給事業者認定書（FIPC）
対象地域	日本全国	
証明制度の 概要	証明書の発行母体	木材表示推進協議会 事務局
	名称 所在地 連絡方法	木材表示推進協議会 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F 全木連内 03-3580-3215
	発行手続きの概要	FIPC 事務局からの要請の合法性を証明するための各種 Data/ 資料 / 書類を用意し、提出する。例えば… 1. 木材製品の原材料調達管理（サプライヤーの合法性証明書の有無と期限の確認）、 2. 原材料の分別取扱い管理（100%合法性証明書のあるもの。ないものは購買しない）、 3. 樹種・原産地の確認証明（第 3 者証明（木材辞典、木材専門書、大学教授の発行資料） 4. 生産管理（工程表など）、品質管理・在庫管理棟のついて内部規程（認定を受けている JAS、ISO14000 の基準・規定も含む）など これらを、FIPC 事務局に提出し、委員会で審査し、その結果会員としての資格を認定される。 原材料については、当社の場合、下記合法認証されているもののみを購買している。 1 ラジアタ松 ニュージーランド Pan Pac Forest Products Ltd. (FSC-CoC)、 2 ビーチ ドイツ Holzindustrie Templin GmbH (PEFC-CoC)、 3 ゴムの木 タイ政府発行証明書（工業振興局 / 開発部家具及び複合産業課）付 4 ユーカリ オーストラリア Vic Forests (AFC 認証) 5 SPF カナダ Canadian Forest Products Ltd. (SFMS 認証) 信頼性のある第 3 者の認証機関・行政機関の手続きを踏んで合法性の確認をしている。審査の際には、上記の各関連書類を一式（樹種確認、合法性確認）を提出している。 また、FIPC 事務局から許可をもらった認証ラベルは、発行したラベル発行数量を管理し明確にして定期的に FIPC 事務局に報告。 制度の証明は合法性のみ。
伐採時点の合 法性を確認す る仕組み	合法性の定義	製材工場が、第 3 社機関発行の有効な合法を証明する書類を有している事。 例 FSC/PEFC/ 政府機関の発行など
	関連する法令	各民間認証機関の定義する合法性に関する規定と各国の政府機関の定める法令。
	想定しているあり得べき違法行為の内容	当社は、製材工場より製材を購入するため、製材工場が合法性の書類を偽造されれば手の打ちようがない。従い、倫理観のしっかりとした経営者の合法性を認証された製材工場のみと取引している。定期的な取引先の訪問して常に合法性を確認している。
	合法性を確認する文書、その保管・確認手法	FSC/PEFC-CoC の書類、政府機関の発行の書類、必ずコピーを保管している。年数回現地の業者を訪問し、オリジナルの書類などを確認している。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	FSC/PEFC-CoC の書類、政府機関の発行の書類、必ずコピーを保管している。年数回現地の業者を訪問し、オリジナルの書類などを確認している。
	持続可能性を確認する仕組み	持続可能性の定義
		持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法
		第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み

分別管理の仕組み	伐採から輸出までの取引の実態
	伐採に関しては、製材供給者が管理しているものと前提にしている。認証のある製材工場からしか、製材を購入しておらず、生産で認証のない材を使う事はない。
	分別管理を確保する手法
	合法性の認証のある製材しか使用していない。認証のもっていない製材工場からは買わない事が管理である。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み FIPC の審査を受け合法性を認めて頂いている。 合法性とは関連はないが、ISO14001 と JAS 認証を受けている。
将来の課題と展望	システムに対する批判および問題点の認識
	海外企業にとっては、日本の事務局とのコミュニケーションが難。また、当社の加入している FIPC の認知度は、FSC/PEFC に比べ低い。
	改善の手続き
	当社の日本語可能スタッフの能力 Up と新規顧客への FIPC の啓蒙活動。
	今後の展望 合法性の FIPC 製品の PR 拡販
参考 記述責任者	http://www.jiachengtimmer.com/englishweb/about.asp
	Ms. Wang Xiao Dong – Marketing Department – Tel: +86-22-26978888 / Fax: +86-22-26970888 E-mail: wangxiaodong@jiachengtimmer.com



ウェアハウザー ハードウッド

対象木材	輸出国・地域	アメリカ合衆国
	製品名	広葉樹製材
	輸出者名	ウェアハウザー ハードウッド、アメリカ ワシントン州 33663 Weyerhaeuser Way South CH2 J30 Federal Way, WA 98003, US 問い合わせ：Erick Hall
	輸入の概要	1億4千万ボードフット（BFT）の広葉樹製材品。用途は家具や木工製。
	利用している制度の名称	AHEC 合法性証明 AHEC Responsible Procurement Policy (RPP)
	対象地域	アメリカ 太平洋岸北西部 アメリカ ウィスコンシン州ドーチェスター
証明制度の概要	証明書の発行母体	
	発行手続きの概要	AHEC の指示に従い、出荷書類に AHEC RPP ロゴスタンプを押している。サンプルを参照してください 合法性と持続可能性の両方を証明。
伐採時点の合法性を確認する仕組み	合法性の定義	
	関連する法令	合衆国の広葉樹は合法かつ持続可能であるという合衆国議会決議 想定しているあり得べき違法行為の内容
		合法性を確認する文書、その保管・確認手法
		第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み
持続可能性を確認する仕組み	持続可能性の定義	
	持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法	
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	
分別管理の仕組み	伐採から輸出までの取引の実態	
	分別管理を確保する手法	
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	
将来の課題と展望	システムに対する批判および問題点の認識	
	改善の手続き	
	今後の展望	
参考記述責任者	ホームページ	http://www.weyerhaeuser.com
		Nobuyuki Ryu 広葉樹・工業製品部 部長 E メールアドレス nobuyuki.ryu@weyerhaeuser.com

ウェスタンフォレストプロダクツィンク (WFP)

対象木材	輸出国・地域	ブリティッシュコロンビア州 カナダ
	製品名	カナダ BC 州沿岸針葉樹製材
	輸出者名	ウェスタンフォレストプロダクツィンク, 510-700 ウェストジョージアストリート、TD タワー、バンクーバー、カナダ
	輸入の概要	ウェスタンフォレストプロダクツ (WFP) はカナダ BC 州沿岸で公有林と私有林の伐採と製材、原木及び製材販売を行っています。年間伐採許可量は約 7 百万 m ³ 。年間製材能力は約 3.5 百万 m ³ 。売 6 億カナダドル。7 製材工場と 3 加工工場があります。カナダツガ、ダグラスファー、イエローシダー、ウェスタンレッドシダー、シトカスプールの人工乾燥及び未乾燥製材、年間約 50m ³ を日本に輸出しています。
	利用している制度の名称	森林認証 : CoC 認証 CSA (PEFC Appendix 4)
対象地域	ブリティッシュコロンビア州 カナダ	
証明制度の概要	証明書の発行母体	国際的な Program for Endorsement of Forest Certification (PEFC) に承認されている Canadian Standard Association (CSA) 及び Sustainable Forestry Initiative (SFI) の規範に基づいて合法で持続可能な森林、原木、製材の管理をしています。 Forest Stewardship Council (FSC) の認証。
	発行手続きの概要	証明書を添付 合法性と持続可能性の両方を証明。
	合法性の定義	カナダでの合法性の定義は、窃盗された木材で無い事、政府の許可及び権限の無い地域で伐採された木材で無い事、森林所有者に対して適正な伐採権料又はロイヤルティを支払っている事。
	関連する法令	伐採に関連する現行の法律は、市町村レベル、地方レベル、国レベルで多くある。 州レベルでの公有地については、例えば、BC 州森林施業法、公園法、野生生物法、土地法 想定しているあり得べき違法行為の内容 BC 州では林業省が州全域 15,000 の林地を対象に年次監査を実施。2003 年から 2009 年の間、林業省は 99.9994% の割合で年間伐採許容量を順守していることを明らかにしています。 合法性を確認する文書、その保管・確認手法 PEFC、FSC の規範に基づいています。 第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み PEFC、FSC の規範に基づいて、第三者が定期的に監査しています。
持続可能性を確認する仕組み	持続可能性の定義	持続可能な森林管理とは将来世代のニーズを満たす能力を脅かすことなく、今日の社会のニーズを満たす適切なバランスで、経済、社会、環境的側面を一体化して経営するも
	持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法	PEFC、FSC の規範に基づいています。 第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み PEFC、FSC の規範に基づいて、第三者が定期的に監査しています。
	分別管理の仕組み	伐採から輸出までの取引の実態
	将来の課題と展望	システムに対する批判および問題点の認識 改善の手続き 今後の展望 森林認証材及び CoC 認証について、顧客が正しく理解する様に啓蒙活動を行ってまいります。
参考記述責任者	URL	www.westernforest.com
	執行周一	マックミランブローデル株式会社 (日本の販売子会社) 代表取締役副社長 sshigy@westernforest.com



Western Forest Products Inc.

TD Tower, P.O. Box # 10032, Pacific Centre
 Suite 510 - 700 West Georgia St.
 Vancouver, BC
 Canada V7Y 1A1
 Phone: 604-548-4500 Fax: 604-681-8584

November 6, 2010

CERTIFICATE OF INSPECTION AND SPECIFICATION / PACKING LIST

Mark: CKT227M Reference: 789141

DIVISION: Custom Cut Division DESTINATION: Tokyo, Japan
 INSPECTION DATE: 2010 Oct 26 GRADING RULE: RLIST, 2003

WE CERTIFY THAT THE MATERIAL COVERED BY THIS CERTIFICATE HAS BEEN TALLIED AND INSPECTED FOR QUALITY AND STANDARD OF MANUFACTURE AS PER CONTRACT AND IN ACCORDANCE WITH THE DESCRIPTION HEREIN CONTAINED. FURTHERMORE, THAT THE SAID MATERIAL WAS IN GOOD ORDER AND CONDITION AT THE TIME OF SHIPMENT.

DESCRIPTION	TALLY	PKGS	PIECES	GROSS FBM	NET FBM	GROSS M3	NET M3
5x5 Yellow Cedar #2 Merch Rgh Gm	Pieces: 20/12 51/12.5 848/13.2		919	25,130	25,130	59.340	59.340
	Packages: 21/13.2'	21					
TOTAL:		21	919	25,130	25,130	59.340	59.340

PEFC (CSA/SP) - PEFC Annex 4 CoC #24629 - 100% Certified (CSA/SP)

Package Details: 5x5 Yellow Cedar #2 Merch Rgh Gm

Tag No	Width, Grade	Piece Tally	Gross FBM	Net FBM	Gross M3	Net M3	Pcs
91688583	5.2M	45/13.2	1,297	1,297	2,820	2,820	45
91688600	5.2M	1/12.5 44/13.2	1,226	1,226	2,916	2,916	45
91688671	5.2M	45/13.2	1,297	1,297	2,820	2,820	45
91688691	5.2M	45/13.2	1,297	1,297	2,820	2,820	45
91688713	5.2M	45/13.2	1,297	1,297	2,820	2,820	45
91688736	5.2M	2/12.5 43/13.2	1,234	1,234	2,913	2,913	45
91688750	5.2M	45/13.2	1,297	1,297	2,820	2,820	45
91688788	5.2M	45/13.2	1,297	1,297	2,820	2,820	45
91688802	5.2M	2/12.5 43/13.2	1,234	1,234	2,913	2,913	45
91688830	5.2M	45/13.2	1,297	1,297	2,820	2,820	45
91688849	5.2M	4/12.5 41/13.2	1,231	1,231	2,907	2,907	45
91688867	5.2M	1/12 6/12.5 38/13.2	1,226	1,226	2,884	2,884	45
91688887	5.2M	3/12.5 42/13.2	1,233	1,233	2,909	2,909	45
91688908	5.2M	5/12.5 40/13.2	1,230	1,230	2,903	2,903	45
91688930	5.2M	7/12.5 38/13.2	1,227	1,227	2,898	2,898	45
91688957	5.2M	4/12.5 41/13.2	1,231	1,231	2,907	2,907	45
91688980	5.2M	3/12 3/12.5 39/13.2	1,225	1,225	2,892	2,892	45
91691103	5.2M	3/12.5 42/13.2	1,233	1,233	2,909	2,909	45
91691170	5.2M	3/12.5 42/13.2	1,233	1,233	2,909	2,909	45
91691190	5.2M	15/12 6/12.5 18/13.2	1,063	1,063	2,487	2,487	40
91691208	5.2M	1/12 2/12.5 21/13.2	864	864	1,846	1,846	24
Product Totals:		20/12 51/12.5 848/13.2	25,130	25,130	59.340	59.340	919

M3 Certificate v2.23

林野庁補助事業

平成 22 年度
合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010
報告書

2011 年（平成 23 年）2 月

社団法人全国木材組合連合会
〒 100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>

